

平成22年度

予 算 資 料

北 名 古 屋 市

目 次

総 括

会計別予算総括表	2
基金の運用状況表	3
公有財産の状況（土地）	3
科目別職員数一覧	4
臨時職員雇用人数一覧	5
公共施設用地借地一覧	6
主要建設事業費等一覧	7

一般会計

一般会計歳入款別構成比率	12
一般会計歳出款別構成比率	13
歳入 市民1人当たり及び1世帯当たりの金額	14
歳出 市民1人当たり及び1世帯当たりの金額	15
小学校児童・中学校生徒・保育園児1人当たりに係る費用額	16

歳 入（一般会計）

平成21年度市税決算見込及び平成22年度市税予算状況表	18
個人市民税の課税状況	20
法人市民税の課税状況	21
固定資産税及び都市計画税の課税状況	22
固定資産税の概要（償却資産）	23
固定資産税の概要（土地）	24
固定資産税の概要（家屋）	26
都市計画税の概要（土地）	28
都市計画税の概要（家屋）	30
軽自動車税の課税状況	32
市たばこ税の課税状況	33
道路占用料の内訳	34
緊急雇用創出事業基金事業	35

歳 出（一般会計）

一般会計性質別歳出内訳	38
-------------------	----

電子計算事務事業	39
防犯施設管理事業	41
交通安全対策事業	42
自転車駐車場事業	43
市内循環バス事業	44
地域福祉活動推進事業	45
地域福祉計画策定事業	48
後期高齢者医療事業	49
高齢者生活支援事業	50
緊急通報システム管理委託事業	52
高齢者活動推進事業	53
高齢者福祉補助事業	54
老人保護措置事業	55
介護保険施設補助事業	56
社会福祉法人西春日井福祉会（仮称）第5特別養護老人ホーム	
建設資金借入金元利償還補助金	58
回想法普及啓発事業	60
障害者手当支給事業	61
障害者補助事業	63
障害者補装具費支給事業	65
障害者自立支援事業	66
障害者地域生活支援事業	69
障害者施設補助事業	72
地域福祉施設管理事業	75
高齢者福祉施設管理事業	77
高齢者活動センター管理事業	78
高齢者活動センター補助事業	79
回想法センター施設整備事業	80
福祉医療費扶助事業	81
認可外保育所補助事業	83
家庭児童相談事業	84
児童福祉(手当支給)事業	85
ファミリー・サポート・センター運営事業	87
地域子育て支援センター活動事業	88
児童福祉(保育園)事業	90
児童福祉施設整備事業	92
児童福祉(児童館)事業	93

児童クラブ運營業務委託事業	95
心身障害児通園所運營業業	97
幼稚園振興事業	99
生活保護事業	101
二次救急整備事業	102
二次救急運營業業	103
健康診査事業	104
予防接種事業	106
母子保健事業	107
地球温暖化対策事業	109
清掃事務事業	110
塵芥収集事業	111
資源分別収集事業	112
し尿・浄化槽事業	113
レジャー農園事業	114
国営総合農地防災事業	115
商業団体等補助事業	116
商工業者金融対策事業	117
産業集積活性化調査事業	118
消費生活対策事業	119
道路橋りょう管理事業	120
道路橋りょう新設改良事業	121
道路橋りょう新設改良事業（公有財産購入費）	122
河川管理事業	125
河川改良事業	126
河川関連整備事業（公有財産購入費）	127
住宅・建築物耐震化事業	128
都市計画事業	129
街路整備事業	131
街路整備事業（公有財産購入費）	132
流域下水道周辺対策事業	134
流域下水道周辺対策事業（公有財産購入費）	135
ポンプ場管理事業	136
都市公園整備事業	137
都市公園整備事業（公有財産購入費）	138
児童遊園整備事業	139
児童遊園整備事業（公有財産購入費）	140

区画整理事業	141
常備消防事業	142
非常備消防事業	143
消防施設整備事業	144
災害対策事業	145
小中学校の児童生徒数	146
外国語指導事業	147
学び支援事業	148
I T教育支援事業	149
特別支援事業	150
教育支援センター管理事業	151
小学校整備事業	152
要保護等児童生徒援助事業	153
中学校整備事業	154
図書館運営事業	155
給食センター運営事業	156
負債額表	157

特別会計

国民健康保険特別会計の概要	162
特定健康診査等事業	163
老人保健特別会計の概要	164
後期高齢者医療特別会計の概要	165
介護保険特別会計の概要	166
介護予防特定高齢者施策事業	167
介護予防一般高齢者施策事業	169
包括的支援事業	173
任意事業	175
駅前開発事業	178
負債額表	179
公共下水道事業受益者負担金及び下水道使用料について	180
下水道（汚水）維持管理事業	181
下水道（流域）維持管理事業	182
公共下水道（汚水）整備事業	183
公共下水道（雨水）整備事業	184
流域下水道整備事業	185
負債額表	186

総括

会計別予算総括表

(単位：千円)

会 計 別	平成22年度	平成21年度	増 減 額	伸率(%)
一 般 会 計	22,255,000	21,563,000	692,000	3.2
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	7,290,000	7,169,000	121,000	1.7
老人保健特別会計	12,000	10,000	2,000	20.0
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	644,000	548,400	95,600	17.4
介護保険特別会計	3,442,000	3,091,200	350,800	11.3
西春駅西土地地区画 整理事業特別会計	155,000	208,000	△ 53,000	△ 25.5
公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計	1,825,000	2,840,400	△ 1,015,400	△ 35.7
合 計	35,623,000	35,430,000	193,000	0.5

基金の運用状況表

(単位：千円)

区 分	平成21年度末 現在高	平成22年度当初 予算取崩し額	平成22年度当初 予算積立額	平成22年度当初 予算後現在高
財 政 調 整 基 金	1,241,823		2,481	1,244,304
公共施設建設整備基金	532,787	253,033	1,061	280,815
駅及び駅周辺整備 事業基金	76,256		150	76,406
福 祉 基 金	41,850		83	41,933
天野教育文化事業基金	102,360		203	102,563
ふるさと応援基金	849		2	851
一 般 会 計 合 計	1,995,925	253,033	3,980	1,746,872
国民健康保険事業 財政調整基金	110,437	110,437	1	1
介護給付準備基金	242,616	73,170	514	169,960
介護従事者処遇改善 臨時特例基金	24,300	10,206	41	14,135
特 別 会 計 合 計	377,353	193,813	556	184,096
合 計	2,373,278	446,846	4,536	1,930,968

公有財産の状況（土地）

(単位：㎡)

	購入（地積）	売却（地積）	計（地積）
平成21年度末見込現在高			411,138.56
平成22年度当初予算高	3,863.37	300.00	3,563.37
平成22年度末見込現在高	3,863.37	300.00	414,701.93

科目別職員数一覧

予 算 科 目		職員数 (人)	備 考
1-1-1	議事課人件費	6	
2-1-1	特別職人件費	2	
	総務課人件費	16	
	人事秘書課人件費	11(1)	
	行政改革推進課人件費	4	県派遣職員含む〔1人〕
	企画広報課人件費	9	
	会計課人件費	7(2)	
	財政課人件費	11	
	情報課人件費	6	
	防災交通課（防犯・交通安全）人件費	9	
2-2-1	税務課人件費	28(1)	
	収納課人件費	9	
2-3-1	市民課人件費	17	
2-5-1	企画広報課（統計）人件費	2	
2-6-1	監査課	2	
3-1-1	国保医療課（年金・医療）人件費	13(3)	
	社会福祉課（社会福祉）人件費	19(1)	県派遣職員含む〔1人〕
	高齢福祉課（老人福祉）人件費	6(1)	
	国保医療課（国民健康保険）人件費	12	
	高齢福祉課（介護保険）人件費	17	
3-2-1	児童課人件費	15	
	児童課（保育園）人件費	154(4)	
	児童課（児童館）人件費	4	
	児童課（心身障害児通園施設）人件費	6	
3-3-1	社会福祉課（生活保護）人件費	6	
4-1-1	健康課人件費	14	
4-2-1	環境課人件費	9	
	環境課（環境保全センター）人件費	13(4)	
	清掃工場建設準備室人件費	2(1)	県派遣職員含む〔1人〕
6-1-2	商工農政課（農業）人件費	5(1)	
	農業共済職員人件費	1	
7-1-1	商工農政課（商工）人件費	3	
	企業対策課人件費	2	
8-1-1	施設管理課人件費	14(1)	
8-4-1	都市整備課人件費	7	
	都市整備課（区画整理）人件費	5	県派遣職員含む〔1人〕
	下水道課人件費	11(1)	
9-1-2	防災交通課（防災・消防）人件費	4	
10-1-2	学校教育課人件費	20(3)	県派遣職員含む〔2人〕
10-4-1	生涯学習課（社会教育）人件費	8	
	生涯学習課（文化勤労会館）人件費	1(1)	
	生涯学習課（図書館）人件費	5(2)	
	生涯学習課（歴史民俗資料館）人件費	2	
10-5-1	スポーツ課人件費	7(1)	
	学校教育課（給食センター）人件費	6(2)	
合 計		530(30)	

備考 () 内は、短時間職員について外書き

臨時職員雇用人数一覧

(特別会計含む)

課名	人員	内 訳	業 務 内 容
総務	59	59	選挙事務（選挙準備、資材等準備、期日前投票）
人事秘書	5	1	運転手
		2	一般事務
		1	不当要求・防犯・交通対策等相談員
		1	国際交流事務
企画広報	29	29	統計等調査補助事務
税務	17	2	一般事務
		2	償却資産課税事務
		10	当初課税事務
		3	確定申告指導
収納	8	2	徴収指導員
		2	一般事務
		4	徴収員
防災交通	12	10	交通指導員
		2	防災指導員
環境	3	3	塵芥・粗大ごみ収集業務
市民	2	2	一般事務（住基）
国保医療	23	11	一般事務（国保・医療・後期高齢者・年金）
		1	年金相談員
		11	レセプト点検業務
健康	8	1	一般事務
		3	看護師
		2	保健師
		1	栄養士
		1	歯科衛生士
社会福祉	3	1	一般事務（生活保護）
		1	専任相談員
		1	就労支援員
高齢福祉	27	2	一般事務
		4	介護支援専門員（認定調査・包括支援センター）
		1	介護予防事務
		1	回想法センター（運営指導員）
		10	認定調査員
		6	高齢者福祉施設管理
		3	社会福祉士（包括支援センター・介護予防）
児童	203	3	一般事務
		139	臨時保育士
		30	用務員
		5	看護師
		1	保健師
		12	児童厚生員
		8	療育指導員
		5	子育て支援保育士
		1	一般事務（地域職業相談室）
商工農政	21	20	確認事務
		1	一般事務
学校教育	142	1	一般事務
		1	セーフティアドバイザー
		11	用務員
		10	給食補助員
		1	環境学習センター指導員
		5	外国語指導講師
		34	非常勤講師（自治体単独教員）
		6	教育支援センター指導員
		2	家庭訪問相談員
		11	特別支援員
		3	給食センター事務（西2・東1）
		55	調理員（西28・東27）
生涯学習	55	2	栄養士（西1・東1）
		1	一般事務
		1	ボランティアコーディネーター
		8	文化勤労会館（管理事務）
		5	公民館（管理事務）
		28	図書館（図書整理業務補助等）西13人、東15人
スポーツ	10	12	歴史民俗資料館（うち埋蔵文化財2人）
		10	受付等事務（体育館）
合 計	627	627	

公 共 施 設 用 地 借 地 一 覧

施 設	月額単価(円/㎡)	面積 (㎡)	予算額 (千円)
市役所 (西・東庁舎) ・ 駐 車 場	196 ~ 217	8,651.96	22,123
市役所 (西庁舎) 職 員 駐 車 場	196	1,342.00	3,157
高 田 寺 学 習 等 供 用 施 設	190	566.20	1,291
自 転 車 駐 車 場 (5 か 所)	117 ~ 197	1,146.98	2,173
高 齢 者 福 祉 施 設 (3 か 所)	196 ~ 217	4,820.00	11,972
高 齢 者 活 動 セ ン タ ー (2 か 所)	186 ~ 210	2,914.00	7,005
総 合 福 祉 セ ン タ ー も え の 丘 駐 車 場	185	2,066.00	4,587
陽 だ ま り ハ ウ ス ・ 駐 車 場	196 ~ 210	1,787.42	4,222
児 童 複 合 施 設 (3 か 所)	187 ~ 225	6,583.30	16,985
保 育 園 ・ 駐 車 場 (6 園)	186 ~ 196	4,163.27	9,413
病 後 児 保 育 施 設	220	330.58	873
児 童 館 (7 館)	186 ~ 217	6,507.32	15,924
心 身 障 害 児 通 園 所 ひ ま わ り 西 園	186	1,428.46	3,189
保 健 セ ン タ ー ・ 駐 車 場 (2 か 所)	186 ~ 233	1,916.04	4,627
用 水 路 用 地 ・ ポ ン プ 場 用 地	196	329.68	776
道 路 ・ 歩 道 ・ 歩 道 橋 敷 地 (8 か 所)	185 ~ 210	449.87	1,019
宇 福 寺 雨 水 貯 留 施 設	167	2,500.00	5,010
コ ッ ツ 山 都 市 公 園 駐 車 場	183	920.00	2,021
児 童 遊 園 (2 5 か 所)	134 ~ 200	13,855.35	31,777
小 学 校 (3 校)	190 ~ 197	22,348.09	51,606
中 学 校 (3 校)	186 ~ 205	26,020.80	60,100
文 化 勤 労 会 館 ・ 駐 車 場	210	10,368.90	26,130
東 函 書 館	217	1,429.00	3,722
文 化 の 森 物 語 の 広 場	210	6,130.00	15,448
健 康 ド ー ム ・ 駐 車 場	196 ~ 200	10,058.20	24,054
総 合 体 育 館 ・ 駐 車 場	217 ~ 233	4,717.63	13,001
市 民 プ ー ル ・ ジ ャ ン ボ プ ー ル	203 ~ 210	7,196.95	17,898
運 動 広 場 (8 か 所)	162 ~ 196	8,433.01	18,934
合 計		158,981.01	379,037

主 要 建 設 事 業 費 等 一 覧

(単位：千円)

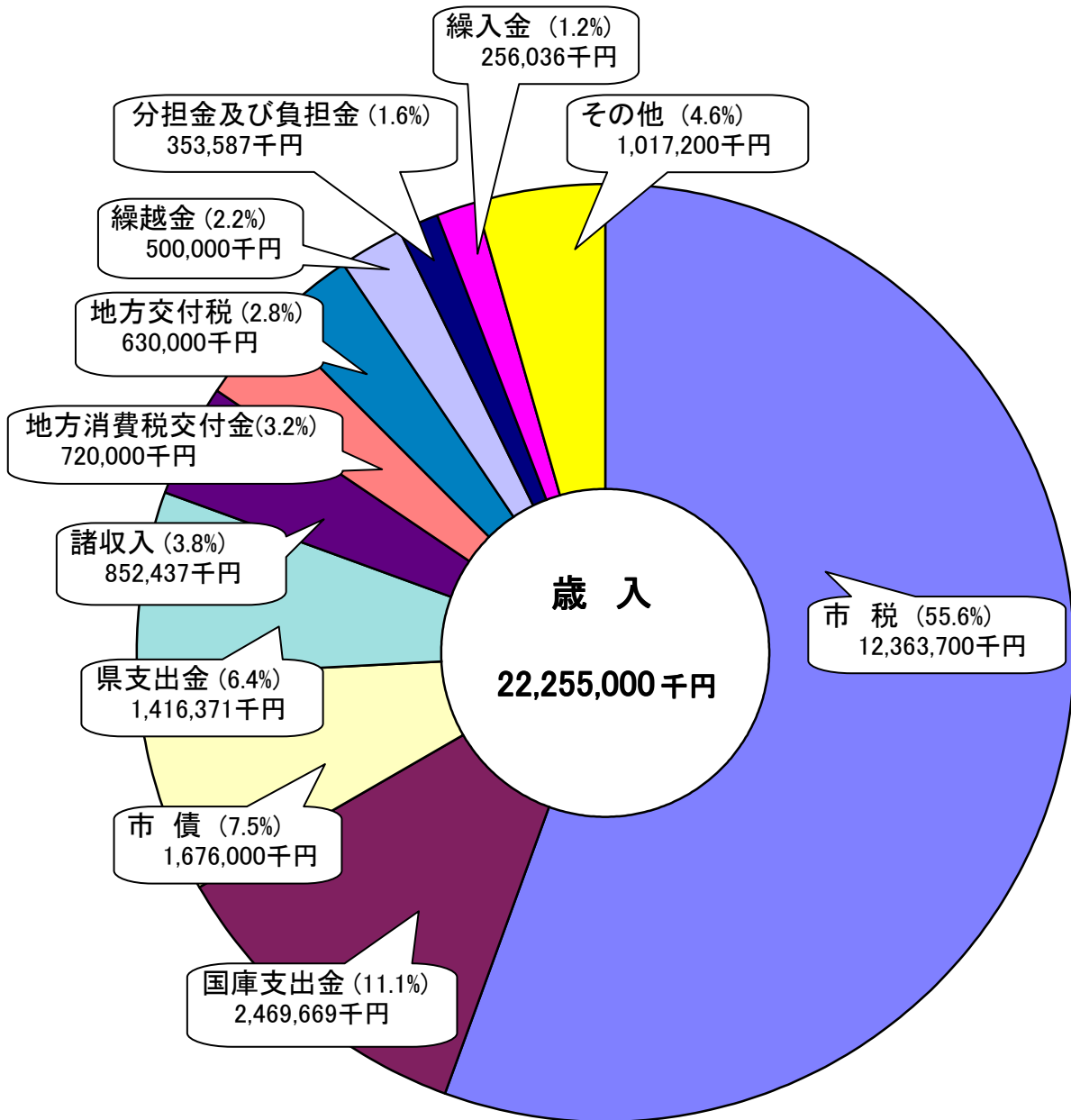
区 分	事業費	財 源 内 訳				事 業 内 容
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
自治会振興費	7,047				7,047	自治会集会施設建設費等補助金 7,047
庁舎管理費	6,115				6,115	施設整備工事 6,115
防犯施設管理費	3,000				3,000	防犯灯工事 3,000
交通安全施設管理費	1,500				1,500	カーブミラー設置工事 1,500
介護保険施設補助事業費	94,041	74,100			19,941	(仮称)第5特別養護老人ホーム整備費負担金 19,941 認知症高齢者グループホーム整備費負担金 74,100
障害者施設補助事業費	48,575				48,575	尾張中部福祉圏域障害者施設整備費負担金 48,575
高齢者福祉施設管理費	1,590				1,590	施設補修工事 1,590
回想法センター施設整備事業費	7,039				7,039	施設整備工事 1,000 土地購入費 6,039
児童複合施設整備事業費	3,000				3,000	児童福祉施設建設構想作成 3,000
保育施設整備事業費	12,863	1,175			11,688	設計監理 463 耐震診断 5,400 施設整備工事 5,000 施設補修工事 2,000
児童館整備事業費	14,165				14,165	設計監理 3,200 施設整備工事 8,365 施設補修工事 2,600
心身障害児通園所整備事業費	1,700	340			1,360	耐震診断 1,700
保健衛生事務費	63,203				63,203	二次救急整備事業負担金 63,203
保健センター管理費	2,350				2,350	施設整備工事 2,350
地球温暖化対策事業費	14,400	1,800			12,600	住宅用太陽光発電システム設置費補助金 14,400
し尿・浄化槽事業費	40,500	20,000			20,500	合併処理浄化槽設置費補助金 40,500
農地事務費	69,635		33,000		36,635	県営土地改良事業負担金 19,857 木津用水土地改良区負担金 12,098 国営総合農地防災事業負担金 37,680
水利施設管理費	19,120	9,000			10,120	実施設計 520 用水路修繕工事 3,600 農業用施設整備工事 15,000

区 分	事業費	財 源 内 訳				事 業 内 容
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
道路橋りょう管理費	164,000	2,000			162,000	橋りょう調査 7,000 道路修繕工事 145,000 橋りょう塗装修繕負担金 12,000
道路橋りょう新設改良事業費	156,395	24,750		35,894	95,751	調査設計 6,500 土地購入費 68,895 橋りょう架替負担金 46,000 物件移転補償費 35,000
河川管理費	14,000				14,000	排水路修繕工事 14,000
河川改良事業費	37,300		17,000		20,300	排水路改修工事 25,600 五条川プロムナード整備工事 9,000 工作物等移転補償費 2,700
河川関連整備事業費	61,926			61,926	0	墓地整備工事 30,000 土地購入費 31,626 工作物等移転補償費 300
住宅改修補助事業費	9,000	5,625			3,375	民間木造住宅耐震改修費負担金 9,000
街路整備事業費	232,139	3,500		217,139	11,500	都市計画道路工事 15,000 土地購入費 217,139
駅前街路事業費	40,000	22,000			18,000	公共施設管理者負担金 40,000
流域下水道周辺対策事業費	257,661	105,219	21,000	27,245	104,197	調査設計 11,500 施設整備工事 170,000 土地購入費 76,161
ポンプ場管理費	3,650				3,650	施設補修工事 3,650
都市公園管理費	3,850				3,850	施設補修工事 3,850
児童遊園管理費	5,000				5,000	施設補修工事 5,000
都市公園整備事業費	17,486	2,730			14,756	街区公園新設工事 13,000 土地購入費 4,486
児童遊園整備事業費	97,000		78,000		19,000	施設整備工事 12,000 土地購入費 85,000
区画整理事業費	158,500	41,000	36,000		81,500	西春鍛冶ヶ一色土地区画整理事業負担金 95,500 西春鍛冶ヶ一色土地区画整理組合補助金 63,000

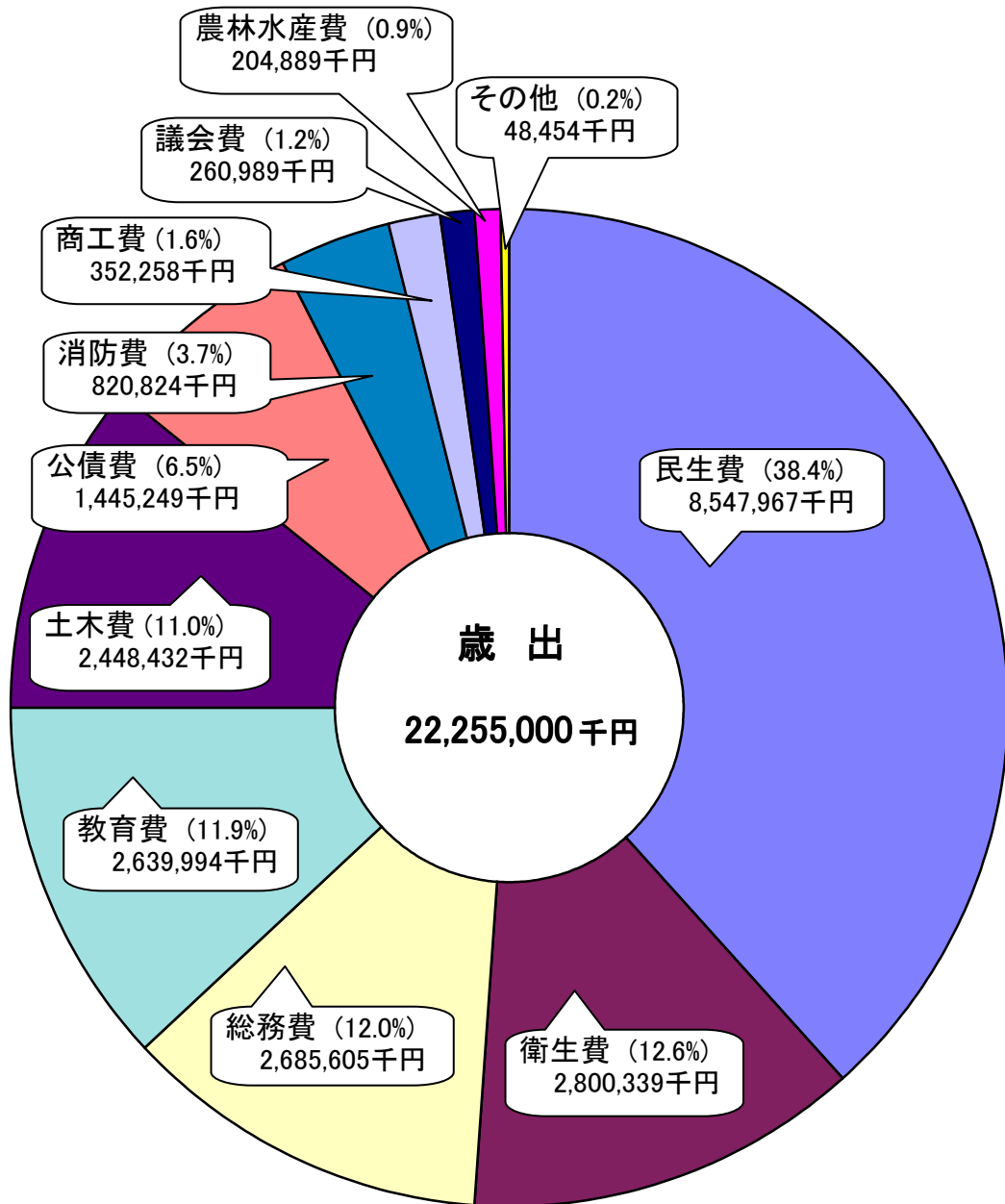
区 分	事業費	財 源 内 訳				事 業 内 容
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
消防施設整備事業費	20,000		13,000		7,000	設計監理 2,000 施設整備工事 18,000
I T教育支援事業費	3,000				3,000	学校情報機器整備施工監理 3,000
小学校整備事業費	30,450				30,450	設計監理 1,413 耐震補強設計 13,700 施設整備工事 15,337
中学校整備事業費	306,351	73,477	171,000		61,874	設計監理 300 耐震補強監理 3,366 耐震補強設計 7,700 施設整備工事 294,985
文化勤労会館管理費	2,750				2,750	施設補修工事 2,750
給食センター整備事業費	2,200				2,200	施設補修工事 2,200
駅前開発事業費 「西春駅西土地地区画整理事業特別会計」	144,835			40,000	104,835	調査設計 5,466 物件調査業務 3,150 整地工事 3,636 区画道路築造工事 36,609 物件移転補償費 80,000 占用物移転補償 11,880 中断移転補償 2,814 使用収益停止補償 1,280
公共下水道(汚水)整備事業費 「公共下水道事業特別会計」	973,642	228,460	476,200	95,100	173,882	調査設計 42,885 施設整備工事 768,830 公共汚水ます設置工事 97,387 占用物移転補償費 64,540
公共下水道(雨水)整備事業費 「公共下水道事業特別会計」	210,380	77,700	69,900		62,780	施設整備工事 195,000 占用物移転補償費 15,380
流域下水道整備事業費 「公共下水道事業特別会計」	249,571		249,400		171	新川流域下水道建設負担金 249,571
合 計	3,610,929	692,876	1,164,500	477,304	1,276,249	3,610,929

一 般 会 計

一般会計 歳入 款別構成比率



一般会計 歳出 款別構成比率



歳入 市民1人当たり及び1世帯当たりの金額

款	事項	予 算 額 (千円)	市民一人当たり の金額 (円)	一世帯当たり の金額 (円)
1	市 税	12,363,700	151,819	381,784
2	地 方 譲 与 税	210,000	2,579	6,485
3	利 子 割 交 付 金	45,000	553	1,390
4	配 当 割 交 付 金	20,000	246	618
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	8,000	98	247
6	地 方 消 費 税 交 付 金	720,000	8,841	22,233
7	自 動 車 取 得 税 交 付 金	100,000	1,228	3,088
8	地 方 特 例 交 付 金	150,000	1,842	4,632
9	地 方 交 付 税	630,000	7,736	19,454
10	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	18,000	221	556
11	分 担 金 及 び 負 担 金	353,587	4,342	10,919
12	使 用 料 及 び 手 数 料	424,020	5,207	13,094
13	国 庫 支 出 金	2,469,669	30,326	76,262
14	県 支 出 金	1,416,371	17,392	43,737
15	財 産 収 入	42,178	518	1,302
16	寄 附 金	2	0	0
17	繰 入 金	256,036	3,144	7,906
18	繰 越 金	500,000	6,140	15,440
19	諸 収 入	852,437	10,467	26,323
20	市 債	1,676,000	20,580	51,754
合	計	22,255,000	273,279	687,222

歳出 市民1人当たり及び1世帯当たりの金額

款	事項	予 算 額 (千円)	市民一人当たり の金額 (円)	一世帯当たり の金額 (円)
1	議 会 費	260,989	3,205	8,059
2	総 務 費	2,685,605	32,978	82,930
3	民 生 費	8,547,967	104,964	263,957
4	衛 生 費	2,800,339	34,387	86,473
5	労 働 費	14,473	178	447
6	農 林 水 産 費	204,889	2,516	6,327
7	商 工 費	352,258	4,326	10,878
8	土 木 費	2,448,432	30,065	75,606
9	消 防 費	820,824	10,079	25,347
10	教 育 費	2,639,994	32,418	81,522
11	災 害 復 旧 費	1	0	0
12	公 債 費	1,445,249	17,747	44,629
13	諸 支 出 金	3,980	49	123
14	予 備 費	30,000	368	926
合	計	22,255,000	273,279	687,222

人 口	81,437人
世 帯 数	32,384世帯

平成22年1月1日現在

小学校児童・中学校生徒・保育園児 1 人あたりに係る費用額

(単位：千円)

項目		教育総務費	小学校費	中学校費	給食センター費	保育園費	合計
予算総額		422,806	285,764	224,609	604,453	1,466,260	3,003,893
財 源 内 訳	特定財源						
	国県支出金	27,815	586	569		15,118	44,088
	給食材料費児童生徒等負担金				348,300		348,300
	保育所運営費保護者負担金					316,600	316,600
その他		10	10		28,111	28,131	
一般財源		394,991	285,168	224,030	256,153	1,106,371	2,266,714

(単位：円)

小学校児童 1 人当たりの額 5,036 人	58,496	56,744 (56,626)		67,954		183,194 (140,070)
中学校生徒 1 人当たりの額 2,192 人	(54,647)		102,468 (102,203)	(28,797)		228,918 (185,647)
保育園児 1 人当たりの額 1,667 人					879,580 (663,690)	947,534 (692,487)

※1 項目ごとの予算総額は、普通建設事業費を除外した経常経費の総額となります。

※2 ()内は、一般財源を基礎数値で除したもので、税等の負担の状況を表しています。

歳 入 (一般会計)

平成 2 1 年 度 市 税 決 算 見 込 及

区 分		平成 2 1 年 度 決 算 見 込 額				
		予算額(当初)	調 定 額	収 入 額 (決算見込額)	収納率	調 定 構成比
		千円	千円	千円	%	%
現 年 度 分	個 人 市 民 税	4,725,300	4,963,925	4,785,224	96.4	37.4
	法 人 市 民 税	935,700	728,374	725,461	99.6	5.5
	固 定 資 産 税	5,419,300	5,485,493	5,414,182	98.7	41.4
	国有資産等所在市町 村交付金及び納付金	8,800	8,814	8,814	100.0	0.1
	軽 自 動 車 税	92,600	97,309	93,222	95.8	0.7
	市 た ば こ 税	549,100	510,000	510,000	100.0	3.8
	都 市 計 画 税	740,900	745,915	736,218	98.7	5.6
	計	12,471,700	12,539,830	12,273,121	97.9	94.5
滞 納 繰 越 分	個 人 市 民 税	70,800	455,499	64,225	14.1	3.4
	法 人 市 民 税	1,000	10,820	1,201	11.1	0.1
	固 定 資 産 税	38,400	217,001	52,297	24.1	1.7
	軽 自 動 車 税	1,200	12,137	1,250	10.3	0.1
	都 市 計 画 税	5,100	29,405	7,087	24.1	0.2
	計	116,500	724,862	126,060	17.4	5.5
合 計		12,588,200	13,264,692	12,399,181	93.5	100.0

び平成 2 2 年度市税予算状況表

平成 2 2 年度 予算額				予算額前年対比		調定額前年対比	
予算額 (収入見込額)	調定見込額	収納率 見込	調定 構成比	増減額	伸率	増減額	伸率
千円	千円	%	%	千円	%	千円	%
4,642,000	4,826,008	96.2	36.2	△ 83,300	△ 1.8	△ 137,917	△ 2.8
736,000	739,100	99.6	5.6	△ 199,700	△ 21.3	10,726	1.5
5,498,500	5,571,010	98.7	41.8	79,200	1.5	85,517	1.6
8,800	8,800	100.0	0.1	0	0.0	△ 14	△ 0.2
94,900	99,126	95.8	0.7	2,300	2.5	1,817	1.9
494,400	494,400	100.0	3.7	△ 54,700	△ 10.0	△ 15,600	△ 3.1
748,600	758,564	98.7	5.7	7,700	1.0	12,649	1.7
12,223,200	12,497,008	97.8	93.8	△ 248,500	△ 2.0	△ 42,822	△ 0.3
75,300	546,176	13.8	4.1	4,500	6.4	90,677	19.9
1,200	11,554	10.4	0.1	200	20.0	734	6.8
55,200	228,359	24.2	1.7	16,800	43.8	11,358	5.2
1,400	13,974	10.0	0.1	200	16.7	1,837	15.1
7,400	30,978	23.9	0.2	2,300	45.1	1,573	5.3
140,500	831,041	16.9	6.2	24,000	20.6	106,179	14.6
12,363,700	13,328,049	92.8	100.0	△ 224,500	△ 1.8	63,357	0.5

個人市民税の課税状況

1 平成22年度所得割見込額

所得区分	平成21年度決算見込額		上昇率	平成22年度 所得割見込額	増減見込額
	納税者数	所得割額			
給与	31,220 人	3,933,869 千円	△ 1.5 %	3,874,930 千円	△ 58,939 千円
営業	1,759	239,678	△ 12.6	209,415	△ 30,263
農業	16	2,060	0.0	2,060	0
その他	5,514	566,903	0.0	566,903	0
分離譲渡	289	98,978	△ 49.5	50,000	△ 48,978
合計	38,798	4,841,488	△ 2.9	4,703,308	△ 138,180

2 平成22年度均等割見込額

区分	均等割納税者 (A)	均等割税率 (B)	均等割納税者×均等割税率 (A)×(B)
平成22年度均等割	40,900 人	3,000 円	122,700 千円

3 平成22年度収入見込額

区分	納税者数	調定見込額	収納率	予算額
所得割見込額	38,798人	4,703,308千円	96.2 %	4,524,000 千円
均等割見込額	40,900	122,700		118,000
合計		4,826,008	96.2	4,642,000

法人市民税の課税状況

1 法人市民税納税義務者

区 分		平成 21 年 度	平成 22 年 度	伸 率
納 税 義 務 者		2,014 社	2,012 社	△ 0.1 %
調 定 額	均 等 割	214,386 千円	211,900 千円	△ 1.2
	法 人 税 割	513,988	527,200	2.6
	合 計	728,374	739,100	1.5

2 均等割見込額

区 分	法人数	税 率 (年 額)	調定見込額	収 納 率	予算額①
		千円	千円	%	千円
資本金等の額が50億円を超える法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの	10	3,000	30,000	99.6	211,000
資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの	7	1,750	12,250		
資本金等の額が10億円を超える法人で、従業者数の合計数が50人以下であるもの	80	410	32,800		
資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの	10	400	4,000		
資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人以下であるもの	72	160	11,520		
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの	37	150	5,550		
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人以下であるもの	309	130	40,170		
資本金等の額が1千万円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの	18	120	2,160		
上記以外の法人	1,469	50	73,450		
合 計	2,012		211,900		211,000

3 法人税割見込額

区 分	課 税 標 準 額	税率	調定見込額	収 納 率	予算額②
標準課税	4,286,179千円	12.3%	527,200千円	99.6%	525,000千円

4 予算額

均 等 割 額 ①	法 人 税 割 額 ②	合 計 ① + ②
211,000千円	525,000千円	736,000千円

固定資産税及び都市計画税の課税状況

1 固定資産税

区 分	課税標準額	税率	算出税額	新築軽減税額	調定見込額	収納率	予 算 額
	千円	%	千円	千円	千円	%	千円
土 地	193,191,807	1.4	2,704,685	/	2,704,685	98.7	2,669,500
家 屋	162,761,290	1.4	2,278,658	83,171	2,195,487	98.7	2,166,900
償却資産	47,917,000	1.4	670,838	/	670,838	98.7	662,100
合 計	403,870,097	/	5,654,181	83,171	5,571,010	/	5,498,500

2 都市計画税

区 分	課税標準額	税率	調定見込額	収納率	予 算 額
	千円	%	千円	%	千円
土 地	233,644,726	0.2	467,289	98.7	461,200
家 屋	145,637,500	0.2	291,275	98.7	287,400
合 計	379,282,226	/	758,564	/	748,600

固定資産税の概要〔償却資産〕

〔免税点 150万円未満〕

区 分 免税点以上のもの	平成21年度 決定価格 千円	残存率 %	増加等見込分 千円	平成22年度 決定価格見込 千円
一般分	一般分 23,277,374	75	8,947,700	38,700,000
	税額800万円以上 17,563,423	70		
大臣等配分	9,502,949	95	189,200	9,217,000
合計	50,343,746	/	9,136,900	47,917,000

納税義務者数

区 分 免税点以上のもの	納税義務者数
一般分	841
大臣等配分	15
合計	856

固 定 資 産 税 の

区 分		平成21年度		地 積		
		免税点以上のもの 納税義務者数 人	筆 数 筆	平成21年度 m ²	増減見込 m ²	平成22年度 見 込 m ²
田	調整区域		4,977	2,427,555	△ 4,058	2,423,497
	市街化区域		1,116	469,269	△ 14,205	455,064
	市街化区域 (生産緑地)		293	123,678	0	123,678
畑	調整区域		1,953	648,134	△ 1,555	646,579
	市街化区域		2,657	681,637	△ 18,466	663,171
	市街化区域 (生産緑地)		213	82,677	0	82,677
宅 地	住宅用地		31,334	4,969,598	48,874	5,018,472
	非住宅用地		6,969	2,539,188	△ 16,938	2,522,250
雑 種 地			3,873	1,174,752	△ 214	1,174,538
合 計		18,982	53,385	13,116,488	△ 6,562	13,109,926

※ 納税義務者数の合計は実数

概 要 [土地]

[免税点 30万円未満]

課 税 標 準 額			1㎡当たり 平均課税標準額	
平成21年度 千円	増減見込 千円	平成22年度 見 込 千円	平成21年度 円	平成22年度 見 込 円
314,453	△ 517	313,936	130	130
3,311,178	212,265	3,523,443	7,056	7,743
15,930	0	15,930	129	129
61,062	△ 121	60,941	94	94
4,296,343	280,426	4,576,769	6,303	6,901
7,884	0	7,884	95	95
55,105,763	392,531	55,498,294	11,089	11,059
97,163,924	△ 1,451,315	95,712,609	38,266	37,947
33,683,949	△ 201,948	33,482,001	28,673	28,507
193,960,486	△ 768,679	193,191,807	14,788	14,736

固 定 資 産 税

区 分 免税点以上のもの	平成21年度		床 面 積			
	納税義務者 人	棟 数 棟	平成21年度 m ²	減少見込 m ²	新增見込 m ²	平成22年度 見 込 m ²
木 造		19,654	1,865,634	21,646	36,008	1,879,996
非 木 造		8,452	2,540,701	12,080	66,411	2,595,032
合 計	20,139	28,106	4,406,335	33,726	102,419	4,475,028

※ 納税義務者数の合計は実数

区 分 免税点以上のもの	1 m ² 当たり価格〔課税標準額〕	
	平成21年度 円	平成22年度 円
木 造	24,042	24,961
非 木 造	43,701	44,637
合 計	35,377	36,371

の 概 要 [家 屋]

[免税点 20 万円未満]

決 定 価 格 [課 税 標 準 額]					新築住宅軽減税額		
平成21年度 千円	減少見込 千円	減価見込 千円	新增見込 千円	平成22年度 見 込 千円	在来分 千円	新 築 込 見 込 千円	平成22年度 見 込 千円
44,852,847	201,369	0	2,275,122	46,926,600	22,708	14,284	36,992
111,030,683	286,692	0	5,090,699	115,834,690	36,343	9,836	46,179
155,883,530	488,061	0	7,365,821	162,761,290	59,051	24,120	83,171

新築・増築家屋の内訳 [見込]

区 分	棟 数 棟	床面積 m ²	1 m ² 当たり価格 [課税標準額] 円	決定価格 [課 税標準額] 千円	新築住宅 軽減税額 千円	
木 造	住 家	277	35,144	63,617	2,235,749	14,284
	その他	11	864	45,571	39,373	
	計	288	36,008	63,184	2,275,122	14,284
非 木 造	住 家	97	22,020	77,832	1,713,861	9,836
	その他	20	44,391	76,070	3,376,838	
	計	117	66,411	76,654	5,090,699	9,836
合 計	405	102,419	71,919	7,365,821	24,120	

都 市 計 画 税 の

区 分		平成21年度		地 積		
		納税義務者数 人	筆 数 筆	平成21年度 m ²	増減見込 m ²	平成22年度 見 込 m ²
市街化区域	田		1,116	469,269	△ 14,205	455,064
	生産緑地田		293	123,678	0	123,678
	畑		2,657	681,637	△ 18,466	663,171
	生産緑地畑		213	82,677	0	82,677
宅 地	住宅用地		28,474	4,529,000	47,724	4,576,724
	非住宅用地		5,937	2,156,000	△ 18,506	2,137,494
雑 種 地			2,708	721,000	△ 2,028	718,972
合 計		17,346	41,398	8,763,261	△ 5,481	8,757,780

※ 納税義務者数の合計は実数

概 要 [土地]

[免税点 30万円未満]

課 税 標 準 額			1㎡当り 平均課税標準額	
平成21年度 千円	増減見込 千円	平成22年度 見 込 千円	平成21年度 円	平成22年度 見 込 円
3,311,178	212,265	3,523,443	7,056	7,743
15,930	0	15,930	129	129
4,296,343	280,426	4,576,769	6,303	6,901
7,884	0	7,884	95	95
112,587,994	△ 134,819	112,453,175	24,859	24,571
86,543,693	△ 866,651	85,677,042	40,141	40,083
27,634,878	△ 244,395	27,390,483	38,329	38,097
234,397,900	△ 753,174	233,644,726	26,748	26,679

都 市 計 画 税

区 分 免税点以上のもの	平成21年度		床 面 積			
	納税義務者 人	棟 数 棟	平成21年度 m ²	減少見込 m ²	新增見込 m ²	平成22年度 見込 m ²
木 造		18,124	1,708,654	21,196	34,343	1,721,801
非 木 造		7,579	2,264,631	12,080	64,225	2,316,776
合 計	18,531	25,703	3,973,285	33,276	98,568	4,038,577

※ 納税義務者数の合計は実数

新築・増築家屋の内訳〔見込〕

区 分		棟 数	床面積	1 m ² 当たり価格 〔課税標準額〕	決定価格 〔課税標準額〕
		棟	m ²	円	千円
木 造	住 家	267	33,618	63,502	2,134,817
	その他	9	725	44,324	32,135
	計	276	34,343	63,097	2,166,952
非 木 造	住 家	93	21,296	78,116	1,663,553
	その他	14	42,929	75,437	3,238,427
	計	107	64,225	76,325	4,901,980
合 計		383	98,568	71,716	7,068,932

の 概 要 [家 屋]

[免税点 20万円未満]

決 定 価 格 [課 税 標 準 額]					1 m ² 当たり価格 [課税標準額]	
平成21年度 千円	減少見込 千円	減価見込 千円	新增見込 千円	平成22年度 見 込 千円	平成21年度 円	平成22年度 見 込 円
40,836,984	173,963	0	2,166,952	42,829,973	23,900	24,875
98,134,292	228,745	0	4,901,980	102,807,527	43,333	44,375
138,971,276	402,708	0	7,068,932	145,637,500	34,976	36,062

軽自動車税の課税状況

課 税 区 分		平成 2 1 年 4 月 1 日 台 数	増 減 比 率	平成 2 2 年 4 月 1 日 見 込 台 数	税 率	平成 2 2 年 度 調 定 見 込 額
		台	%	台	円	千円
軽 付 自 動 車	1 種	2,456	△ 1.1	2,430	1,000	2,430
	2 種 乙	227	△ 3.1	220	1,200	264
	2 種 甲	230	4.3	240	1,600	384
	ミニカー	70	14.3	80	2,500	200
	軽自動車 2 輪	743	△ 3.1	720	2,400	1,728
	軽自動車 3 輪	4	50.0	6	3,100	19
	自家用 4 輪 乗用	10,299	1.7	10,470	7,200	75,384
	自家用 4 輪 貨物	3,216	△ 3.6	3,099	4,000	12,396
	営業用 4 輪 貨物	137	△ 5.1	130	3,000	390
	小型特殊	377	△ 1.9	370	4,700	1,739
小型特殊（農耕）	331	△ 3.3	320	1,600	512	
2 輪の小型自動車	881	4.4	920	4,000	3,680	
合 計		18,971	0.2	19,005		99,126

調 定 見 込 額	収 納 率	予 算 額
99,126千円	95.8%	94,900千円

市たばこ税の課税状況

1 平成21年度課税状況

区 分		売り渡した製造たばこ 月 平 均 本 数 (A)	従 量 割 税 率 (千本当たり) (B)	月 数 (C)	収 入 見 込 額 (A) × (B) × (C)
		千本	円	月	千円
市 た ば こ 税	紙巻きたばこ等	12,851	3,298	12	508,592
	旧3級品の 紙巻きたばこ	75	1,564	12	1,408
				計	510,000

2 平成22年度算出基礎

区 分		売り渡した製造たばこ 月 平 均 本 数 (A)	従 量 割 税 率 (千本当たり) (B)	月 数 (C)	予 算 額 (A) × (B) × (C)
		千本	円	月	千円
市 た ば こ 税	紙巻きたばこ等	12,458	3,298	12	493,000
	旧3級品の 紙巻きたばこ	75	1,564	12	1,400
				計	494,400

道路占用料の内訳

1 概要

北名古屋市道路占用料条例第2条に基づき占用料を徴収する。

2 占用物件の内訳

(平成21年11月1日現在)

内 訳		占用数量	占用料	減額率
電力会社	電柱（第2種）	4,922 本	1,800 円	
	共架電線その他上空に設ける線類	48,600 m	11 円	
	ケーブル（外径 0.1m以上 0.15m未満）	2,062 m	82 円	
	ケーブル（外径 0.15m以上 0.2m未満）	5,419 m	110 円	
	ケーブル（外径 0.4m以上 1m未満）	917 m	550 円	
	ケーブル（外径 1m以上）	10 m	1,100 円	
電話会社	電話柱（第1種）	4,444 本	1,100 円	
	共架電線その他上空に設ける線類	228,272 m	11 円	
	公衆電話所	10 個	1,600 円	
	埋設管（外径 0.1m未満）	18 m	55 円	
	ケーブル（外径 0.1m未満）	164,294 m	55 円	
	ケーブル（外径 0.1m以上 0.15m未満）	4,346 m	82 円	
	ケーブル（外径 0.2m以上 0.4m未満）	56 m	220 円	
	ケーブル（外径 0.4m以上 1m未満）	47 m	550 円	
ガス会社	埋設管（外径 0.1m未満）	62,280 m	55 円	10%
	埋設管（外径 0.1m以上 0.15m未満）	85,248 m	82 円	10%
	埋設管（外径 0.15m以上 0.2m未満）	42,444 m	110 円	10%
	埋設管（外径 0.2m以上 0.4m未満）	31,837 m	220 円	10%
	埋設管（外径 0.4m以上 1m未満）	196 m	550 円	10%
ケーブル テレビ会社	共架電線その他上空に設ける線類	270,472 m	11 円	90%
有線放送会社	共架電線その他上空に設ける線類	78,090 m	11 円	90%
郵便会社	郵便差出箱	6 個	690 円	

緊急雇用創出事業基金事業

事業費 68,305千円

1 目的

昨年に引き続き国の経済危機対策により、離職を余儀なくされた非正規労働者や中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供することにより、これらの者の生活の安定を図ることを目的とする。

2 事業概要

(1) 行政文書目録データ化事業 【総務課】

市が保有する行政文書の件名入力を行い、文書目録及び索引目次を作成し、データベース化する。

(2) 道路台帳データ化事業 【施設管理課】

市が管理している道路台帳を数値化（デジタル化）することにより、道路施設の計画的な維持管理を図る。

(3) 情報教育支援員派遣事業 【学校教育課】

市内小中学校の情報機器・ネットワークを活用できるよう、教員・児童・生徒のパソコン活用技術指導を行う。

(4) 絵葉書デジタル化事業 【生涯学習課】

歴史民俗資料館が所蔵する絵葉書のデジタル化を行い、資料の整理と活用を図る。

3 充当事業及び財源内訳

(単位：千円)

事業項目	事業費	緊急雇用創出事業 基金事業費補助金	予算科目
行政文書目録データ化事業	18,053	18,053	2.1.1 総務事務費
道路台帳データ化事業	19,328	19,328	8.2.2 道路橋りょう管理費
情報教育支援員派遣事業	26,924	26,924	10.1.2 IT教育支援事業費
絵葉書デジタル化事業	4,000	4,000	10.4.6 歴史民俗資料館運営費
合計	68,305	68,305	

歳 出 (一般会計)

一般会計性質別歳出内訳

(単位：千円)

性 質 別 区 分	平成22年度	平成21年度	比 較
1 報 酬	223,818	196,713	27,105
2 給 料	2,090,692	1,898,682	192,010
3 職 員 手 当 等	1,601,213	1,666,474	△ 65,261
4 共 済 費	767,878	701,086	66,792
5 災 害 補 償 費	42	42	0
7 賃 金	783,444	805,058	△ 21,614
8 報 償 費	193,470	189,574	3,896
9 旅 費	14,524	13,854	670
10 交 際 費	1,520	1,420	100
11 需 用 費	1,239,240	1,236,700	2,540
12 役 務 費	135,141	111,616	23,525
13 委 託 料	2,955,184	2,230,148	725,036
14 使用料及び賃借料	551,795	634,694	△ 82,899
15 工 事 請 負 費	833,093	1,619,546	△ 786,453
16 原 材 料 費	1,536	2,330	△ 794
17 公 有 財 産 購 入 費	489,346	509,479	△ 20,133
18 備 品 購 入 費	83,737	105,214	△ 21,477
19 負担金補助及び交付金	3,057,513	3,269,885	△ 212,372
20 扶 助 費	4,093,161	2,880,592	1,212,569
21 貸 付 金	201,001	201,001	0
22 補償補填及び賠償金	39,225	6,975	32,250
23 償還金利子及び割引料	1,485,457	1,331,510	153,947
24 投 資 及 び 出 資 金	0	0	0
25 積 立 金	3,980	5,840	△ 1,860
27 公 課 費	1,517	1,306	211
28 繰 出 金	1,377,473	1,913,261	△ 535,788
予 備 費	30,000	30,000	0
合 計	22,255,000	21,563,000	692,000

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(目) 7 電子計算費

(細目)

電子計算事務費

基幹業務システム事務費

総合行政ネットワーク事業費

グループウェアシステム費

電子計算事務事業

事業費 229,279千円

1 目的

質の高い行政サービスを継続的に提供するため、セキュリティ対策の強化による耐障害性の向上や情報セキュリティポリシーの運用レベルの向上を図り、住民情報システムを始めとする基幹業務システムやネットワークの安全で安定した稼働に努める。

また、研修の充実による職員のITスキルアップ及び電子市役所を目指した情報化の推進により行政事務の簡素化・効率化及び行政サービスの高度化を図る。

2 内容

(1) 電子計算事務費

ネットワークや情報系システムの保守料及び機器賃借料などの運用経費やインターネット関係経費、セキュリティ対策経費、情報処理関係諸経費を計上し、安全確実なシステムを構築するとともに、基幹システムのデータを活用したシステム開発により開発コストの削減を図っている。

本年度は、ネットワーク通信記録解析システム及びセキュリティ関連サーバーの保守対応期間終了にともなう更新を行い、老朽化による障害発生を防ぎ、セキュリティ機能の継続を図る。

(2) 基幹業務ネットワークシステム

現行住民情報システムの平成24年度以降の保守サービス（法改正対応）停止にともない、システムを更新する。平成24年1月稼働に向け、外部の専門家の活用によりシステム調達方法を整備し、適正な価格で公平かつ安全に導入する。

(3) 総合行政ネットワークシステム

都道府県及び市町村と中央省庁を相互接続したネットワークで、迅速で円滑なコミュニケーションによる行政事務の効率化やソフトウェアの共同利用による重複投資の抑制を図る。

(4) グループウェアシステム

グループウェアは、組織内での情報共有をするソフトで、電子メールによるコミュニケーションの円滑化、スケジュール管理、会議室等の施設予約など内部事務情報の共有化を図り、効率的で迅速な事務処理に努める。

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	旅費	需用費	役務費	委託料
電子計算事務	32	9,550	15,790	27,439
基幹業務システム事務				113,960
総合行政ネットワーク事業				341
グループウェアシステム				1,009
合 計	32	9,550	15,790	142,749

使用料及 び賃借料	負担金補助 及び交付金	合 計
50,540	250	103,601
1,541		115,501
1,589	7,090	9,020
148		1,157
53,818	7,340	229,279

4 機器台数

(平成22年2月1日現在 単位：台)

区 分	サーバー	端末 (パソコン)	プリンター	合 計
業務系	43	239	96	378
情報系	50	540	113	703
合 計	93	779	209	1,081

※上記の数は、業務系及び情報系LAN（ネットワーク）接続台数。

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(目) 8 防犯対策費

防犯施設管理事業

事業費 46,036千円

1 目的

犯罪の抑止を図るため、防犯灯等の新設及び適正な維持管理をすることにより、「誰もが安全に安心して暮らすことができるまち」を目指す。

2 内容

- (1) 防犯灯等の電気料及び修繕料
- (2) ふれあい交番の緊急通報電話回線使用料等
- (3) 防犯灯新設工事 40基

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	需用費	役務費	工事請負費	合計
防犯施設管理事業	43,000	36	3,000	46,036

交通安全対策事業

事業費 20,632千円

1 目的

本市における交通安全対策事業の充実を図るため、北名古屋市交通安全協会、愛知県交通安全協会西枇杷島支部へ補助金及び負担金を交付する。

また、小学校の登下校時に交通指導員を配置し、児童の交通事故防止を図る。

2 内容

(1) 補助金

交通安全活動の中核を担う北名古屋市交通安全協会に補助金を交付することにより交通安全活動の充実を図る。

(2) 負担金

愛知県西枇杷島警察署管内の2市1町で構成される愛知県交通安全協会西枇杷島支部に負担金を支出することにより、警察及び他の自治体との連携を図り、交通安全活動の充実を図る。

(3) 交通指導員

10名の交通指導員により、小学生の登下校時の交通安全を図る。

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	報酬	賃金	旅費	需用費	役務費
交通安全対策事業	48	10,100	15	1,179	734

使用料及び賃借料	負担金補助及び交付金	公課費	合計
5	8,491	60	20,632

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(目) 10 自転車駐車場費

自転車駐車場事業

事業費 42,758千円

1 目的

市内の公共場所において、放置自転車等の指導及び撤去を行うとともに、市営自転車駐車場の管理を行い、市民の良好な生活環境の保全に努める。

2 内容

(1) 無料自転車駐車場整理

徳重・名古屋芸大駅周辺の市無料自転車駐車場の適正な利用及び施設管理を委託する。

(2) 西春駅放置禁止区域内自転車整理

西春駅放置禁止区域内の放置自転車の指導、撤去及び返還業務を委託する。

(3) 有料自転車駐車場管理

西春駅東口地下自転車駐車場の管理及び運営を委託する。

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	報酬	需用費	役務費	委託料	使用料及び賃借料	合計
自転車駐車場事業費	60	4,023	158	35,399	3,118	42,758

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 1 1 市内循環バス事業費

市内循環バス事業

事業費 61,760千円

1 目的

路線バスの運行による交通機関の整備を行うことで、利便性と安全・安心を兼ね備えた質の高い生活環境を創出し、快適に暮らせるまちづくりを推進する。

2 内容

北名古屋市内循環バス「きたバス」の充実を図り、市民が利用しやすいバス運行を目指していく。

(1) 車両数

バス・ワゴン 7台

(2) 路線数等

朝・夕方便 6路線 57便

昼便 5路線 29便

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	報酬	需用費	委託料	合計
市内循環バス事業	240	290	61,230	61,760

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(目) 1 社会福祉総務費

(細目) 社会福祉事務費

地域福祉活動推進事業

事業費 71,779千円

1 目的

複雑・多様化する福祉需要にきめ細かくこたえるため、地域の福祉活動推進団体に事業を委託し、又は負担金若しくは補助金を交付し、地域福祉の充実を図る。

2 内容

(1) 委託事業

ア 心配ごと相談事業（委託先：社会福祉協議会）

市民生活のあらゆる相談に、社会保険労務士、司法書士、全日本カウンセリング協会カウンセラー、マンション管理士、民生委員・児童委員等の社会資源を活用しながら、適切な助言・指導を行う。

(ア) 心配ごと相談

(イ) 司法書士相談

(ウ) 心のケア相談

(エ) 住宅トラブル相談

イ 社会を明るくする運動事業（委託先：保護司会）

犯罪や非行の防止と罪を犯した者の更生について理解を深め、犯罪や非行のない社会を築くため、“社会を明るくする運動”を行う。

(2) 負担金

ア 民生委員協議会負担金

民生委員・児童委員の連絡調整及び活動の充実・振興を図るため、その広域活動に要する経費を負担する。

イ 人権擁護委員協議会負担金

人権擁護委員の職務に関する連絡調整や研究、意見交換等をするため、その広域活動に要する経費を負担する。

ウ 保護司会負担金

保護司の運営強化を図り、保護観察活動の徹底を期して更生保護事業の進展を図るため、その広域活動に要する経費を負担する。

(3) 補助事業

ア 社会福祉協議会補助事業

地域福祉の中核となる社会福祉協議会の進展を図るため、協議会の運営に要する経費に対して補助金を交付する。

(ア) 社会福祉協議会基盤機能の計画的整備

(イ) 住民参加による支部活動の推進

(ウ) ボランティアの育成と活動強化

(エ) 日常生活自立支援事業の充実

イ 民生委員協議会補助事業

社会奉仕の精神をもって、福祉の増進に努める民生委員協議会の進展を図るため、協議会の運営に要する経費に対して補助金を交付する。

ウ 遺族会補助事業

戦没者を追悼し、恒久平和を願う運動を展開する遺族会の進展を図るため、会の運営に要する経費に対して補助金を交付する。

エ 保護司会補助事業

罪を犯した者の立ち直りや犯罪予防のための活動を展開する保護司会の進展を図るため、会の活動に要する経費に対して補助金を交付する。

オ 人権擁護委員会補助事業

基本的人権を擁護し、自由人権思想の高揚及び人権侵害予防のための啓発活動を展開する人権擁護委員会の進展を図るため、会の活動に要する経費に対して補助金を交付する。

カ 更生保護女性会補助事業

女性としての立場から犯罪や非行のない、明るい地域社会を実現するための啓発活動を展開する更生保護女性会の進展を図るため、会の活動に要する経費に対して補助金を交付する。

キ 傷痍軍人会補助事業

傷痍軍人等の援護を展開する傷痍軍人会の進展を図るため、会の運営に要する経費に対して補助金を交付する。

ク 心身障害者福祉協会補助事業

心身障害者の自立と社会参加の促進を展開する心身障害者福祉協会の進展を図るため、会の運営に要する経費に対して補助金を交付する。

ケ 被爆者受診旅費補助事業

原子爆弾被爆者で本市に居住している者が、広島及び長崎の指定医療機関で被爆者の健康診断を受診する場合の往復旅費に対して補助金を交付する。

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	委託料	負担金補助 及び交付金	合 計
心配ごと相談事業	264		264
社会を明るくする運動事業	300		300
全国民生児童委員互助事業負担金		280	280
名古屋人権擁護委員協議会負担金		67	67
西春地区人権擁護委員会負担金		47	47
西春日井保護区保護司会負担金		355	355
北名古屋市社会福祉協議会補助事業		64,234	64,234
北名古屋市民生委員協議会補助事業		3,931	3,931
北名古屋市遺族会補助事業		409	409
北名古屋市保護司会補助事業		258	258
北名古屋市人権擁護委員会補助事業		129	129
北名古屋市更生保護女性会補助事業		86	86
北名古屋市傷痍軍人会補助事業		20	20
北名古屋市心身障害者福祉協会補助事業		1,285	1,285
被爆者受診旅費補助事業		114	114
合 計	564	71,215	71,779

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(目) 1 社会福祉総務費

地域福祉計画策定事業

事業費 4,068千円

1 目的

社会福祉法第107条に基づき、地域福祉の推進に関する事項として、市民・民間サービス・行政の協働による取組を推進するため、地域福祉サービスの実施状況や進捗状況を点検評価し、この結果に基づいて、今後5年間の地域福祉計画を策定する。

2 内容

- (1) 地域福祉計画策定委員会及び地域福祉計画策定部会の開催
- (2) 市民アンケート調査・関係団体等アンケート調査の実施
- (3) 調査結果に基づいた計画課題の整理及び計画の素案策定
- (4) 市民への計画案の公表と意見聴取
- (5) 計画の決定、公表及び計画書の印刷

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	報酬	需用費	役務費	委託料	合計
地域福祉計画策定事業	834	4	30	3,200	4,068

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(目) 2 高齢者福祉費

後期高齢者医療事業

事業費 346,479千円

1 目的

運営主体を愛知県内の全市町村が加入する広域連合とする後期高齢者医療制度を実施している。平成20年4月1日から75歳以上の高齢者に係る医療について、財政基盤の安定化を図る。

2 内容

- (1) 保険料の賦課は広域連合が行い、納付書発送・徴収業務は市町村が行う。
- (2) 医療給付は広域連合が行い、申請及び届出の受付とデータ入力由市町村が行う。
- (3) 保険証の更新事務・保険証の交付事務及び資格取得等の異動届出の受付とデータ入力業務は市町村が行う。
- (4) 特定健康診査業務は広域連合から委託され市町村が行う。

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	需用費	役員費	委託料	負担金補助 及び交付金	合計
後期高齢者医療事業	95	1,163	8,620	336,601	346,479

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(目) 2 高齢者福祉費

(細目) 高齢者生活支援事業

高齢者生活支援事業

事業費 12,929千円

1 目的

在宅で援護を必要とする高齢者又は高齢者を介護している家族に対し、各種の生活支援サービスを提供することにより、日常生活における自立支援及び在宅生活の安定確保を図る。

2 内容

(1) 委託事業

ア 寝具乾燥洗濯消毒事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対し、寝具の乾燥洗濯又は貸与をする。

イ 外出支援事業

ショートステイ等の介護サービスを利用している要介護者で、利用する施設への送迎が行われないうきに、移送車両による送迎を行う。

ウ 軽度生活援助事業

日常生活を営むのに支障がある要援護者に対し、ホームヘルパーを派遣し、生活援助を行う。

(2) 補助事業

ア 老人福祉車・杖購入費補助事業

高齢者の日常生活の利便や歩行補助、転倒予防等の目的で購入された老人福祉車及び杖の購入費に対して補助金を交付する。

イ 老人補聴器購入費補助事業

難聴により日常生活に不自由をきたしている高齢者が購入した補聴器の購入費に対して補助金を交付する。

ウ 出張理髪料金補助事業

在宅の要介護者等が理美容事業者から受ける出張理髪サービスの料金に対して補助金を交付する。

(3) 扶助事業

ア 老人日常生活用具等給付事業

要援護高齢者に対し、介護保険対象外の日常生活用具（電磁調理器・自動消火器）を給付する。

イ 人にやさしい住宅リフォーム費用給付事業

高齢者等が居住する住宅で、安心して生活を送るための改修費用の一部を給付する。

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	委託料	負担金補助 及び交付金	扶助費	合計
寝具乾燥洗濯消毒事業	341			341
外出支援事業	390			390
軽度生活援助事業	2,556			2,556
老人福祉車・杖購入費 補助事業		725		725
老人補聴器購入費補助 事業		90		90
出張理髪料金補助事業		1,523		1,523
老人日常生活用具等給 付事業			554	554
人にやさしい住宅リフ ォーム費用給付事業			6,750	6,750
合計	3,287	2,338	7,304	12,929

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(目) 2 高齢者福祉費

(細目) 高齢者生活支援事業費

緊急通報システム管理委託事業

事業費 10,101千円

1 目的

ひとり暮らしの高齢者等に対して緊急通報装置を設置し、病気や事故などの緊急事態が発生した場合にワンタッチボタンや人体感知センサーにより管理警備会社へ通報し、必要に応じて消防署・警察署等に出動依頼することで、安心した日常生活を送ることができるよう見守り体制の充実を図る。

2 内容

(1) 緊急通報システム管理委託業務

ア 緊急的病気通報業務・火災通報業務（消防署への通報）

イ 緊急的警備業務（警察署への通報）

ウ 相談業務（簡易な健康的相談）

エ 安否確認業務

(2) 設置台数

ア 新規設置分 50台

イ 継続設置分 330台

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	役務費	委託料	合計
緊急通報システム管理委託事業	33	10,068	10,101

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(目) 2 高齢者福祉費

高齢者活動推進事業

事業費 17,036千円

1 目的

多年にわたり社会に貢献された高齢者に対し、敬老会及び金婚祝賀式を開催して感謝の意を表し、その長寿を祝う。

2 内容

(1) 敬老会

満75歳以上の高齢者を対象に式典を開催し、記念品及び敬老金を贈呈する。

ア 記念品の贈呈 満75歳以上の高齢者

イ 敬老金の支給 満85歳以上の高齢者 5,000円

(2) 金婚祝賀式

婚姻関係50年以上の夫婦を対象に、式典を開催し、表彰状、金婚祝品及び記念写真を贈呈する。

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	報償費	需用費	役務費	委託料	使用料及び賃借料	合計
敬老会開催事業	13,409	369	820	472	364	15,434
金婚式開催事業	670	219	74	639		1,602
合計	14,079	588	894	1,111	364	17,036

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(目) 2 高齢者福祉費

高齢者福祉補助事業

事業費 7,444千円

1 目的

数え年65歳以上の高齢者の修養と親睦を図り、健全で豊かな生活を営むことを目的とする市老人クラブ連合会に補助金を交付することにより、円滑な事業運営を図る。

2 内容

(1) 老人クラブ連合会活動

- ア 寝たきり高齢者の慰問
- イ ひとり暮らし高齢者の慰問
- ウ 交通安全・防犯教室の開催
- エ 社会奉仕活動の実施
- オ いきいきスポーツ大会の開催
- カ ふれあい交流事業の実施
- キ 支部及びクラブ助成金の支給
- ク 老人学級の開催

(2) 老人クラブ支部活動

各支部における地区の実情に応じた支部総会、研修、地区行事等

(3) 運動・文化クラブ活動

民謡・詩吟・大正琴・書道・華道・ゲートボール・グラウンドゴルフなどのクラブ活動

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	需用費	負担金補助 及び交付金	合計
高齢者福祉補助事業	4	7,440	7,444

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(目) 2 高齢者福祉費

老人保護措置事業

事業費 7,247千円

1 目的

65歳以上の高齢者で、身体、精神又は環境上の理由並びに経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームに入所措置するとともに、収入に応じて生活補給金を支給することにより、入所者の生活の安定を図る。

2 内容

(1) 措置人数

施設の種類	措置人数		
	男性	女性	合計
養護老人ホーム	1人	2人	3人

(2) 生活補給金

ア 支給金額

7,500円/月(上限)

イ 対象者

2人

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	報酬	役務費	扶助費	合計
老人保護措置事業	24	4	7,219	7,247

介護保険施設補助事業

事業費 98,265千円

1 目的

介護保険施設を設置・運営する事業者に対して補助金を交付し、施設の安定した維持及び円滑な事業運営を図る。

2 内容

(1) 社会福祉法人西春日井福祉会が運営する特別養護老人ホーム「五条の里」の借入償還金及び借地料を助成する。

ア 社会福祉・医療事業団からの借入金償還 (単位：円)

区分	北名古屋市	清須市	豊山町	合計
負担額	1,934,759	2,078,407	475,834	4,489,000
負担割合	43.10%	46.30%	10.60%	100.00%

イ リハビリ庭園及び駐車場の借地料 (単位：円)

区分	北名古屋市	清須市	豊山町	合計
負担額	2,288,653	1,859,986	406,801	4,555,440
負担割合	50.24%	40.83%	8.93%	100.00%

ウ 合計 (単位：円)

区分	北名古屋市	清須市	豊山町	合計
負担額	4,223,412	3,938,393	882,635	9,044,440

(2) 西春日井福祉会が設置する(仮称)第5特別養護老人ホームの用地取得費に係る借入償還金を助成する。

ア 用地取得費 $65,100円 \times 6,648m^2 = 432,784,800円$

イ 借入金額 432,785,000円

ウ 利率 年 0.800%

エ 償還期間 10年

オ 借入償還金 452,065,301円

カ 負 担 額

(単位:円)

区 分	北名古屋市	清須市	豊山町	合 計
負担額	19,940,151	17,738,642	7,526,718	45,205,511
負担割合	44.11%	39.24%	16.65%	100.00%

※ 平成22年度から平成30年度までの各年度負担額。なお、平成31年度負担合計額は、45,215,702円。

- (3) 認知症高齢者グループホームの整備促進を図るため、事業者に対して施設整備費及び施設開設準備経費に係る補助金を交付する。

ア 補助基準額

(ア) 介護基盤緊急整備特別対策事業

1施設当たり 26,250千円(県費補助率 10/10)

(イ) 施設開設準備経費助成特別対策事業

1施設当たり 定員数(18人)×600千円(県費補助率 10/10)

イ 補助事業者数

2事業者

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	負担金補助及び交付金
社会福祉法人西春日井福社会助成事業	4,224
(仮称)第5特別養護老人ホーム整備費補助事業	19,941
認知症高齢者グループホーム整備費補助事業	74,100
合 計	98,265

債務負担行為

社会福祉法人西春日井福祉会（仮称）第5特別養護
老人ホーム建設資金借入金元利償還補助金

限度額 331,467千円

1 目的

社会福祉法人西春日井福祉会が整備する(仮称)第5特別養護老人ホーム建設費に係る金融機関からの資金借入れに対し、本市、清須市及び豊山町が債務負担を行うことにより、円滑な施設整備を図る。

2 内容

(1) 2市1町補助金 675,000,000円

(2) 利率 年2.0% (限度)

(3) 償還期間 10年

(4) 償還予定表

(単位:円)

償還回数	償還年度	民間金融機関からの借入償還金		
		元金	利子	合計
1	平23	61,645,407	13,500,000	75,145,407
2	平24	62,878,315	12,267,093	75,145,408
3	平25	64,135,882	11,009,526	75,145,408
4	平26	65,418,599	9,726,809	75,145,408
5	平27	66,726,971	8,418,437	75,145,408
6	平28	68,061,511	7,083,897	75,145,408
7	平29	69,422,741	5,722,667	75,145,408
8	平30	70,811,196	4,334,212	75,145,408
9	平31	72,227,420	2,917,988	75,145,408
10	平32	73,671,958	1,473,450	75,145,408
合計		675,000,000	76,454,079	751,454,079

(5) 2市1町補助金負担割合

均等割2.5%・人口割3.5%・基準財政需要額割3.5%・高齢化率割5%

(平成21年10月1日現在)

区 分	北名古屋市	清須市	豊山町
各市町負担割合	44.11%	39.24%	16.65%
債務負担行為限度額	331,467千円	294,871千円	125,117千円

(6) 建設事業費概算負担割合

区 分	補助金		西春日井福社会 負担金	合 計
	県	2市1町		
負担割合	22.57%	38.57%	38.86%	100.00%
負担割合額	395,040千円	675,000千円	679,960千円	1,750,000千円

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(目) 2 高齢者福祉費

回想法普及啓発事業

事業費 3,000千円

1 目的

認知症予防としての回想法を保健福祉の面と文化の面から検証するため、シンポジウムを開催することにより、その効果と在り方を全国へ発信するとともに、回想法を通じたネットワークづくりを進める。

2 内容

(1) 名称

(仮称)「回想法シンポジウム2010 地域回想法最前線」

(2) 概要

- ア シンポジウム (基調講演含む。)
- イ 回想法に関するワークショップ
- ウ 認知症予防先進地事例紹介
- エ その他

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	報償費	旅費	需用費	委託料	使用料及び賃借料	合計
回想法普及啓発事業	350	156	620	1,866	8	3,000

障害者手当支給事業

事業費 93,947千円

1 目的

身体・知的・精神障害（児）者に手当を支給することにより、心身の健全な育成と豊かな生活の維持安定を図る。

2 内容

(1) 障害（児）者扶助料（市単独制度）

ア 前年度市町村民税非課税又は均等割額のみ課税世帯の者（4月1日現在）

障害手帳の種類 ・ 等級又は判定	支給金額 (1人当たり月額)
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1～3級 ・療育手帳 A・B判定 ・精神障害者保健福祉手帳 1・2級 	7,000円
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 4～6級 ・療育手帳 C判定 ・精神障害者保健福祉手帳 3級 	2,500円

イ 市町村民税所得割額課税世帯で障害者が2人以上いる世帯

<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1～3級 ・療育手帳 A・B判定 ・精神障害者保健福祉手帳 1・2級 	3,500円
---	--------

(2) 特別障害者手当等支給（国・県制度）

名称	対象者	手当額 (月額)
特別障害者手当 (国制度)	<p>次のいずれかに該当する20歳以上の障害者（施設入所者及び長期入院者を除く。）に支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害2級（一部を除く。）以上の障害が重複する者 ・身体障害2級（一部を除く。）以上の障害者で、IQ20以下の者又は常時介護が必要な精神障害者 ・身体障害2級（一部を除く。）以上の障害者又はIQ20以下の者若しくは常時介護が必要な精神障害者で、他に身体障害3級相当の障害を2つ以上有する者 ・身体障害2級（一部を除く。）以上の障害者又はIQ20以下の者若しくはこれと同程度の障害又は病状を有する者で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な者 	26,440円

特別障害者手当 (県制度：国制度 に加算して支給)	身体障害1・2級の障害者で、IQ35以下の者	7,090円
	・身体障害1・2級の障害者 ・IQ35以下の者	1,090円
障害児福祉手当 (国制度)	次のいずれかに該当する20歳未満の障害者(障害を事由とした年金受給者及び施設入所者を除く。)に支給する。 ・身体障害1級(2級の一部を含む。)の障害者 ・IQ20以下の者 ・上記と同程度の障害又は病状で、常時介護が必要な者	14,380円
経過的福祉手当 (国制度)	次のいずれかに該当する20歳以上の障害者(施設入所者を除く。)で、従来の福祉手当受給者のうち特別障害者手当、障害基礎年金及び特別障害給付金のいずれも受給していない者に支給する。 ・障害児福祉手当と同程度の者	14,380円
障害児福祉手当 及び経過的福祉 手当 (県制度：国制度 に加算して支給)	・身体障害1・2級の障害者で、IQ35以下の者	7,160円
	・身体障害1・2級の障害者 ・IQ35以下の者	1,160円

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	扶助費
障害(児)者扶助料支給事業	73,700
特別障害者手当等支給事業	20,247
合 計	93,947

障害者補助事業

事業費 23,063千円

1 目的

在宅の障害者の自立を促進するために利用する事業に対して補助を行うことにより、障害者の自立と生活の維持安定を図る。

2 内容

事業項目	内容	対象者	限度額等
重度身体障害者(児) 自助具給付事業	重度の身体障害者に対し、自助具を給付する。	身体障害者手帳1・2級所持者	年限度額 5,000円
重度身体障害者等ショートステイ送迎援助事業	重度の障害者が、短期入所の入退所の際にタクシーを利用した場合、料金の一部を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1・2級所持者 療育手帳A判定所持者 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者 	施設利用1期間(入退所の2往復)につき <ul style="list-style-type: none"> 10,000円以上の場合 10,000円 10,000円未満の場合 実費額
障害児通園通学費助成事業	特別支援学校に通園・通学している障害児に対し、通園通学費を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 発達障害者支援法第2条第2項に規定する者 	月額 2,500円
一時介護委託料助成事業	在宅で障害者を介護している者が、介護人に介護を委託した場合に、介護委託料の一部を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1～3級所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 	<ul style="list-style-type: none"> 4時間以内 2,500円以内 4時間を超える場合 5,000円以内 年限度額 35,000円

障害者タクシー利用等補助事業	障害者の外出支援として、タクシー券・ガソリン券を交付する。	市町村民税所得割額16万円未満で次のいずれかに該当する者 ・身体障害者手帳1～3級所持者 ・療育手帳A・B判定所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者	・タクシー券 年間 48枚 (1枚当たり補助額 500円) ・ガソリン券 年間 24枚 (1枚当たり補助額 500円)
----------------	-------------------------------	---	--

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	委託料	負担金補助及び交付金	合 計
重度身体障害者（児）自助具給付事業	25		25
重度身体障害者等ショートステイ送迎援助事業		48	48
障害児通園通学費助成事業		1,740	1,740
一時介護委託料助成事業		250	250
障害者タクシー利用等補助事業		21,000	21,000
合 計	25	23,038	23,063

障害者補装具費支給事業

事業費 11,000千円

1 目的

身体障害者に対して、失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具（補装具）の給付及び修理を行い、日常生活や社会生活の向上を図る。

2 内容

(1) 対象者

身体障害者手帳所持者で、障害の部位により必要と認められた者。

なお、本人又は世帯員のうち市町村民税所得割額が46万円以上の者は対象外。

(2) 負担額

原則として、費用の10%が自己負担となるが、世帯の所得の状況に応じて月額上限額が変わる。ただし、障害児については、自己負担を5%（市単独事業）とする。

(3) 補装具の種類

ア 視覚 義眼、盲人安全杖等

イ 聴覚 補聴器

ウ 肢体不自由 義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器等

エ 肢体不自由（児童） 座位保持いす、起立保持具、頭部保持具等

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	扶助費
障害者補装具費支給事業	11,000

障害者自立支援事業

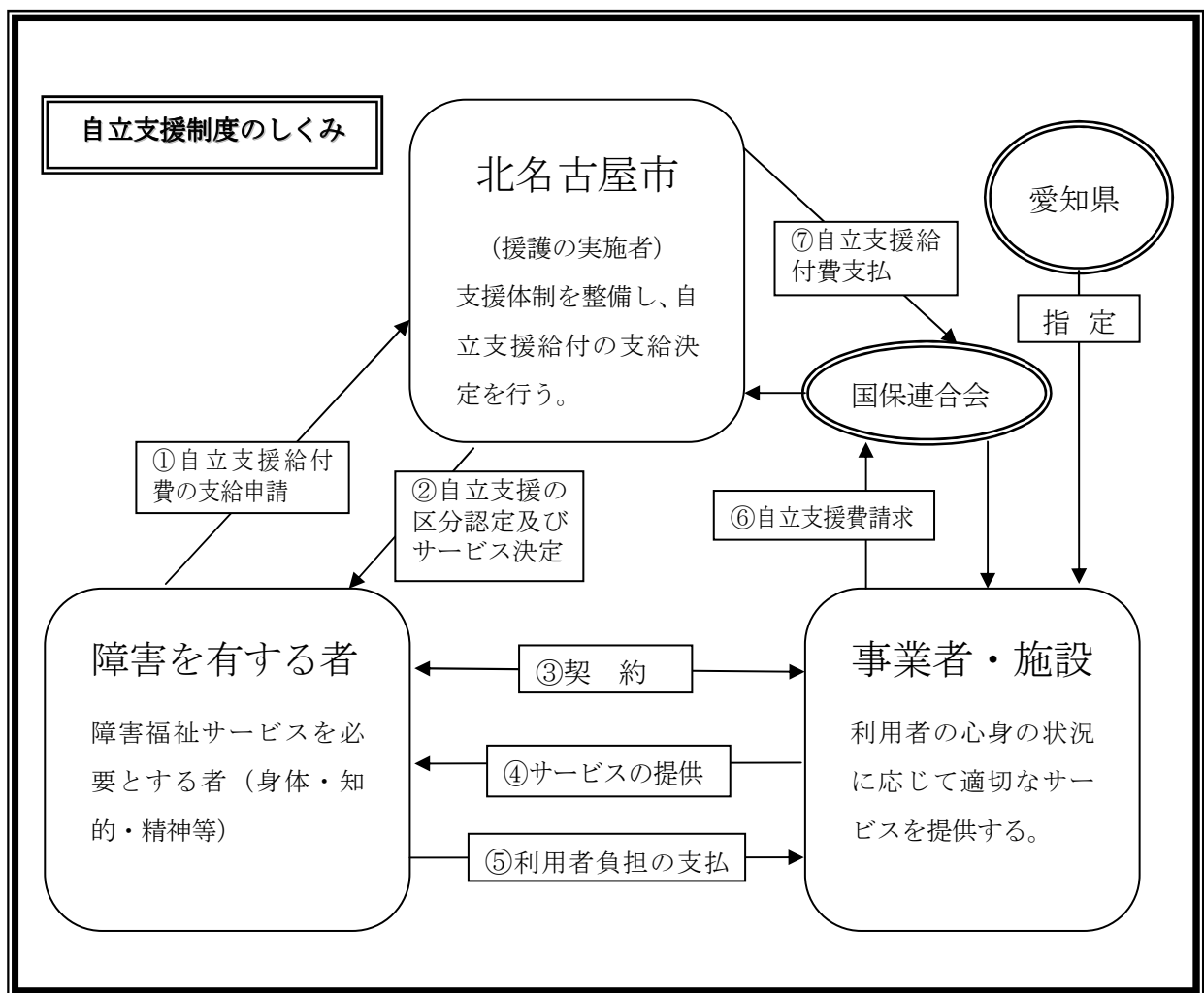
事業費 494,026千円

1 目的

障害のある者もない者も互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、身体・知的・精神障害者自らが障害福祉サービスを選択し、事業者と対等な立場で契約してサービスが享受できるような生活支援を行い、障害者の自立と社会参加の促進を図る。

2 内容

(1) 自立支援制度のしくみ



(2) 自立支援制度の対象となるサービス

ア 日中支援……昼間の活動を支援するサービス

種 類	サービスの名称	内 容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護などを行う。
	生活介護	常に介護が必要な者に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や、創作的活動などの機会を提供する。
	療養介護	医療及び常に介護が必要な者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護などを行う。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行う者が病気などの場合に、短期間、施設へ入所し介護などを行う。
	行動援護	知的や精神の障害により行動が困難で、常に介護が必要な者に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助を行う。
	重度訪問介護	重度の障害があり、常に介護が必要な者に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行う。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な者の中でも、介護の必要な程度が特に高いと認められる者に対し、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供する。
	児童デイサービス	障害児が施設へ通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行う。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行う。
	就労移行支援	就労を希望する者に、一定期間における生産活動その他の活動機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。
	就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な者に、就労の機会の提供やその他活動機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。

イ 居住支援……生活の場におけるサービス

種 類	サービスの名称	内 容
介護給付	施設入所支援	施設入所者に、入浴や排せつ、食事の介護などを行う。
	共同生活介護 (ケアホーム)	共同生活の場所で入浴や排せつ、食事の介護などを行う。
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む者に、住居における相談や日常生活上の援助を行う。

(3) 自立支援費制度利用の流れ

1	制度の利用に関する情報の提供と相談	サービスの利用について、自立支援給付費の支給を希望する者に対し、利用に関する情報の提供及び相談を行う。
2	申請	必要なサービスを利用者が選択し、自立支援給付費の支給申請を行う。
3	調査（アセスメント）	申請後、市職員等の調査員により障害の状況について調査を行う。公平を期するために、全国統一の調査項目が定められ、コンピュータで判定する。
4	審査・判定	調査の結果と医師意見書をもとに、市の審査会で審査・判定が行われ、障害程度区分が決められる。
5	認定・通知	障害程度区分や介護者の状況、申請者の要望などを基に、サービスの支給量などを決める。 決定内容が支給決定通知書により通知され、受給者証が交付される。
6	事業者・施設との契約	受給者証が交付されたら、利用者は選択した事業者・施設とサービスの利用に関する契約を結ぶ。

(4) 補助事業

ア 共同生活介護・共同生活援助運営補助事業

障害者自立支援法に基づく共同生活介護（ケアホーム）・共同生活援助（グループホーム）の安定した経営を確保するため、運営費に対して補助金を交付する。

イ 障害者就労支援奨励事業

利用者の就労意欲の向上及び授産施設の利用促進を図るため、通所授産施設の利用者に対し、利用日数に応じた奨励金を支給する。

ウ 通所サービス利用促進事業

日中活動サービス事業所及び通所施設が行う利用者の送迎サービスの安定した経営を確保するとともに、施設の利用促進を図るため、運営費に対して補助金を交付する。

エ 重症心身障害者短期入所利用支援事業

重症心身障害者の地域生活の継続を支援するため、愛知県が指定する短期入所事業所を利用した場合の経費に対して補助金を交付する。

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	報酬	報償費	需用費	役務費	委託料	負担金補助及び交付金	扶助費	合計
障害者自立支援事業	1,440	20	65	1,279	286	10,537	480,399	494,026

障害者地域生活支援事業

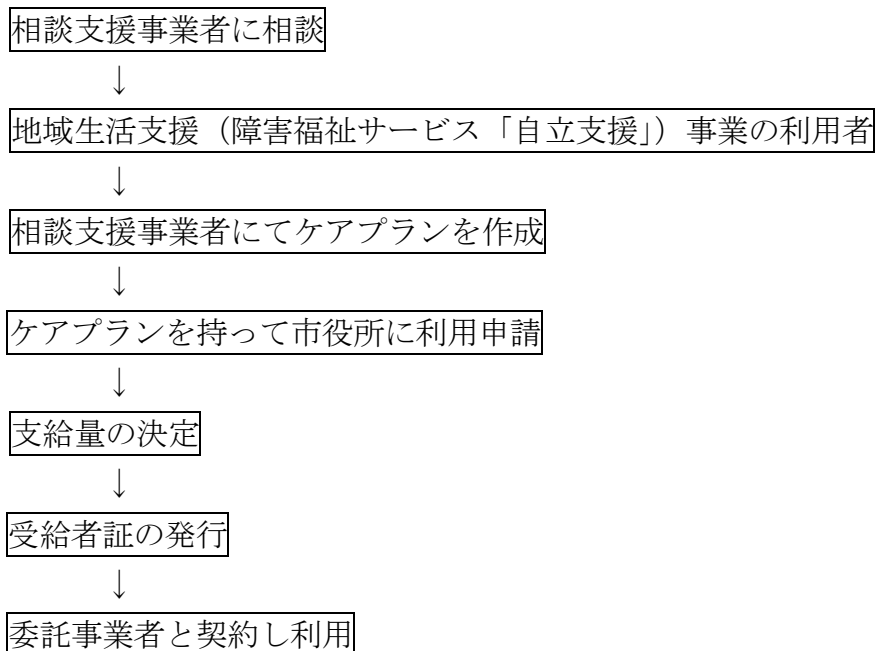
事業費 80,134千円

1 目的

障害者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や個々の状況に応じた地域生活支援事業を実施することにより、障害の有無に関わらず市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。

2 内容

(1) 利用の仕方(手話通訳者・要約筆記者派遣事業・日常生活用具給付等の事業を除く。)



(2) 利用料

無料。ただし、食費等は実費とする。

(3) 事業内容

事業	内容	対象者
相談支援事業	障害者等の相談に応じ、必要な情報提供や助言、ケアプランの作成などを行う。	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証（精神通院）・自閉症などにより障害者医療受給者証所持者等
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に、外出のための移動支援を行う。 ・派遣時間 1日原則8時間まで	
地域活動支援センター事業	障害者に、創作・生産活動の機会を提供する。	

日中一時支援事業	日中支援	障害者に日中活動の場を確保するとともに、介護している家族の休息及び家族の就労支援など、一時的な支援に利用する。	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証（精神通院）・自閉症などにより障害者医療受給者証所持者等
	タイムケア	小学生、中学生及び高校生が特別支援学級又は特別支援学校等下校後及び夏休み等の長期休暇時に活動する場を確保するとともに、介護している家族の一時的な休憩又は就労支援に利用する。	
生活サポート事業		介護給付支給決定者以外で、日常生活や家事に支援が必要な者にヘルパーを派遣する。	
訪問入浴事業		自宅で入浴が困難な重度の障害者に、移動入浴車を派遣する。 ・利用回数 週3回まで	身体障害者手帳（下肢・体幹）1・2級所持者
手話通訳者設置事業		手話通訳者を配置し、障害者とその他の者との意思疎通の仲介を行う。	聴覚・音声機能・言語機能の障害者で、手話によりコミュニケーションを必要とする者
手話通訳者・要約筆記者等派遣事業		日常生活でコミュニケーションや情報の取得に関して支障のある聴覚・音声機能・言語機能の障害者に、無料で手話通訳者・要約筆記者等を派遣する。ただし、趣味活動、営業活動、団体役員などの活動は対象外。 ・交通費など 手話通訳者・要約筆記者等の交通費は、1,500円（年12回を限度）までは市が支給し、超えたときは利用者の負担。自動車の場合は、1km当たり25円まで支給。	聴覚・音声機能・言語機能の障害者で、手話や要約筆記によりコミュニケーションを必要とする者
自動車改造助成事業		通勤・通学・通院・就労などのために運転する自動車を改造するために要する経費の一部を助成する。 ・限度額 90,000円以内	身体障害者手帳（上肢・下肢・体幹）所持者で自動車の操向装置、駆動装置などの一部を改造する必要がある者
自動車運転免許取得費助成事業		自動車運転免許を取得した障害者に対し、第1種普通自動車免許の取得のために要した経費の一部を助成する。 ・限度額 90,000円以内 （1人1回に限る。）	身体障害者手帳所持者で、視覚障害1～3級、聴覚障害2・3級、平衡機能障害3級、音声機能障害3級（喉頭摘出者に限る。）、上肢不自由1・2級、下肢不自由1～5級、体幹不自由1～3級及び5級、運動機能障害（上肢機能）1・2級（1上肢のみの場合は除く。）運動機能障害（移動機能）1～6級、内部障害機能1級及び3・4級、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者

就職支度金 支給事業	施設に入所若しくは通所している者が更生訓練を終了し、又は就労移行支援事業若しくは就労継続支援事業を利用し、就職等により施設を退所することとなった者に対し、就職支度金を支給する。 ・限度額 36,000 円以内	更生訓練を終了し、又は就労移行支援事業若しくは就労継続支援事業を利用して就職等をする障害者
更生訓練費 給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者又は身体障害者更生援護施設に入所し、更生訓練を受けている者に、更生訓練費を給付する。 ・月額 2,100 円から 14,800 円	低所得者で就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者又は身体障害者更生援護施設に入所し、更生訓練を受けている者
日常生活用具 給付等事業	重度の身体・知的・精神障害者に、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付・貸与する。 <用具の種類> 特殊寝台・入浴補助用具・特殊便器・ストマ用装具・紙おむつなど	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	報償費	旅 費	委託料	扶助費	合 計
障害者地域生活支援事業	473	30	8,048	71,583	80,134

障害者施設補助事業

事業費 109,224千円

1 目的

障害者施設を運営する事業所に対して補助金を交付することにより、施設の安定した維持を図るとともに、障害者が安心して地域で暮らすことができるよう円滑な事業運営を支援する。

2 内容

(1) 負担金

事業項目	内 容			
尾張中部福祉圏 域障害者施設運 営事業	西春日井福祉会が運営する広域の障害者施設の事業運営費（施設入所・日中支援等）に要する経費の一部を2市1町で負担する。			
	1 名 称 障害者センター尾張中部福祉の杜			
	2 所在地 九之坪笹塚22番地			
	3 運営主体 社会福祉法人西春日井福祉会			
	(単位：千円)			
	北名古屋市	清須市	豊山町	合 計
負担額	42,438	32,681	10,881	86,000
負担割合	49.35%	38.00%	12.65%	100.00%
均等割20%、人口割30%、基準財政需要額割25%、施設利用割25%				
尾張中部福祉圏 域障害者施設建 設費等償還	西春日井福祉会が整備した広域の障害者施設建設に係る建設費及び用地取得費借入金の返還金に要する経費を2市1町で負担する。			
	1 名 称 障害者センター尾張中部福祉の杜			
	2 所在地 九之坪笹塚22番地			
	3 運営主体 社会福祉法人西春日井福祉会			
	4 障害者施設建設整備内容			
	(1) 知的障害者入所更生施設 定員50人			
	(2) ショートステイ専用居室 定員10人			
	(3) 日中支援 定員75人			
	(4) 障害者地域生活支援センター			
	(5) ヘルパーステーション			
(6) 喫茶ギャラリー				
(7) 交流ホール				
(単位：円)				
	北名古屋市	清須市	豊山町	合 計
負担額	48,574,834	51,603,749	12,003,481	112,182,064
負担割合	43.30%	46.00%	10.70%	100.00%

精神障害者小規模保護作業所訓練事業	特定非営利活動法人「太陽」が市内に設置する精神障害者小規模保護作業所「七彩工房」の運営費及び相談事業に要する経費の一部を愛知県及び2市1町で負担する。			
	1 名称 七彩工房			
	2 所在地 久地野郷廻 97 番地			
	3 通所対象者 北名古屋市、清須市、豊山町に居住し、精神障害により就労することが困難なため訓練・指導を必要とし、原則として医療を受けている者			
	4 運営主体 特定非営利活動法人「太陽」			
	5 費用			
	(1) 訓練事業費 9,912,000 円…① 〔・県補助 4,500,000 円 ・市町補助 5,412,000 円…②〕			
	(2) 相談事業 2,558,000 円…②			
	(3) 2市1町補助 7,970,000 円…②+④			
	(4) 計 12,470,000 円…①+②			
(単位：円)				
	北名古屋市	清須市	豊山町	合計
負担額	4,253,043	2,690,009	1,026,948	7,970,000
負担割合	53.36%	33.75%	12.89%	100.00%
※ 負担金の割合 均等割 20%、人口割 30%、基準財政需要額割 25%、施設利用割 25%				
6 その他 北名古屋市が幹事市のため、県補助及び2市1町補助分を一括して特定非営利活動法人「太陽」に支払う。				

(2) 補助金

事業項目	内容
知的障害者通所授産施設建設費償還	<p>知的障害者通所授産施設「にしはるひまわり作業所」の建設費借入金 の返還金に対して補助金を交付する。</p> <p>補助額 2,140,500 円 (県社協 886,000 円 社会福祉・医療事業団 1,254,500 円)</p> <p>1 名称 知的障害者通所授産施設 「にしはるひまわり作業所」</p> <p>2 所在地 法成寺神子前 70 番地</p> <p>3 運営主体 社会福祉法人西春福祉会</p>
知的障害者通所授産施設等運営事業	<p>市内の通所授産施設等の安定した経営を確保するため、運営費に対して補助金を交付する。</p> <p>1 セルプしかつ 基準人員 24 人 1,440,000 円</p> <p>2 にしはるひまわり作業所 基準人員 24 人 1,440,000 円</p> <p>3 あかつき共同作業所 基準人員 12 人 720,000 円</p> <p>4 計 3,600,000 円</p>

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	負担金補助及び交付金
尾張中部福祉圏域障害者施設運営事業	42,438
尾張中部福祉圏域障害者施設建設費等償還	48,575
精神障害者小規模保護作業所訓練事業	12,470
知的障害者通所授産施設建設費償還	2,141
知的障害者通所授産施設等運営事業	3,600
合 計	109,224

地域福祉施設管理事業

事業費 76,211千円

1 目的

子どもから高齢者までが集い、心のふれあいとやすらぎを与える場を提供し、地域福祉活動の推進を図る。

2 内容

(1) 総合福祉センターもえの丘（熊之庄大畔48番地）

ア 指定管理者制度による管理運営

平成24年3月31日まで社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会を指定管理者として指定

イ 管理業務の範囲

(ア) 施設、設備等の維持管理全般

(イ) 施設貸出しに係る利用の許可、取消し等の管理

(ウ) 施設利用料金の徴収、収受と利用料金の管理

(エ) その他、市又は社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会が必要と認める業務

(2) 陽だまりハウス（石橋角畑37番地）

ア 指定管理者制度による管理運営

平成25年3月31日までNPO法人次世代健全育成サポートあひるっこを指定管理者として指定

イ 管理業務の範囲

(ア) 市民が心身ともに健康となり、世代のコミュニケーションを図る交流の場として設置された理念に基づいた管理運営業務

(イ) 施設・設備の維持管理に関する業務

(ウ) 利用許可、利用許可の取消しその他施設の運営に関する業務

(3) あげぼのふれあい会館（高田寺起返18番地）

ア 指定管理者制度による管理運営

平成22年9月30日まで社団法人北名古屋市シルバー人材センターを指定管理者として指定

イ 管理業務の範囲

(ア) 施設・設備の維持管理に関する業務

(イ) 利用許可、利用許可の取消しその他施設の運営に関する業務

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	役員費	委託料	使用料及 び賃借料	合 計
総合福祉センター管理事業	57	61,000	4,587	65,644
陽だまりハウス管理事業	31	5,350	4,481	9,862
あけぼのふれあい会館管理事業	8	697		705
合 計	96	67,047	9,068	76,211

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(目) 4 福祉施設費

高齢者福祉施設管理事業

事業費 37,110千円

1 目的

高齢者に対し、教養の向上、レクリエーション、趣味活動及び能力活用のための場を提供し、高齢者の体力向上と心のふれあいを深める場として、心身の健康と体力の保持増進を図る。

2 内容

(1) 憩いの家事業

高齢者が、書道・民謡・囲碁将棋などの趣味活動や能力活用などの場として利用する。

ア 憩いの家「さかえ荘」(鹿田栄257番地)

イ 憩いの家「さくら荘」(六ツ師町田69番地)

ウ 憩いの家「ふたば荘」(二子双葉3番地)

エ 憩いの家「とくしげ」(徳重長池34番地)

(2) ゲートボール場事業

高齢者が、ゲートボールを通じて交流及び健康増進を図る。

ア 東部ゲートボール場(六ツ師南屋敷707番地)

イ 西部ゲートボール場(鹿田栄257番地)

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	賃金	報償費	需用費	役務費	委託料
高齢者福祉施設管理事業	10,749	30	7,338	197	4,546
ゲートボール場管理事業					219
合計	10,749	30	7,338	197	4,765

使用料及び賃借料	工事請負費	備品購入費	合計
12,308	1,590	133	36,891
			219
12,308	1,590	133	37,110

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(目) 4 福祉施設費

(細目) 高齢者活動センター管理費

高齢者活動センター管理事業

事業費 15,620千円

1 目的

高齢者に能力活用と交流の場を提供し、就労機会の確保及び心身の健康増進を図る。

2 内容

(1) 施設名

ア 高齢者活動センター「しあわせの家」(西之保中社8番地)

イ 高齢者活動センター「ふれあいの家」(九之坪西城屋敷70番地)

(2) 指定管理者制度による管理運営

平成22年9月30日まで社団法人北名古屋市のシルバー人材センターを指定管理者として指定

(3) 管理業務の範囲

ア 施設・設備の維持管理に関する業務

イ 利用許可、利用許可の取消しその他施設の運営に関する業務

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	需用費	役員費	委託料	使用料及び賃借料	合計
高齢者活動センター管理事業	800	15	7,800	7,005	15,620

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(目) 4 福祉施設費

(細目) 高齢者活動センター管理費

高齢者活動センター補助事業

事業費 39,000千円

1 目的

社団法人北名古屋市シルバー人材センターの運営に対して補助金を交付し、高齢者の就労機会の確保及び健康の増進並びに高齢者相互の交流促進を図る。

2 内容

- (1) 仕事の開拓と事業拡大の推進
- (2) 就業に関する調査研究及び相談活動
- (3) 会員の完全就業の推進
- (4) 会員の講習会・研修会の実施
- (5) 会員の拡大の推進
- (6) 無料職業紹介事業の実施
- (7) 広報等による仕事内容の啓蒙

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	負担金補助及び交付金
高齢者活動センター補助事業	39,000

回想法センター施設整備事業

事業費 7,039千円

1 目的

回想法センター（旧加藤家住宅）駐車場北側に隣接する土地を購入し駐車場として整備することにより、介護予防の活動拠点として充実を図る。

2 内容

回想法センター（旧加藤家住宅）駐車場用地取得 (単位：千円)

所在地番	面積	金額
六ツ師南屋敷 703 番	83.06 m ²	6,039

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	工事請負費	公有財産購入費	合計
回想法センター施設整備事業	1,000	6,039	7,039

4 箇所図



(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(目) 5 福祉医療費

(細目)

障害者医療費

母子家庭等医療費

子ども医療費

後期高齢者福祉医療費給付事業費

障害者更生医療費

福祉医療費扶助事業

事業費 642,800千円

1 目的

障害者医療費、精神障害者通院医療費、母子家庭等医療費、子ども医療費、障害者更生医療費及び後期高齢者福祉医療費給付の一部を扶助し、受給者の医療費負担の軽減を図る。なお、4月から子ども医療費については、通院の対象年齢を小学6年生から中学3年生までに拡大し（医療費の2/3の給付）、受給者の医療費負担の軽減を図る。

2 内容

事業項目	概要
障害者医療費扶助	身体障害者手帳1級～3級、4級(腎臓機能障害)、4～6級(進行性筋萎縮症)所持者(県)、精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者の精神科診療(県)、精神科診療以外(市)
精神障害者通院医療費扶助	自立支援医療受給者証(精神通院)所持者で精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者を除く精神通院医療費(市)
母子家庭等医療費扶助	児童が満18歳の年度末までの母子(父子)家庭の母(父)と児童、父母のいない18歳以下の子、障害者の配偶者と18歳以下の子(県制度には所得制限有り)
子ども医療費扶助	未就学児(入通院)及び小中学生(入院)(県)、未就学児入院時食事代(市)、小学1年生から中学3年生まで(通院2/3給付)(市)
後期高齢者福祉医療費給付	後期高齢者医療受給者で障害者医療費対象者と母子家庭等医療費対象者等(県)、ひとり暮らしの住民税非課税者(市)
障害者更生医療費扶助	満18歳以上の身体障害者手帳所持者で、身体の更生を図る医療費(人工透析等で指定医療機関のみ有効)(国・県)

3 事業費内訳

事業項目		受給者数(人)	予算額(千円)	1人当たり(円)
障害者医療費扶助	県制度	1,010	130,000	128,713
	市制度	150	10,000	66,667
	計	1,160	140,000	120,690
精神障害者通院医療費扶助	市制度	600	15,300	25,500
母子家庭等医療費扶助	県制度	1,650	61,200	37,091
	市制度	260	6,800	26,154
	計	1,910	68,000	35,602
子ども医療費扶助	県制度(入通院)未就学児	5,600	194,880	34,800
	県制度(入院)小1～中3	※ 120	6,000	50,000
	市制度(食事代)未就学児	※ 200	1,120	5,600
	市制度(通院)小1～中3	7,240	48,000	6,630
	計	13,160	250,000	18,997
後期高齢者福祉医療費給付	県制度	950	99,000	104,211
	市制度	200	11,500	57,500
	計	1,150	110,500	96,087
障害者更生医療費扶助	国・県制度	170	59,000	347,059
合 計		18,150	642,800	35,416

※は、平成22年度申請見込件数

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(目) 1 児童福祉総務費

(細目) 児童福祉事務費

認可外保育所補助事業

事業費 21,325千円

1 目的

認可外保育所事業補助金交付要綱の補助対象基準を満たす認可外保育所に対して補助金を交付することにより、児童福祉の向上を図る。

2 内容

(1) 補助対象

補助金の交付対象は、交付対象基準の要件を満たす3歳未満の要保育児童を保育している市内に所在する認可外保育所とする。

(2) 補助金額

ア 要保育児童が受ける保育日数が1か月に15日以上の場合は、1か月当たり1人につき25,000円

イ 要保育児童が受ける保育日数が1か月に15日未満の場合は、1か月当たり1人につき保育を受けた日数に、日額1,000円を乗じた額

ウ 前2項の規定にかかわらず、要保育児童が月の途中に入所又は退所した月は、その属する月の初日から入所の日の前日までの日数及び退所した日の翌日から退所した日の属する月の末日までにおいて開所した日数に、日額1,000円を乗じた額を減額する。

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	負担金補助及び交付金
認可外保育所補助事業	21,325

- (款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費 (目) 1 児童福祉総務費
 (細目) 家庭児童相談運営費
 (目) 3 母子福祉費
 (細目) ひとり親家庭等福祉事業費

家庭児童相談事業

事業費 8,515千円

1 目的

児童保護の観点から、虐待などに陥る危険性のある児童について、要保護児童対策地域協議会等により、地域や関係機関との連携を図りながら児童虐待防止に努める。また、児童相談員や家庭相談員を配置し、相談体制や情報提供体制を整え、子どもの教育に関する保護者の悩みや不安の解消に努め、児童の健全育成を図る。

更に、母子自立支援員を配置し、生活の安定に向けての就職相談や就労に必要な技能習得等の就業支援を行うことにより、ひとり親家庭の自立を促進する。

2 内容

(1) 児童相談

虐待についての相談、電話通報等の情報提供により、児童虐待防止相談及び要保護児童への対応を図るとともに、地域や身の回りで虐待が疑われる場合などの通告の義務及び通告先等を広く市民に周知し、協力を呼びかけて児童虐待防止に努める。

(2) 家庭相談

家族関係の健全化及び児童養育の適正化を図る相談、指導及び援助を行い、家庭内の様々な問題に対応できる相談支援体制を確保する。

(3) 要保護家庭・育児支援家庭訪問事業

養育困難家庭で養育支援の必要性のある家庭に対し、保育士資格等を有する相談員を派遣し育児支援や相談を行うことにより、子どもの健全な発育を促していくことを目的とする。

(4) 自立支援相談

母子家庭及び寡婦（母子家庭等）の相談に応じ、その自立に必要な情報提供、指導、職業の能力向上及び求職活動の支援を行い、母子家庭等の自立支援の促進を図る。

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	報酬	賃金	旅費	需用費	役務費
家庭児童相談事業	2,015	538	5	5	69
ひとり親家庭等相談事業	2,015		5	76	260
合計	4,030	538	10	81	329

委託料	使用料及び賃借料	負担金補助及び交付金	扶助費	合計
	18	5		2,655
18		2	3,484	5,860
18	18	7	3,484	8,515

- (款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費 (目) 2 児童措置費
 (細目) 児童手当費・子ども手当費
 (目) 3 母子福祉費
 (細目) 遺児手当支給事業費
 児童扶養手当支給事業費

児童福祉（手当支給）事業

事業費 2,090,248千円

1 目的

児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る。

2 内容

(1) 児童の健全育成と次世代育成支援

名称	対象者	手当額（月額）	支給月
児童手当	12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前）を養育している者 ※ 所得制限あり	3歳未満 一律 10,000円 3歳以上の児童 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以上 10,000円	6月（2・3月分）
子ども手当	15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前）を養育している者 ※ 所得制限なし	児童1人につき 13,000円	6月（4・5月分） 10月（6～9月分） 2月（10～1月分）

(2) ひとり親家庭への自立支援

名称	対象者	手当額（月額）	支給月
遺児手当 （市単独制度）	次のいずれかに該当する18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日）の児童を養育している者 ① 父母が婚姻を解消した児童 ② 父又は母が死亡した児童 ③ 父又は母が重度の障害にある児童 ④ 父又は母が生死不明である児童 ⑤ 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童 ⑥ 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童 ⑦ 母が婚姻によらないで生まれた児童 ※ 所得制限あり	児童1人 5,000円 一部支給 2,500円	3月 9月

児童扶養手当 (国制度)	次のいずれかに該当する18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日)の児童を養育している者	児童1人 41,720円 一部支給 41,710円 ~9,850円	4月 8月 12月
	① 父母が婚姻を解消した児童 (父が監護養育している場合を除く) ② 父が死亡した児童 ③ 父が重度の障害にある児童 ④ 父が生死不明である児童 ⑤ 父から引き続き1年以上遺棄されている児童 ⑥ 父が引き続き1年以上拘禁されている児童 ⑦ 母が婚姻によらないで生まれた児童 ※ なお、平成22年8月から父子家庭にも支給する。 ※ 所得制限あり	児童2人 46,720円 一部支給 46,710円 ~14,850円 3人目以降 1人につき 3,000円加算	

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	扶助費
児童手当支給事業	122,800
子ども手当支給事業	1,633,370
遺児手当支給事業	73,740
児童扶養手当支給事業	260,338
合計	2,090,248

ファミリー・サポート・センター運営事業

事業費 6,680千円

1 目的

地域において育児の援助を行う者と育児の援助を受けたい者を会員として組織化し、会員同士が育児に関する相互の援助活動を行うことにより、子育て支援の輪を作り、子どもを安心して生み育てることのできる環境づくり及び子育てをしながら安心して働くことのできる環境づくりを進める。

2 内容

(1) 名称 北名古屋市ファミリー・サポート・センター (健康ドーム内)

(2) 業務

ア 事務所の開設 火曜日～土曜日 (祝日及び年末年始を除く。
午前9時～午後5時30分)

イ アドバイザー 3人

(3) 会員の相互援助活動

ア 対象児童 0歳児～小学校6年生

イ 相互援助活動の内容

(ア) 保育園・幼稚園・心身障害児通園所・小学校・放課後児童クラブ等 (以下「保育園等」という。)へ児童を送迎すること。

(イ) 保育園等の始業時間前又は終業時間後に児童を預かること。

(ウ) 地域活動、他の児童の行事等の場合に児童を預かること。

(エ) 心身の健康のリフレッシュを図る場合に児童を預かること。

(オ) 病気、看護、冠婚葬祭等の急用の場合に児童を預かること。

(カ) その他、会員の育児に関し、必要な援助を行うこと。

(4) 相互援助活動の報酬

区 分	月曜日～金曜日 午前7時～午後8時	左記以外の時間と 土・日曜日・祝日
30分未満の利用	乳幼児 400円 学 童 300円	乳幼児 500円 学 童 400円
30分以上の利用 (30分ごとに)	乳幼児 300円 学 童 250円	乳幼児 350円 学 童 300円

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	委託料
ファミリー・サポート・センター運営事業	6,680

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費 (目) 4 児童複合施設費
 (細目) 子育て支援センター運営費
 子育て支援活動費

地域子育て支援センター活動事業

事業費 17,754千円

1 目的

就園前までの乳幼児を持つ保護者を対象に、子育てサークル等の組織化により子育て家庭を地域でネットワーク化し、子育て支援センターを拠点として各施設と連携し、子育ての機能を集中的・統合的に把握することにより、多様性のある子育てを安心してできる環境づくりを図る。

2 内容

(1) 地域子育て支援拠点事業

- ア 東子育て支援センター (あさひ子どもふれあいセンター内)
- イ 北子育て支援センター (風と光こどもの国内)
- ウ 西子育て支援センター (西之保保育園内)
- エ 南子育て支援センター (久地野ほほえみ広場内)

事業区分	内 容	場所・時間等
子育て広場	いつでも気軽に集える場として、親子遊びを実施し、子育てに関する悩みや喜びを共有することにより、安心して生み育てることのできる環境づくりを進める。 ・「こあら」東子育て支援センター ・「サロン室」北・西子育て支援センター ・「星の広場」南子育て支援センター	全4支援センター ・利用時間 月～金曜日の午前9時～午後3時まで ただし、「こあら」は第2・第4火曜日の午前は、つぼみ教室(乳児発達相談)を実施
子育て相談	子育て中の保護者が、不安や悩みに気軽に相談できる電話相談を開設するとともに、予約制による面接や発達相談体制を確保し、児童養育の適正化を図る。	東子育て支援センター ・電話相談 月～金曜日の午前9時～午後4時まで ・面接相談 月～金曜日の午前9時～午後4時まで(予約制) ・発達相談 月～金曜日の午前10時～午後4時まで(予約制)

子育てクラブ	保護者の子育てを援助し、子育て家庭のネットワーク化を図る。	健康ドーム ・年2回 ・1歳6か月児から2歳児の親子60組を対象
お父さんと遊ぼう	父親の子育てに対する意識の高揚と子育てと仕事の両立支援を図るため、父親と遊ぶ機会を提供する。	全4支援センター 健康ドーム ・年5回
親と子の子育て講座	乳幼児を持つ親の育児不安を解消するため、学識経験者を招き、子育てに関する講演会を開催し、子育て家庭の地域でのネットワーク化を図る。	健康ドーム ・年1回
子育てサークルの育成	子育ての悩みや喜びなどを皆で共有して励まし合い、交流できる自主的なサークルの育成支援を図る。	全4支援センター
機関紙の発行	子育てに関する情報を広く一般に提供するため、機関紙を発行する。	全4支援センター ・毎月1回
子育て支援ボランティア	講演会の企画や子育てサークル活動の援助等、活動の場を提供し指導することで、地域と行政を結ぶパイプ役として育成する。	全4支援センター
高齢者との交流	高齢者と保育園児・乳幼児親子との交流を進める憩いの場を開設し、高齢者の生きがいをづくり活動を支援する。	南子育て支援センター ・高齢者サロン

(2) 子育て支援活動事業

事業	内容	場所・時間等
子育て支援室	子育てに関するサークル・ボランティアの育成、援助や健康ドーム利用者の託児等、子育て家庭の交流の場を提供し、児童福祉の向上を図る。	健康ドーム内（ドーム託児） ・創作ふれあいルーム 火～日曜日、祝日の午前9時～午後7時まで （一般開放は、午前9時30分～午後4時45分まで）

4 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	賃金	報償費	旅費	需用費	役務費
子育て支援センター運営費	10,365		30	461	483
子育て支援活動費		198		344	
合計	10,365	198	30	805	483

委託料	備品購入費	負担金補助及び交付金	合計
14	150	20	11,523
5,689			6,231
5,703	150	20	17,754

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(目) 4 児童複合施設費

(細目) 児童複合施設管理費

(目) 5 児童福祉施設費

(細目) 保育施設管理費

保育園運営費

保育園活動費

児童福祉（保育園）事業

事業費 567,324千円

1 目的

近年の少子化、核家族化、社会・経済情勢の変動から働く母親が増えるなど、多種多様化したニーズに対応した子育て支援機能や保育環境の充実が求められている中で、保育水準を維持するとともに、「安心して生き生きと育つ環境づくり、子育てを地域で支援していく環境づくり」の充実を図る。

2 内容

区分	運営形態
通常保育	・保育時間（原則） （平日）午前8時～午後4時 （土曜日）午前8時～正午 ・保育料は、10階層別区分
乳児保育	
延長保育 （早朝・夕方）	・全14園で実施 （延長時間は、平日・土曜日において保育園により異なる。） ・12時間以上保育実施園（能田、久地野、西之保、弥勒寺）で、午後6時30分以降に利用の場合、月額2,000円
特別延長保育	・能田、久地野、鹿田南、九之坪北、徳重、西之保、弥勒寺の7園で、土曜日午後において実施（延長時間は、保育園により異なる。） ・おやつ代として、日額300円
一時保育	・保護者の病気など、家庭で一時的に保育が困難になったときに一定の範囲で保育する。 ・能田、久地野、薬師寺、弥勒寺、九之坪南の5園で実施 ・保育時間 （平日）午前8時～午後4時 （土曜日）午前8時～正午 ・保育料（日額） 3歳以上児 1,000円 3歳未満児 2,000円
病後児保育	・病後児保育こぐま園で、病気回復期にある児童を一時的に保育する。 ・保育時間（平日）午前8時～午後4時 ・利用料（日額） 所得税課税世帯 2,000円 ・定員 1日につき4人

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	報酬	賃金	報償費	旅費	需用費	役員費
児童複合施設管理費					11,700	135
保育施設管理費					26,730	298
保育園運営費	9,448	269,295	5,235	124	145,430	2,117
保育園活動費					19,224	107
合計	9,448	269,295	5,235	124	203,084	2,657

委託料	使用料及び賃借料	原材料費	備品購入費	負担金補助及び交付金	合計
9,933	17,207	63			39,038
9,190	11,840	200			48,258
20,925			5,000	1,071	458,645
1,107	945				21,383
41,155	29,992	263	5,000	1,071	567,324

4 年齢別園児数

平成22年4月予定数(単位：人)

保育園	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児・11か月児	6か月児	合計
能田	60	39	40	12	10	5	166
鹿田北	36	21	30	9	9		105
熊之庄	29	20	17	8	5		79
久地野	59	58	60	24	15	4	220
薬師寺	22	20	18	7	7		74
鹿田南	32	24	30	12	10		108
六ツ師	41	43	38	11	5		138
九之坪北	17	14	20	11	11		73
徳重	44	50	40	18	15		167
西之保	23	24	31	12	10	5	105
沖村	30	24	20	7	10		91
九之坪南	26	13	20	12	9		80
弥勒寺	48	43	40	12	10	4	157
中之郷	30	30	30	6	8		104
合計	497	423	434	161	134	18	1,667

- (款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費 (目) 4 児童複合施設費
 (細目) 児童複合施設整備事業費
 (目) 5 児童福祉施設費
 (細目) 保育施設整備事業費
 (目) 6 児童館運営費
 (細目) 児童館整備事業費
 (目) 7 心身障害児通園所運営費
 (細目) 心身障害児通園施設整備事業費

児童福祉施設整備事業

事業費 31,728千円

1 目的

施設整備を行うことにより、児童の生活環境の維持、向上を図り、健やかで潤いのある運営に寄与する。

2 内容

- (1) 児童複合事業整備事業費（児童福祉施設建設構想作成）
 保育ニーズに対応すべく、将来の保育園の施設配置や定員のあり方などを検討し、計画的な施設整備に向けた基礎的資料を作成する。
- (2) 保育施設整備事業費
 西之保、九之坪南、中之郷保育園において、耐震診断を実施する。
- (3) 児童館整備事業費
 鍛冶ヶ一色、熊之庄児童館において、老朽化した空調機を更新する。
- (4) 心身障害児通園施設整備事業費
 ひまわり西園において、耐震診断を実施する。
- (5) 施設整備・施設補修工事（共通）
 施設の長期的な安全性を保つため、耐用年数に応じた計画的な改修整備を行うとともに、適切な環境を保持するために、適宜、修繕補修を行う。

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	内容	委託料	工事 請負費	合計
児童複合施設 整備事業費	児童福祉施設建設構想作成	3,000		3,000
保育施設整備 事業費	耐震診断業務、施設整備及び補修 工事、次年度整備工事設計 外	5,863	7,000	12,863
児童館整備 事業費	空調機改修工事、施設補修工事、 次年度整備工事設計 外	3,200	10,965	14,165
心身障害児通園 施設整備事業費	耐震診断業務	1,700		1,700
合計		13,763	17,965	31,728

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費 (目) 6 児童館運営費
(細目) 児童館施設管理費
児童館運営費
児童館活動費
児童館活動業務委託事業費

児童福祉（児童館）事業

事業費 119,155千円

1 目的

子どもが日常生活の中で「遊び」を重視し、仲間と遊ぶ楽しさや喜びを知る場として、いろいろな活動を組み入れ、個別的・集団的にふれあう中で、地域や家庭との連携を図りながら児童の健康の増進と情操を豊かにし、親や子どもの健やかな生活を支援するとともに児童の健全育成を図る。

2 内容

(1) 館数

10館

(2) 開館日及び時間

ア 開館日 月曜日～土曜日（祝日及び年末年始を除く。）

イ 開館時間 午前9時30分～午後6時

(3) 活動内容

ア 健全な遊びを通じた援助

自主的遊び、造形活動、スポーツ、野外活動、親子体験活動、地域活動

イ 子育て家庭支援

親子遊び、児童と乳幼児のふれあい体験、子育てサークル活動、子育て相談

ウ 地域に根ざす活動の援助

地域コミュニティとネットワークづくり、ボランティアの育成

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	賃 金	報償費	旅 費	需用費	役務費
児童館施設管理費				2,650	73
児童館運営費	18,556	25	50	234	763
児童館活動費				964	
児童館活動業務 委託事業費					
合 計	18,556	25	50	3,848	836

委託料	使用料及 び賃借料	原材料費	備品購入費	負担金補助 及び交付金	合 計
1,973	16,056	40			20,792
40			2,000	454	22,122
			60		1,024
75,217					75,217
77,230	16,056	40	2,060	454	119,155

児童クラブ運営業務委託事業

事業費 80,050千円

1 目的

小学校1年生から3年生までの低学年児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、小学校又は児童館に設置する「児童クラブ」において、適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図る。

なお、事業の運営は、NPO法人による指定管理又は委託方式とし、事業運営の効率化を図る。

2 内容

(1) 活動日及び時間

ア 活動日 月曜日～土曜日（祝日及び年末年始を除く。）

※ 土曜日は、7月から集中方式にて実施する。

イ 活動時間 下校時～午後7時30分

（学校休業日は午前7時30分～午後7時30分）

(2) 定員 1クラブ 20人～50人

(3) 活動内容

ア 児童の意欲や態度が健全に育まれるような生活の援助に関すること。

イ 児童の自主性・社会性・創造性の向上に関すること。

ウ 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定に関すること。

エ 児童の活動状況の把握及び家庭との連絡に関すること。

オ 家庭や地域での児童環境づくりへの支援に関すること。

カ その他児童の健全な育成に必要と認められる活動に関すること。

(4) 利用料

ア 利用料 （利用時間：午後6時までの利用）

月額 4,000円

（1か月のうち10日までの利用者は、2,000円。）

※ 児童館で実施の場合、利用料は無料。

イ 延長料金 （利用時間：午後6時からの利用）

日額 100円

ウ 利用料の減額等

- (ア) 一定の所得額までの世帯
利用料の2分の1の額
- (イ) 生活保護法による被保護世帯又は所得税非課税世帯
利用料は無料
- (ウ) 同一世帯で2人以上の児童が児童クラブを利用する場合
2人目から利用料の2分の1の額

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	運営区分	児童クラブ名 (事業場所)	委託料
児童クラブ運営 業務委託事業	指定管理 (3クラブ)	白木児童クラブ (沖村児童館内) 鴨田児童クラブ (九之坪児童館内) 栗島児童クラブ (宇福寺児童館内)	12,456
	運営委託 (9クラブ)	師勝児童クラブ (師勝小学校内) 師勝東児童クラブ (師勝東小学校内) 師勝西児童クラブ (師勝西小学校内) 師勝南児童クラブ (2クラブ 師勝南小学校内) 師勝北児童クラブ (師勝北小学校内) 五条児童クラブ (五条小学校内) 西春児童クラブ (2クラブ 風と光子どもの国内)	67,594
合 計			80,050

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費 (目) 7 心身障害児通園所運営費
 (細目) 心身障害児通園所管理費
 心身障害児通園所運営費
 療育活動事業費

心身障害児通園所運営事業

事業費 32,954千円

1 目的

心身障害児通園所において、障害福祉サービスを受けようとする児童及びその保護者に、日常生活における基本動作の習得と集団生活に適応することができるよう、個別の状況及びその置かれている環境に応じた指導と訓練を障害者自立支援法に基づく児童デイサービスとして提供する。

2 内容

区分	施設及び運営形態
名称	<ul style="list-style-type: none"> 心身障害児通園所ひまわり園 心身障害児通園所ひまわり西園
業務	<ul style="list-style-type: none"> 業務時間 午前9時～午後2時 休業日 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始
児童デイサービス事業	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活における基本的な動作の指導 集団生活への適応訓練 創作的な活動の指導 給食の指導
利用者負担	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付費の支給の決定した一定額の1割（自己負担限度額あり） 給食の指導に係る賄材料費は、障害児の保護者が実費負担

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	賃 金	報償費	旅 費	需用費	役務費
心身障害児通園所 管理費				1,771	78
心身障害児通園所 運営費	19,865	500	80	3,165	169
療育活動事業費				663	
合 計	19,865	500	80	5,599	247

委託料	使用料及 び賃借料	原材料費	備品購入費	負担金補助 及び交付金	合 計
1,514	3,189	17			6,569
1,485			273	173	25,710
	12				675
2,999	3,201	17	273	173	32,954

幼稚園振興事業

事業費 74,786千円

1 目的

幼児教育に要する経費に対し、補助金を交付することにより、幼稚園教育の振興に寄与する。

2 内容

(1) 私立幼稚園補助金交付事業

市内に所在する私立幼稚園に対し、管理運営費に補助金を交付する。

ア 幼稚園割 1園 50,000円

イ 園児数割 1人 7,220円

(2) 幼稚園就園奨励費補助金交付事業

私立幼稚園に在籍する幼児の就園に係る保護者の経済的な負担の軽減を図るため、私立幼稚園の設置者が行う授業料・入園料の減免事業に要する経費に対し、補助金を交付する。また、「従来条件」と「新条件」の両方に該当する園児を有する場合は、保護者負担が低い方の条件を選択することができる。

ア 従来条件（小学校1年生から3年生に兄弟がいない幼稚園児の場合）

区 分	補助単価		
	1人就園及び 2人以上就園 している場合 の最年長者 (第1子)	2人以上就園 している場合 の次年長者 (第2子)	3人以上就園し ている場合の左 以外の園児 (第3子以降)
生活保護世帯及び平成22年度市町 村民税非課税世帯	153,500円	224,000円	294,000円
平成22年度 市町村民税所得割非課税世帯	116,300円	206,000円	294,000円
平成22年度市町村民税 所得割額34,500円以下の世帯	88,400円	192,000円	294,000円
平成22年度市町村民税 所得割額183,000円以下の世帯	62,200円	179,000円	294,000円

※ 同一世帯で2人以上の所得がある場合は、所得割額の合計額とする。

イ 新条件（小学校1年生から3年生に兄弟がいる幼稚園児の場合）

区 分	補助単価	
	小学校1年生から3年生に兄・姉が1人おり、就園している場合の最年長者 (第2子)	小学校1年生から3年生に兄・姉が1人おり、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生に兄・姉が2人以上いる園児 (第3子以降)
生活保護世帯及び平成22年度市町村民税非課税世帯	168,000円	294,000円
平成22年度市町村民税所得割非課税世帯	135,000円	294,000円
平成22年度市町村民税所得割額34,500円以下の世帯	110,000円	294,000円
平成22年度市町村民税所得割額183,000円以下の世帯	87,000円	294,000円

※ 同一世帯で2人以上の所得がある場合は、所得割額の合計額とする。

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	役務費	委託料	負担金補助及び交付金	合 計
私立幼稚園補助金			7,795	7,795
幼稚園就園奨励費補助金	8	31	66,952	66,991
合 計	8	31	74,747	74,786

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

(目) 1 生活保護総務費

生活保護事業

事業費 635,920千円

1 目的

生活保護法に基づき、生活の困窮状況や程度に応じて生計費や住宅・医療費等必要な扶助を行うことにより、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。

2 内容

(1) 生活保護の種類

- ア 生活扶助 衣食など日常生活に最低限必要な費用
- イ 住宅扶助 家賃など住まいの費用
- ウ 教育扶助 義務教育（小・中学校）に必要な学用品や通学用品の費用
- エ 介護扶助 介護保険サービスの利用にかかる費用
- オ 医療扶助 病院、診療所などによる診察や治療、入院、薬剤などの費用
- カ 出産扶助 出産に必要な費用
- キ 生業扶助 手に職を付けたり、仕事に就くために必要な費用
- ク 葬祭扶助 葬儀などの費用

(2) 平成22年度生活保護世帯数・人員見込み（月平均。出産扶助・葬祭扶助は年間）

区分	全市	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助
世帯数	300	290	265	20	55	250	1	6	5
人員	400	390	350	25	60	300	1	6	5

(3) 平成22年度生活保護費見込み（年間）（単位：千円）

生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	保護施設事務費	合計
200,200	100,000	2,500	13,000	300,000	250	1,300	1,200	1,550	620,000

3 事業費内訳

（単位：千円）

事業項目	報酬	賃金	旅費	需用費	役務費
生活保護事業	840	7,832	219	153	1,569

委託料	使用料及び賃借料	備品購入費	扶助費	合計
3,380	83	634	621,210	635,920

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(目) 1 保健衛生総務費

(細目) 保健衛生事務費

二次救急整備事業

事業費 63,203千円

1 目的

第二次医療機関である済衆館病院の新築移転に伴う建設費、医療機器の購入費を5年分割で2市1町が、西春日井広域事務組合を通じて負担し、地域住民の救命・救急医療の充実を図る。

北名古屋市が75%、清須市が20.488%及び豊山町が4.512%の人口割で負担する。

2 内容

(1) 負担額

(単位:千円)

対象区分	負担総額	負担予定	市町区分	
建物の施設整備	125,100	5年間分割 平成18年度～ 平成22年度	北名古屋市	63,203
医療機器購入費	296,256		清須市	17,265
			豊山町	3,802
合計	421,356		合計	84,270

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	負担金補助及び交付金
二次救急整備事業	63,203

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(目) 1 保健衛生総務費

(細目) 保健衛生事務費

二次救急運営事業

事業費 44,644千円

1 目的

第二次医療機関である済衆館病院の二次救急医療に係る運営費を2市1町が、西春日井広域事務組合を通じて実績に基づき負担し、地域住民の医療サービスの充実を図る。

2市1町における均等割、人口割及び前々年搬送人員割で負担する。

2 内容

(1) 負担額

(単位：千円)

区 分	金 額
均等割 25%	19,380
人口割 25%	19,380
搬送人員割 50%	38,759
合 計	77,519

(2) 二次救急運営費2市1町負担額

(単位：千円)

市町区分	均等割 A	人口割 B		
		H20.10.1 現在 (人)	比 率 (%)	金 額
北名古屋市	6,460	80,863	50.57	9,801
清須市	6,460	64,699	40.47	7,843
豊山町	6,460	14,327	8.96	1,736
合 計	19,380	159,889	100	19,380

(単位：千円)

市町区分	搬送人員割 C			負担総額 A + B + C
	H20年実績 (人)	比 率 (%)	金 額	
北名古屋市	1,212	73.23	28,383	44,644
清須市	326	19.70	7,636	21,939
豊山町	117	7.07	2,740	10,936
合 計	1,655	100	38,759	77,519

※搬送人員は、構成市町から済衆館病院へ搬送した平成20年(1月～12月)の統計数値

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	負担金補助及び交付金
二次救急運営事業	44,644

健康診査事業

事業費 98,958千円

1 目的

健康診査の方法や内容を充実し、生活習慣病予防に関する知識の普及・意識の啓発に努め、疾病予防を図る。また、女性特有のがん検診（子宮・乳がん）推進事業を実施する。

2 内容

健診名	対象者	定員/1回	回数	個人負担額
ヤング健診	18歳～34歳	100人	6回	500円
メタボ予防健診	35歳～39歳	120人	6回	500円
骨粗しょう症検診	40歳～70歳 (5歳きざみ)	100人	3回	800円
歯科健診	40歳～64歳 (特定健診時に実施)	60人	14回	無料
	40歳～70歳 (医療機関)	—	7月～1月	900円
B・C型肝炎検査	40歳及び41歳以上 で過去に同検査を受けたことのない方	5人	43回	800円
脳ドック健診	40歳以上で過去5年 間に同健診を受けたことのない方	—	6月～12月	12,000円
胃がん・大腸がん 検診	35歳以上	100人	42回	1,500円
胃がん予防検診	35歳～64歳	20人	43回	500円
子宮がん検診	頸部20歳以上	70人	27回	1,000円
	頸部20歳以上 (医療機関)	—	7月～3月	2,200円
	体部(医師が必要 と認めた方)	—	7月～3月	1,000円
乳がん検診	30歳以上	280人	22回	1,300円
前立腺がん検診	50歳以上男性	20人	43回	500円
肺がん・結核検診	40歳以上	50人	43回	500円
女性特有のがん検 診	子宮がん：20歳、25歳、30歳、35歳、40歳			無料
	乳がん：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳			

満70歳以上・生活保護世帯・市民税非課税世帯・障害者医療費受給者証を持っている方は各種健診の個人負担額を無料とする。(脳ドック健診は除く。)

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	報償費	需用費	役務費	委託料	合計
健診等	1,898	1,299	75	48,532	51,804
元気測定室トレーニンググループ委託事業				34,976	34,976
女性特有のがん検診推進事業				12,178	12,178
合計	1,898	1,299	75	95,686	98,958

予防接種事業

事業費 152,621千円

1 目的

住民へ予防接種に対する正確な情報を提供するとともに、予防接種による健康被害者に対する救済措置を整え、予防接種法に基づき安全な予防接種を実施し、感染症の流行を予防する。

2 内容

(1) 乳幼児等予防接種

ア 集団接種

ポリオワクチン投与は健康ドームで12回、BCGワクチン接種は4か月児健康診査日にあわせて健康ドームで2か月に3回実施する。また、平成20年度から麻しん予防強化のため、5年間の経過措置として麻しん風しん混合ワクチン3期(中学1年生)、4期(高校3年生相当の年齢)を集団接種により実施する。

イ 個別接種

三種混合ワクチン・二種混合ワクチン・麻しん風しん混合ワクチン及び日本脳炎ワクチンの予防接種は、医療機関で実施する。

(2) 高齢者インフルエンザ予防接種

インフルエンザ感染による合併症の危険度が高い65歳以上の高齢者等に対し、その予防接種費用の一部を補助する。(1人1回:1,000円で接種)

(3) 子どもインフルエンザ予防接種

インフルエンザの感染予防のため、1歳から15歳の者に対して、インフルエンザ予防接種費用の一部補助する。(1人2回まで:1回上限1,000円を補助)医療機関での個別接種で実施する。

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	報酬	報償費	需用費	役務費	委託料	負担金補助及び交付金	合計
乳幼児等予防接種事業	18	6,000	10,910	156	86,303	62	103,449
高齢者インフルエンザ予防接種事業			140		28,340	438	28,918
子どもインフルエンザ予防接種事業					19,654	600	20,254
合計	18	6,000	11,050	156	134,297	1,100	152,621

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(目) 3 保健指導費

母子保健事業

事業費 108,412千円

1 目的

母子保健法に基づき、各種健康診査、相談、訪問事業を実施し、母子及び乳幼児の心身の健康の保持増進を図るとともに、疾病、虐待等の早期発見に努める。

2 内容

事業項目	対象者	回数	内容	
乳幼児健康診査	4か月児	年18回	健康診査、保健指導(子育て・発達)、健康教育(離乳食試食含む)、BCG予防接種	
	10か月児	年18回	健康診査、健康教育(歯科・栄養について、ブックスタート)保健指導(子育て・発達)、栄養指導、歯科指導	
	1歳6か月児	年18回	健康診査(歯科含)、フッ化物塗布、保健指導(子育て・発達)、栄養指導、歯科指導	
	3歳児	年24回	健康診査(歯科含)、フッ化物塗布、保健指導(子育て・発達)、栄養指導、歯科指導	
妊産婦・乳児健康診査(医療機関委託)	乳児	1人1回	県内・契約外医療機関委託(医科)	
	妊婦	1人14回	県内・契約外医療機関・助産所委託(医科)	
	妊産婦	1人1回	市内歯科医療機関委託(歯科)	
訪問指導	出生後4か月未満の乳児及び産婦	随時	保健師、助産師、赤ちゃん訪問員による訪問	
母子相談	母子健康手帳交付	妊婦	月4回	母子健康手帳の使い方、健康相談
	育児相談	乳幼児及び保護者	年12回	育児相談、身体計測、栄養相談、母乳相談、発達相談のみ24回
母子教室	パパママ教室	妊婦及び配偶者	年6回	妊娠、育児についての健康教育、妊婦体験、沐浴実習(1回2日間)
	つぼみ教室 りんご教室	幼児健診事後等要 支援児及び保護者	月4回	健康教育、おはなしタイム、個別相談
	離乳食講習会	乳幼児をもつ保護者	年6回	栄養講話、調理実習

パパのための育児講座	乳幼児をもつ保護者	年2回	父親の役割、おもちゃ作り等
小児救急講演会	小児をもつ保護者	年4回	子どもの罹りやすい病気・症状、適切な医療の掛りかた等についての講演会
産後ヘルパー派遣	該当産婦	随時	ヘルパーによる家事や育児の支援
一般不妊治療費助成	一般不妊被治療者等	年間	一般不妊治療（排卵誘発、人工授精等）費の助成
栄養強化事業	妊産婦・乳児（生活保護・非課税世帯）	随時	牛乳・粉ミルクの支給
むし歯予防教室	2歳児	年12回	歯の染め出し、ブラッシング指導、歯科健診、フッ化物塗布、健康教育、歯科相談、個別相談
	2歳6か月児	年12回	

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	報償費	需用費	役務費	委託料	負担金補助及び交付金	扶助費	合計
乳幼児健康診査	9,124	515					9,639
妊産婦・乳児健康診査(医療機関等へ委託)・産後ヘルパー含む		582	597	82,098	9,000		92,277
訪問指導	431	18					449
母子相談	280	536					816
母子教室	1,012	73		40			1,125
一般不妊治療費助成					2,000		2,000
栄養強化事業						90	90
むし歯予防教室	1,996	20					2,016
合計	12,843	1,744	597	82,138	11,000	90	108,412

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(目) 5 環境衛生費

地球温暖化対策事業

事業費 15,450千円

1 目的

地球温暖化対策に関する施策を実施し、快適な生活環境の確保を図る。

2 内容

- (1) 市内35か所の公の施設に緑のカーテンを作り、真夏の日差しを和らげ冷房温度を抑えると共に、市民が身近でできるCO₂排出の削減を考える機会を提供する。
- (2) 地球温暖化対策のため、住宅用太陽光発電システム設置者に対し、設置費の一部を補助する。

補助額は、太陽電池モジュールの最大出力値1kw当たり40,000円とし、1件当たりの補助限度額は160,000円とする。

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	需用費	負担金補助 及び交付金	合計
地球温暖化対策事業	1,050	14,400	15,450

清掃事務事業

事業費 880,072千円

1 目的

ごみ処理に係る経費及びごみ収集、処理施設の維持管理等の経費を計上し、快適で住みよい生活環境の保全を図る。

2 内容

(1) 清掃事務費

市内で発生する家庭系ごみ及び事業系ごみを名古屋市へ処理委託する経費並びに環境保全センター維持管理費等

(2) 北名古屋衛生組合負担金

北名古屋衛生組合の環境美化センターが行うごみ処理に係る経費及び環境美化センターの施設整備に伴う借入金の返済を、組合を構成する1市1町で負担する。

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	報酬	旅費	需用費	役務費	委託料
清掃事務費	120	15	1,768	138	619,039
北名古屋衛生組合負担金					
合計	120	15	1,768	138	619,039

使用料及び賃借料	負担金補助及び交付金	合計
17	49	621,146
	258,926	258,926
17	258,975	880,072

4 北名古屋衛生組合負担金明細

ごみ経常費

(単位：千円)

区分	固定割 (20%)	基準財政需要額割 (40%)	ごみ量割 (40%)	合計
北名古屋市	43,251	106,632	109,043	258,926
豊山町	21,625	23,120	20,709	65,454
合計	64,876	129,752	129,752	324,380

塵芥収集事業

事業費 298,790千円

1 目的

円滑なごみ収集事業を実施し、快適で住みよい生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

2 内容

(1) ごみ収集

- ア 家庭系ごみを直営と民間委託により、可燃ごみは週2回、不燃ごみは月2回収集し、名古屋市清掃工場において適正に処理する。
- イ 事業系ごみを一般廃棄物収集運搬業許可業者により随時収集し、名古屋市清掃工場において適正に処理する。
- ウ 粗大ごみは、事前に申し込みを受け、戸別収集を実施する。
- エ 家庭系ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機等の購入に対し補助金を交付する。

(ア) 電動生ごみ処理機

購入価格の2分の1で、1機当たり20,000円を限度

(イ) 生ごみ処理容器

購入価格の2分の1で、1基当たり5,000円を限度

(2) 動物死体処理

家庭で飼養されていた犬・猫等の死体及び路上動物死体の処理を業者に委託し、快適な生活環境の保全に努める。

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	賃金	需用費	役務費	委託料	使用料及び賃借料
塵芥収集事業	6,319	69,782	726	217,975	2,700

負担金補助及び交付金	公課費	合計
875	413	298,790

資源分別収集事業

事業費 283,685千円

1 目的

循環型社会を目指したリサイクル事業を推進し、ごみの減量化と再資源化を図る。

2 内容

(1) 資源分別収集

ア 資源の種類

(ア) 空きびん（無色、茶色、黒色、青・緑色、ビールびん、一升びん）

(イ) 空き缶（アルミ、スチール、スプレー缶）

(ウ) ペットボトル（プラスチック識別マーク1番）

(エ) 食品トレイ（白色）

(オ) 古紙類（新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック）

(カ) 古布類（古着など）

(キ) プラスチック製容器包装・・・収集回数 週1回

イ 資源集積所

市内173か所（公園、児童遊園、公民館等）

ウ 収集回数

月2回

(2) 資源収集補助

資源収集する自治会、子ども会等の団体に補助金を交付し、ごみの減量化と再資源化を促進する。

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	需用費	役務費	委託料	負担金補助 及び交付金	合計
資源分別収集事業	19,000	500	235,185	29,000	283,685

し尿・浄化槽事業

事業費 456,053千円

1 目的

生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点からし尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を図る。

2 内容

(1) し尿処理事業

市内で排出されるし尿を円滑に処理するため、収集を業者に委託し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努める。

(2) 合併処理浄化槽設置費補助事業

公共用水域等の水質保全のため、下水道事業計画の認可区域以外において個人住宅用合併処理浄化槽（10人槽以下）の設置者に対して補助金を交付する。

なお、補助額は1基当たり300,000円とする。

(3) 北名古屋衛生組合負担金

北名古屋衛生組合の鴨田エコパークが行うし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る経費並びに鴨田エコパークの建設に伴う借入金の返済を、組合を構成する1市1町で負担する。

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	旅費	需用費	委託料	負担金補助 及び交付金	償還金利子 及び割引料	合計
し尿処理事業	11	229	33,720		1	33,961
合併処理浄化槽 設置費補助事業				40,543		40,543
北名古屋衛生組 合負担金				381,549		381,549
合計	11	229	33,720	422,092	1	456,053

4 北名古屋衛生組合負担金明細

し尿経常費

(単位：千円)

区分	固定割 (20%)	基準財政需要額 割(40%)	し尿量割 (40%)	合計
北名古屋市	64,460	158,922	158,167	381,549
豊山町	32,230	34,458	35,213	101,901
合計	96,690	193,380	193,380	483,450

レジャー農園事業

事業費 3,270千円

1 目的

市民の余暇利用の一環として自ら花き等を栽培し、家族ぐるみで土に親しみ健康増進を図るとともに、農業に対する理解を深め、地域住民の融和、地域の活性化を図る。

2 内容

農地を持たない市民に休日を利用して野菜や花づくりができるよう、レジャー農園の貸付を行う。

また、新たに「農業塾」を開催する。この農業塾では、家庭菜園に必要な土づくりから収穫までの基礎知識を習得するために、農業の専門家による野菜づくりの講習会及び実地指導を行うことで、農作業の体験ができる。

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	報償費	旅費	需用費	役務費	委託料	使用料及び賃借料	合計
レジャー農園事業	150	8	107	56	39	2,910	3,270

(款) 6 農林水産費

(項) 1 農業費

(目) 4 農地費

(細目) 農地事務費

国営総合農地防災事業

事業費 37,680千円

1 目的

平成10年度から犬山頭首工をはじめ各幹線用水路の改修を行い、農業水利施設の機能を回復し災害を防止することにより、農業生産の向上及び農業経営の安定化を図り、併せて国土の保全に寄与するため実施された「新濃尾(一期)地区」の事業が平成21年度で完工するため、北名古屋市負担分の事業費を全額繰上償還する。

2 内容

犬山頭首工をはじめとする各農業用施設は、自然的、社会的状況の変化などにより機能低下が著しいことから、早急に各施設の補修及び改修を行い、機能回復を図るため、平成10年度から国営総合農地防災事業「新濃尾(一期)地区」として実施された。これらの事業に要した事業費の北名古屋市負担分を、繰上償還する。

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	負担金補助及び交付金
国営総合農地防災事業	37,680

(款) 7 商 工 費 (項) 1 商 工 費 (目) 1 商 工 総 務 費
(細 目) 商 工 業 事 務 費

商業団体等補助事業

事 業 費 44,382千円

1 目的

商工会、商店街及び発展会が実施する事業に対し支援を行うことにより、中小商工業者の経営安定及び商店街の活性化を図るとともに、魅力ある商店街づくりや経営基盤の強化と体質の改善を促進する。

2 内容

中小商工業者に対する経営改善指導を行うことにより、円滑な経営を図り魅力ある商店街づくりの促進に努めるとともに、商業団体が実施する事業及び商工会が実施するビジネスマッチング事業等に対し補助することにより、中小商工業者の経営基盤の強化と体質の改善を図り地域経済の活性化に努める。

3 事業費内訳

(単 位 : 千 円)

事業項目	負担金補助及び交付金
街路灯等電灯料補助事業	4,700
商店街の催事	1,823
経営改善普及事業及び地域総合振興事業	30,314
産業祭	3,000
街路灯等設置事業	545
販売促進事業	3,000
ビジネスマッチング事業	1,000
合 計	44,382

商工業者金融対策事業

事 業 費 258,101千円

1 目的

中小商工業者が、事業上必要とする資金の融通を円滑に行い、かつ、借入れ負担を軽減することにより経営の安定と向上を図る。

2 内容

(1) 信用保証料補助及び利子補給

市内に事業所を有する中小商工業者が事業上必要とする資金の借入れに対し、商工業振興資金融資制度及び市独自の小口事業資金融資制度により融資を受けた場合において、必要な信用保証料及び(株)日本政策金融公庫からの小規模事業者経営改善資金の融資後に支払った利子に対し補助する。

(2) 商工業振興資金融資制度及び小口事業資金融資制度資金の預託

市内に事業所を有する中小商工業者が事業運営上必要とする資金の融通を円滑にするため、商工業振興資金融資制度及び小口事業資金融資制度の取扱金融機関に対し、借入金の原資となる資金を預託する。

(3) 商工組合中央金庫融資制度資金の預託

市内の中小商工業者が事業運営上必要とする資金の融通を円滑にするため、商工組合中央金庫名古屋支店に対し、借入金の原資となる資金を預託する。

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	旅 費	役務費	負担金補助 及び交付金	貸付金	合 計
商工業者金融対策事業	6	95	64,000	194,000	258,101

(款) 7 商工費 (項) 1 商工費 (目) 2 商工業振興費
(細目) 企業対策事業費

産業集積活性化調査事業

事業費 5,000千円

1 目的

優良企業へのアンケートの実施により、進出企業が求める立地条件及び市内企業が抱える課題等を整理し、産業集積を促進させ、企業立地を推進する。

2 内容

(1) 産業集積活性化調査

ア 全国の高度先端産業関連企業を対象に、本市における立地需要及び求められる条件を整理する。

イ 市内の既存企業を対象に、市外への転出意向、遊休地及び住工混在地区を把握する。

ウ 学識者やエコノミストに、今後の企業の立地動向についてヒアリングを行う。

(2) 立地促進策の検討

ア 高度先端産業関連企業を誘致するための優遇支援策の拡大を検討する。

イ 既存企業の市内移転及び事業拡大の優遇支援策を検討する。

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	委託料
産業集積活性化調査事業	5,000

消費生活対策事業

事 業 費 1, 5 2 5 千 円

1 目的

悪質商法による被害やトラブルが増加するなど消費者問題がますます複雑・多様化している中で、消費者の被害を未然に防止するため啓発事業を行うとともに消費者が安心できる暮らしを目指して消費生活相談体制の充実強化を図る。

2 内容

(1) 消費者行政

県民生活プラザとの連携を強化し、消費者に対し適切な消費生活情報を提供し、生活の安定と向上を図る。

(2) 消費生活相談員の配置

消費者を取り巻く社会は、少子高齢化、情報化、国際化などにより、消費者問題が複雑・多様化し、それに伴い悪質業者の手口も年々巧妙化している。

これら消費者トラブルに対応するため、被害の予防又は対処方法などの相談に応じる。

(3) 消費者行政活性化基金事業

消費生活相談員のレベルアップのため、国民生活センター等が行う研修に参加し幅広い相談に対応できるよう相談業務の充実を図るとともに、市民が悪質商法などのトラブルに巻き込まれないよう消費生活啓発パンフレットを作成し全戸配布を行う。

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	報償費	旅 費	需用費	役員費
消費生活対策事業	330	733	331	75

備品購入費	負担金補助 及び交付金	合 計
17	39	1, 525

道路橋りょう管理事業

事業費 255,061千円

1 目的

道路の維持補修工事、路肩の草刈、街路樹等適正な管理を行い、市道の安全及び快適な通行を確保する。また、橋りょうの長寿命化修繕計画を策定し、橋りょう点検を実施する。

2 内容

(1) 植樹帯維持管理

街路樹等の管理、合瀬川・五条川・水場川堤防さくらの管理、合瀬川堤防芝生の管理及び草花管理を実施する。

(2) 路面清掃

歩車道分離部分に溜まった土砂等の清掃を実施する。

(3) 境界立会

官民境界の立会いを(社)愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 中央統轄支所に委託して実施する。

(4) 橋りょう調査

市管理の橋りょうについて、「長寿命化修繕計画」を策定するため、橋りょう点検を実施する。

(5) 道路修繕工事

道路維持補修や路肩の草刈を実施する。

(6) 橋りょう塗裝修繕負担金

喜惣治大橋の塗裝修繕工事を名古屋市が実施するにあたり、協定に基づき負担金を支出する。

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	需用費	役務費	委託料	使用料及び賃借料
道路橋りょう管理事業	958	586	94,920	1,019

工事請負費	原材料費	負担金補助及び交付金	合計
145,000	578	12,000	255,061

道路橋りょう新設改良事業

事業費 156,875千円

1 目的

国道、県道及び名古屋高速道路等に連絡する幹線道路の整備を行い、交通の円滑化を図る。また、老朽化した橋りょうの架け替えを行い災害に強い安全な道路を確保する。

2 内容

(1) 道路改良事業

市道A-3号線(都市計画道路豊山西春線)の物件補償調査及び道路詳細設計を実施する。

(2) 用地取得事業

ア 尾張土地開発公社から道路用地を再取得する。

面積 A=257.26㎡(6筆)

イ 市道A-3号線(都市計画道路豊山西春線)にかかる物件を補償し用地を取得する。

件数 N=1件 面積 A=345.55㎡(3筆)

(3) 橋りょう架替事業

五条川に架かる生田橋を架け替えるため、事業主体の愛知県に負担金を支払う。

(巻末工事箇所図参照)

延長 L=48.6m 幅員 W=8.5m

事業年度 平成20年度～平成22年度

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	需用費	役務費	委託料	公有財産購入費
道路改良事業			6,500	
用地取得事業	50	430		68,895
橋りょう架替事業				
合計	50	430	6,500	68,895

負担金補助 及び交付金	補償補填 及び賠償金	合計
		6,500
	35,000	104,375
46,000		46,000
46,000	35,000	156,875

箇所図

(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋りょう費 (目) 3 道路橋りょう新設改良費

道路橋りょう新設改良事業(公有財産購入費)

1 内容

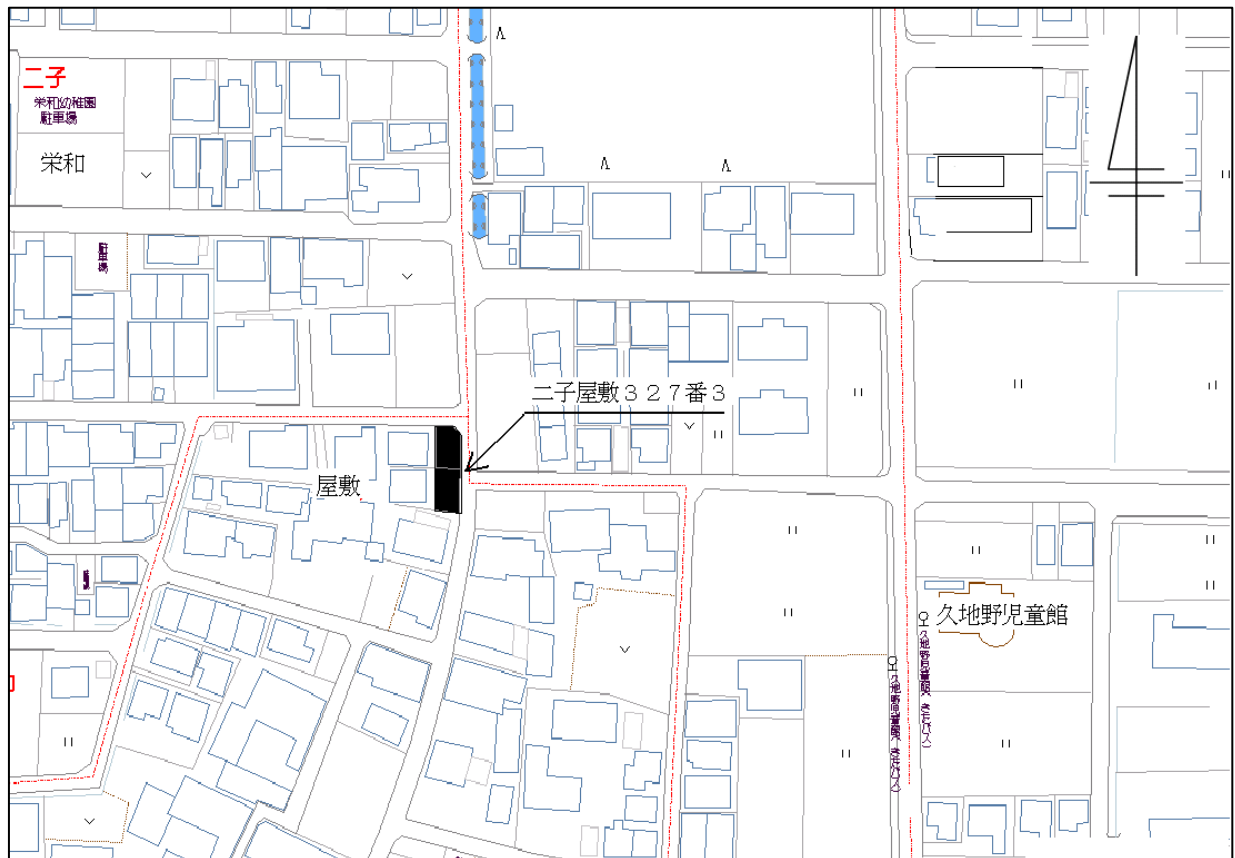
尾張土地開発公社から道路用地を再取得する。

F-21号線外 交差点用地 1筆

(単位：千円)

所在地番	面積	事業費
二子屋敷327番3	155.92 m ²	20,919

2 箇所図



箇所図

(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋りょう費 (目) 3 道路橋りょう新設改良費

道路橋りょう新設改良事業(公有財産購入費)

1 内容

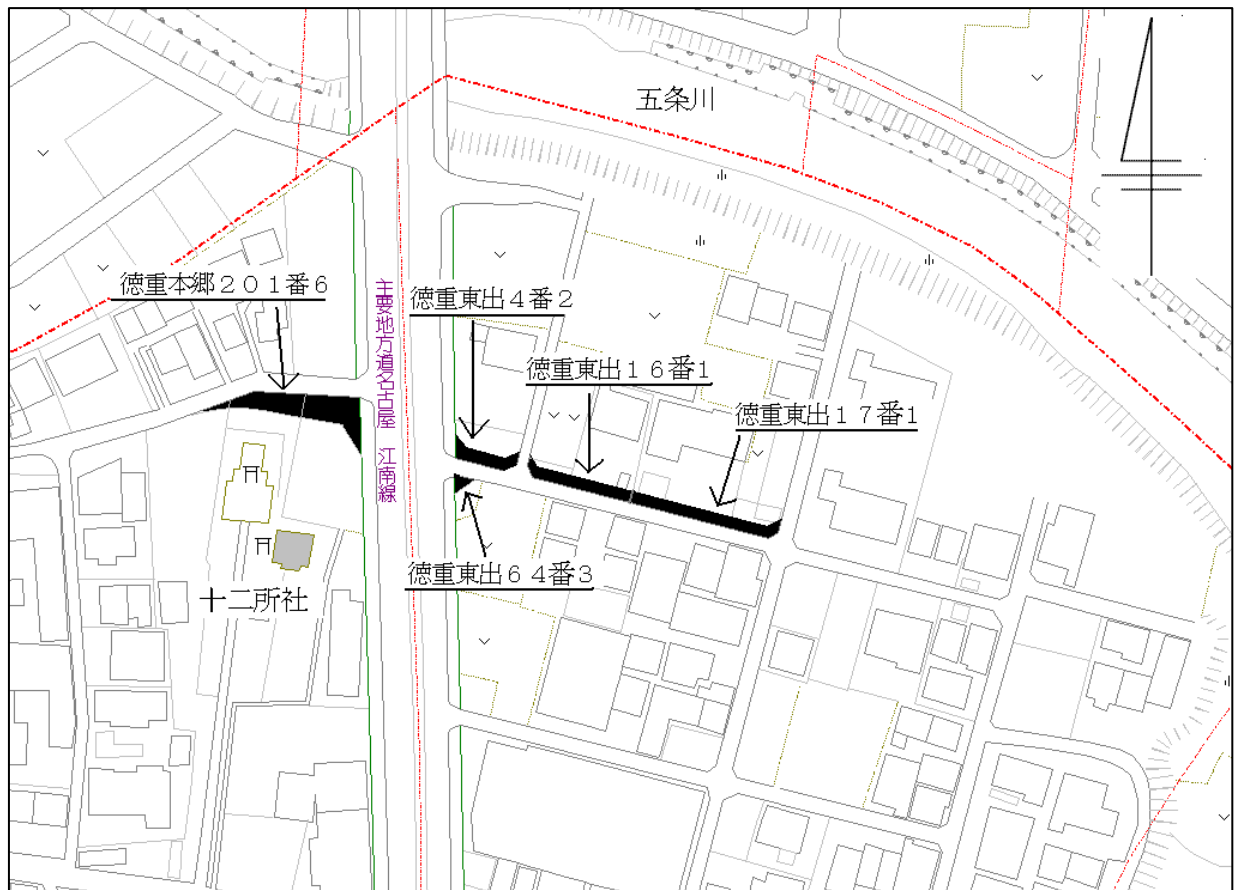
尾張土地開発公社から道路用地を再取得する。

A-235号線外 徳重北交差点用地 5筆

(単位：千円)

所在地番	面積	事業費
徳重本郷201番6	55.99 m ²	14,975
徳重東出4番2	9.28 m ²	
徳重東出16番1	14.38 m ²	
徳重東出17番1	20.04 m ²	
徳重東出64番3	1.65 m ²	
合計	101.34 m ²	

2 箇所図



箇所図

(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋りょう費 (目) 3 道路橋りょう新設改良費

道路橋りょう新設改良事業(公有財産購入費)

1 内容

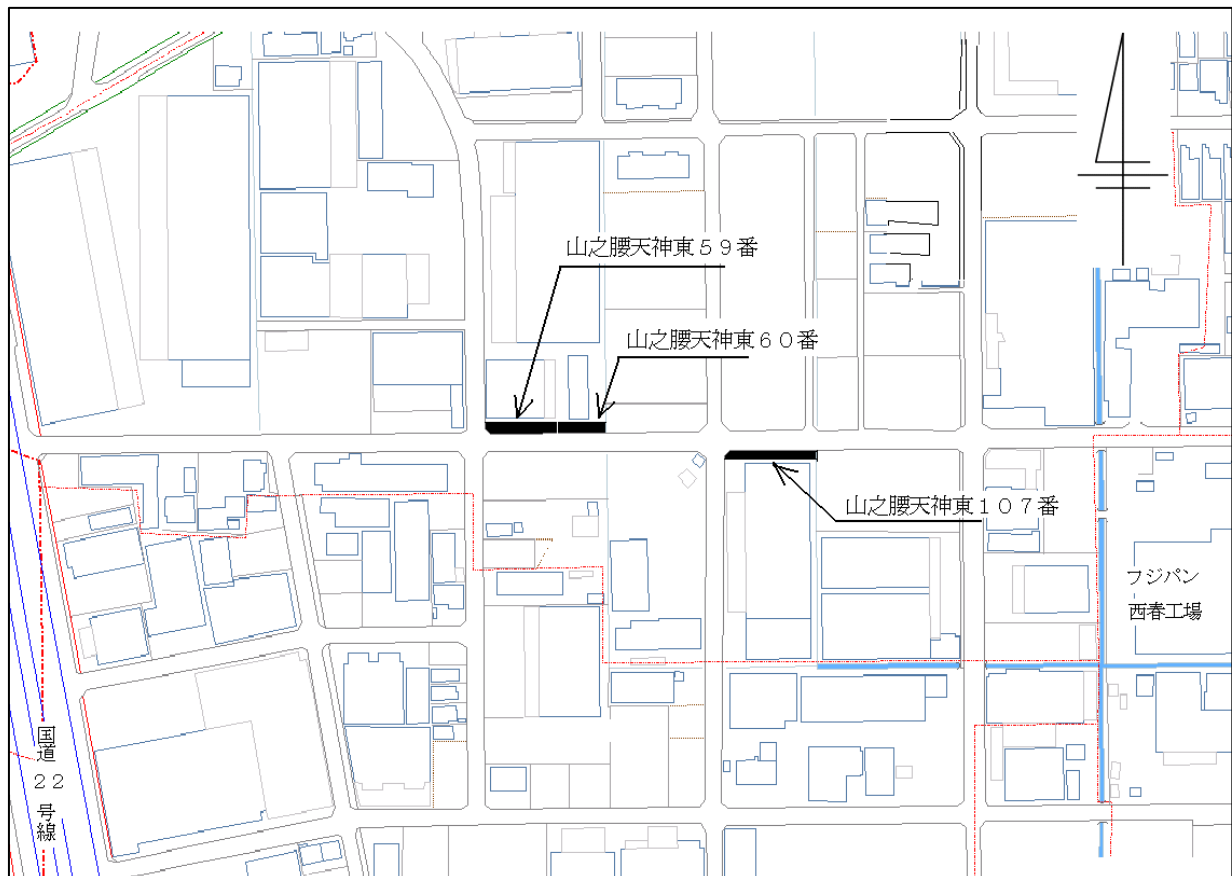
市道用地を取得する。

A-3号線 都市計画道路豊山西春線用地 3筆

(単位：千円)

所在地番	面積	事業費
山之腰天神東59番	123.12 m ²	33,001
山之腰天神東60番	74.02 m ²	
山之腰天神東107番	148.41 m ²	
合計	345.55 m ²	

2 箇所図



(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

(目) 1 河川総務費

河川管理事業

事業費 126,857千円

1 目的

排水路等の円滑な流下を確保し適正な管理を行うため、修繕工事や清掃、排水機場の点検等を実施する。

2 内容

(1) 排水路修繕工事

排水路の修繕工事を実施する。

(2) 排水路清掃

排水路清掃、ヘドロ回収、スクリーン清掃等を実施する。

(3) 施設保安業務

調整池等のポンプ点検を実施する。

(4) 樋門等点検整備

排水路樋門等の点検整備を実施する。

(5) 鴨田川排水機場施設管理

鴨田川排水機場の管理を実施する。

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	需用費	役務費	委託料	使用料及び賃借料	工事請負費
河川管理事業	3,180	344	104,276	5,010	14,000

負担金補助 及び交付金	合 計
47	126,857

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

(目) 2 河川改良費

(細目) 河川改良事業費

河川関連整備事業費

河川改良事業

事業費 99,296千円

1 目的

老朽化した排水路を改修することにより、円滑な雨水排除を図るとともに、五条川プロムナード計画に基づき、五条川沿いの公共空間を有効活用して散策路を整備する。また、愛知県による五条川改修事業を支援するため、薬師寺共同墓地の移転先用地を取得し整備する。

2 内容

(1) 排水路改修事業

名古屋市との行政界を流れる岡排水路をボックスカルバートに改修し暗渠化を図る。

(巻末工事箇所図参照)

延長 L = 48 m (□ 1.5 m × 0.8 m)

(2) 五条川プロムナード整備事業

米野地区の五条川沿いに生田橋に連絡する歩道を整備する。

(巻末工事箇所図参照)

延長 L = 110 m

(3) 薬師寺共同墓地整備事業 (公共補償)

墓地の移転先用地を取得し、外構、区画、通路及び緑地を整備する。

(巻末工事箇所図参照)

面積 A = 753.00 m² (2筆)

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	需用費	役員費	工事請負費	公有財産 購入費	補償補填 及び賠償金	合計
排水路改修事業			25,600		2,700	28,300
五条川プロムナード整備事業			9,000			9,000
薬師寺共同墓地整備事業	40	30	30,000	31,626	300	61,996
合計	40	30	64,600	31,626	3,000	99,296

箇所図

(款) 8 土木費 (項) 3 河川費 (目) 2 河川改良費
(細目) 河川関連整備事業費

河川関連整備事業(公有財産購入費)

1 内容

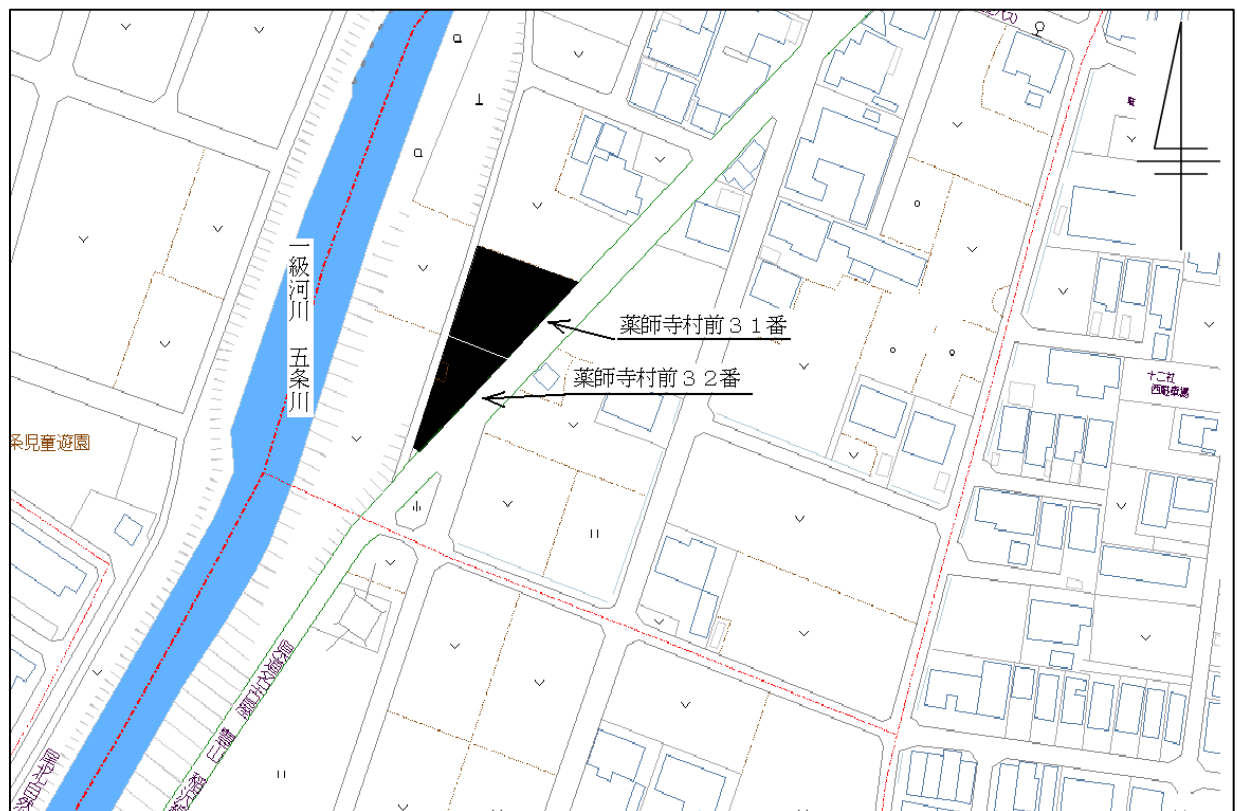
河川改修に伴う墓地の移転先用地を取得する。

薬師寺共同墓地用地 2筆

(単位：千円)

所在地番	面積	事業費
薬師寺村前31番	483.00 m ²	31,626
薬師寺村前32番	270.00 m ²	
合計	753.00 m ²	

2 箇所図



(款) 8 土木費 (項) 4 都市計画費 (目) 1 都市計画総務費
(細目) 住宅改修補助事業費

住宅・建築物耐震化事業

事業費 11,389千円

1 目的

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅は耐震性が旧基準のため、大規模地震により倒壊の危険性が高いので、耐震診断を行って耐震性能の情報を提供し、改修方法や費用についての相談に応じる。また、地震発生時における建物の倒壊を防止するため、危険と判定された住宅については耐震改修工事費の一部を補助する。

2 内容

(1) 民間木造住宅耐震診断

無料耐震診断を50棟実施する。

(2) 民間木造住宅耐震相談業務

無料耐震相談会を3回実施する。

(3) 民間木造住宅耐震改修費補助金

1棟当たり限度額60万円として15棟補助する。

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	委託料	負担金補助 及び交付金	合計
住宅・建築物耐震化事業	2,389	9,000	11,389

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(目) 1 都市計画総務費

(細目) 都市計画総務費

都市計画事業

事業費 22,880千円

1 目的

健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、土地利用のあり方、道路、公園などの都市施設の配置及び市街地開発に関する計画を行い、本市の健全な発展と秩序ある整備の実現を図る。

2 内容

(1) 基礎調査

都市の現状、都市化の動向など広範囲なデータを把握するため、都市計画に関する条例、要綱等の調査並びに地区計画及び建築協定等の策定状況について調査を行う。

(2) 草刈

先行取得した事業用地の維持管理を行う。

(3) 徳重・名古屋芸大駅周辺まちづくり推進調査

関係自治会から選出された構成員により、まちづくり勉強会を開催し、まちづくりの目標、将来像を設定する。

(4) 沖村六反周辺地区開発推進調査

権利者を対象に勉強会を開催し、開発基本構想を策定する。

(5) 鹿田東村前地区周辺開発検討

アンケート結果を踏まえ必要な都市施設の検討を行う。

(6) 生産緑地地区変更箇所図修正

都市計画の変更に必要な生産緑地地区指定箇所図を修正する。

(7) 都市計画基本図修正

市域における都市の動向を正確に把握するため、5年に一度、都市計画基本図(1/2, 500)を修正する。

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	委託料
基礎調査	473
草刈	1,407
徳重・名古屋芸大駅周辺まちづくり推進調査	3,900
沖村六反周辺地区開発推進調査	5,800
鹿田東村前地区周辺開発検討	1,100
生産緑地地区変更箇所図修正	200
都市計画基本図修正	10,000
合 計	22,880

(款) 8 土木費 (項) 4 都市計画費 (目) 2 街路事業費
(細目) 街路整備事業費
駅前街路事業費

街路整備事業

事業費 272,314千円

1 目的

安全で快適な交通機能の確保と健全な市街地形成を図るため、都市計画道路を引き続き整備するとともに、西春駅西口駅前広場を整備するため西春駅西土地区画整理事業施行者に対し公共施設管理者負担金を支出する。

2 内容

(1) 都市計画道路整備事業

都市計画道路高田寺久地野線の歩車道の舗装を施工する。

(巻末工事箇所図参照)

延長 L = 80 m 幅員 W = 16 m

(2) 用地取得事業

尾張土地開発公社から街路用地を再取得する。

面積 A = 1,381.40 m² (17筆)

(3) 西春駅西口駅前広場負担金

駅前広場の用地費及び補償費を公共施設管理者負担金として支出する。

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	役務費	工事請負費	公有財産 購入費	負担金補助 及び交付金	合計
都市計画道路整備事業		15,000			15,000
用地取得事業	175		217,139		217,314
西春駅西口駅前 広場負担金				40,000	40,000
合計	175	15,000	217,139	40,000	272,314

箇所図

(款) 8 土木費 (項) 4 都市計画費 (目) 2 街路事業費

街路整備事業(公有財産購入費)

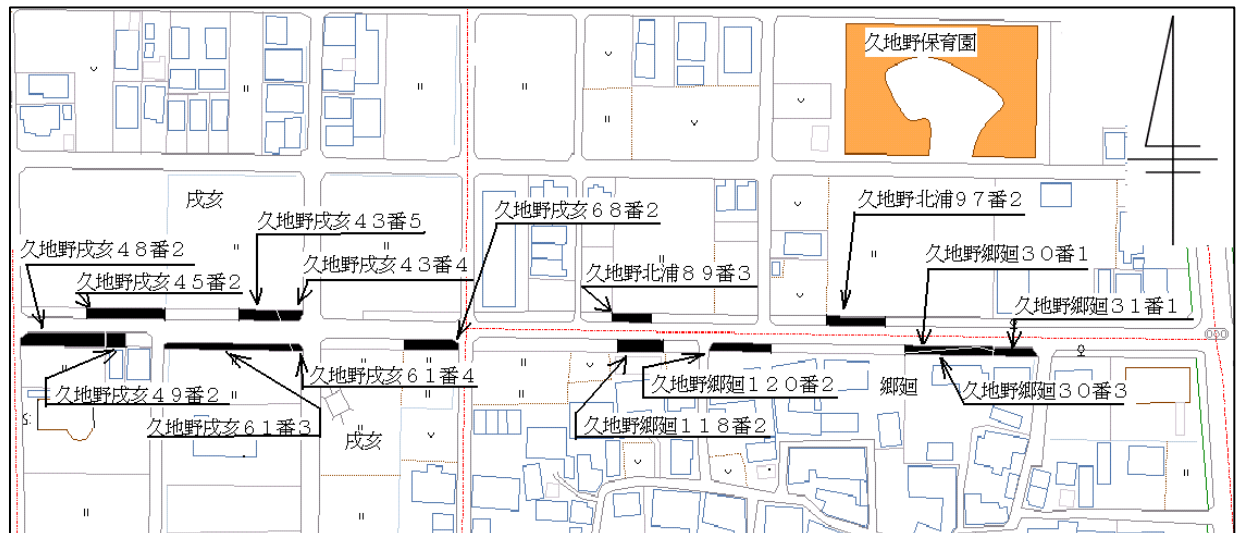
1 内容

尾張土地開発公社から道路用地を再取得する。

都市計画道路高田寺久地野線用地 (久地野) 15筆 (単位：千円)

所在地番	面積	事業費
久地野戌亥43番4	56.92 m ²	210,435
久地野戌亥43番5	51.54 m ²	
久地野戌亥45番2	141.73 m ²	
久地野戌亥48番2	160.46 m ²	
久地野戌亥49番2	34.94 m ²	
久地野戌亥61番3	227.07 m ²	
久地野戌亥61番4	28.62 m ²	
久地野戌亥68番2	115.25 m ²	
久地野北浦89番3	62.07 m ²	
久地野北浦97番2	86.42 m ²	
久地野郷廻30番1	78.00 m ²	
久地野郷廻30番3	102.24 m ²	
久地野郷廻31番1	86.08 m ²	
久地野郷廻118番2	18.81 m ²	
久地野郷廻120番2	109.05 m ²	
合計	1,359.20 m ²	

2 箇所図



箇所図

(款) 8 土木費 (項) 4 都市計画費 (目) 2 街路事業費

街路整備事業(公有財産購入費)

1 内容

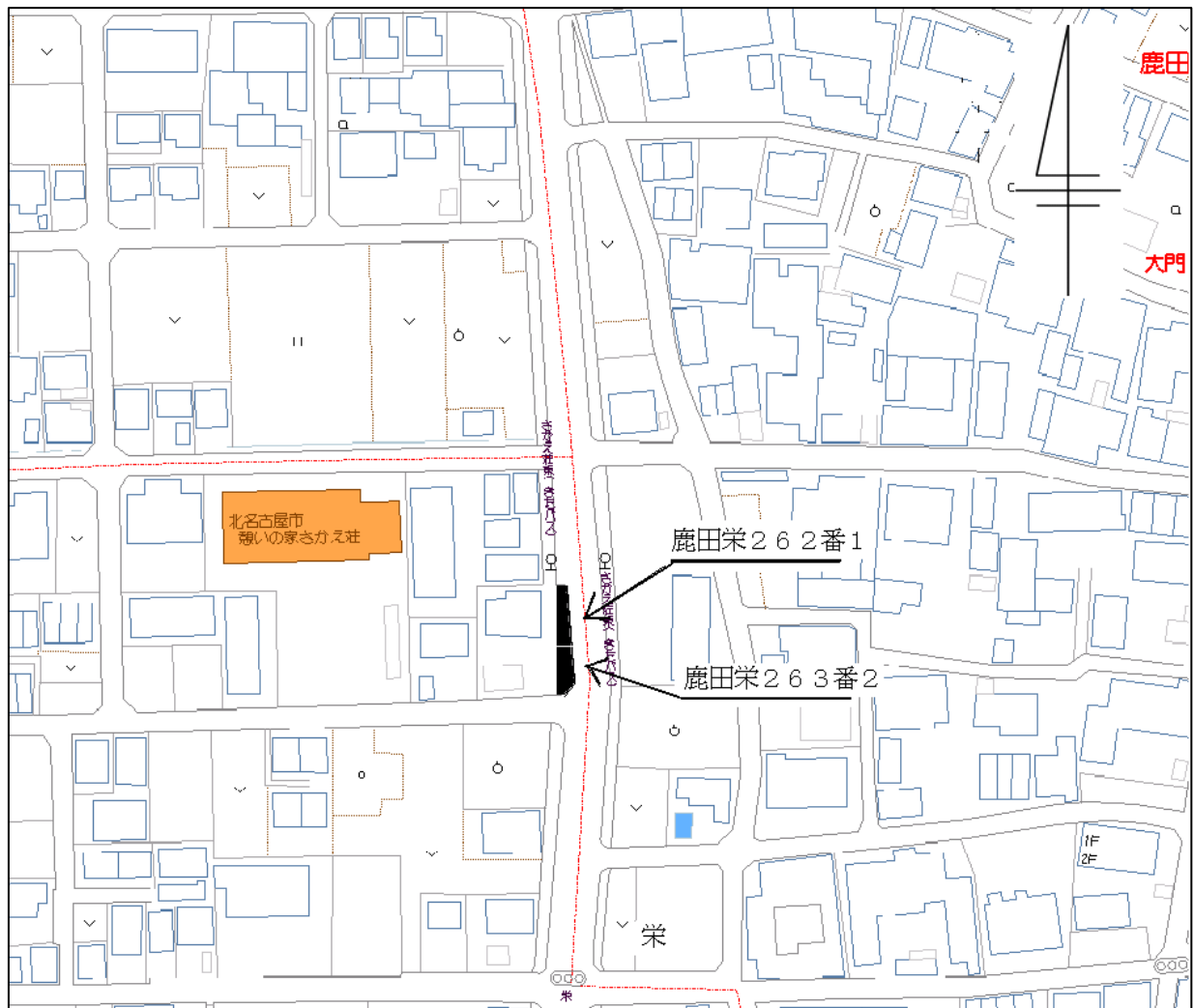
尾張土地開発公社から道路用地を再取得する。

師勝環状線用地 2筆

(単位：千円)

所在地番	面積	事業費
鹿田栄262番1	10.90 m ²	6,704
鹿田栄263番2	11.30 m ²	
合計	22.20 m ²	

2 箇所図



流域下水道周辺対策事業

事業費 257,661千円

1 目的

新川東部浄化センターの建設及び鴨田エコパークの事業運営を円滑に進めるため、周辺環境整備事業及び街づくり整備事業を行う。

2 内容

(1) 周辺環境整備事業

道路改良工事及び鴨田川右岸道路沿いに歩道を整備する。

(巻末工事箇所図参照)

延長 L = 800 m (側溝整備)

延長 L = 500 m 幅員W = 2.0 m (歩道整備)

(2) 街づくり整備事業

交差点改良工事の用地を尾張土地開発公社より再取得する。

面積 A = 322.10 m² (8筆)

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	委託料	工事請負費	公有財産 購入費	合計
周辺環境整備事業	11,500	170,000		181,500
街づくり整備事業			76,161	76,161
合計	11,500	170,000	76,161	257,661

箇所図

(款) 8 土木費 (項) 4 都市計画費 (目) 4 公共下水道費

流域下水道周辺対策事業(公有財産購入費)

1 内容

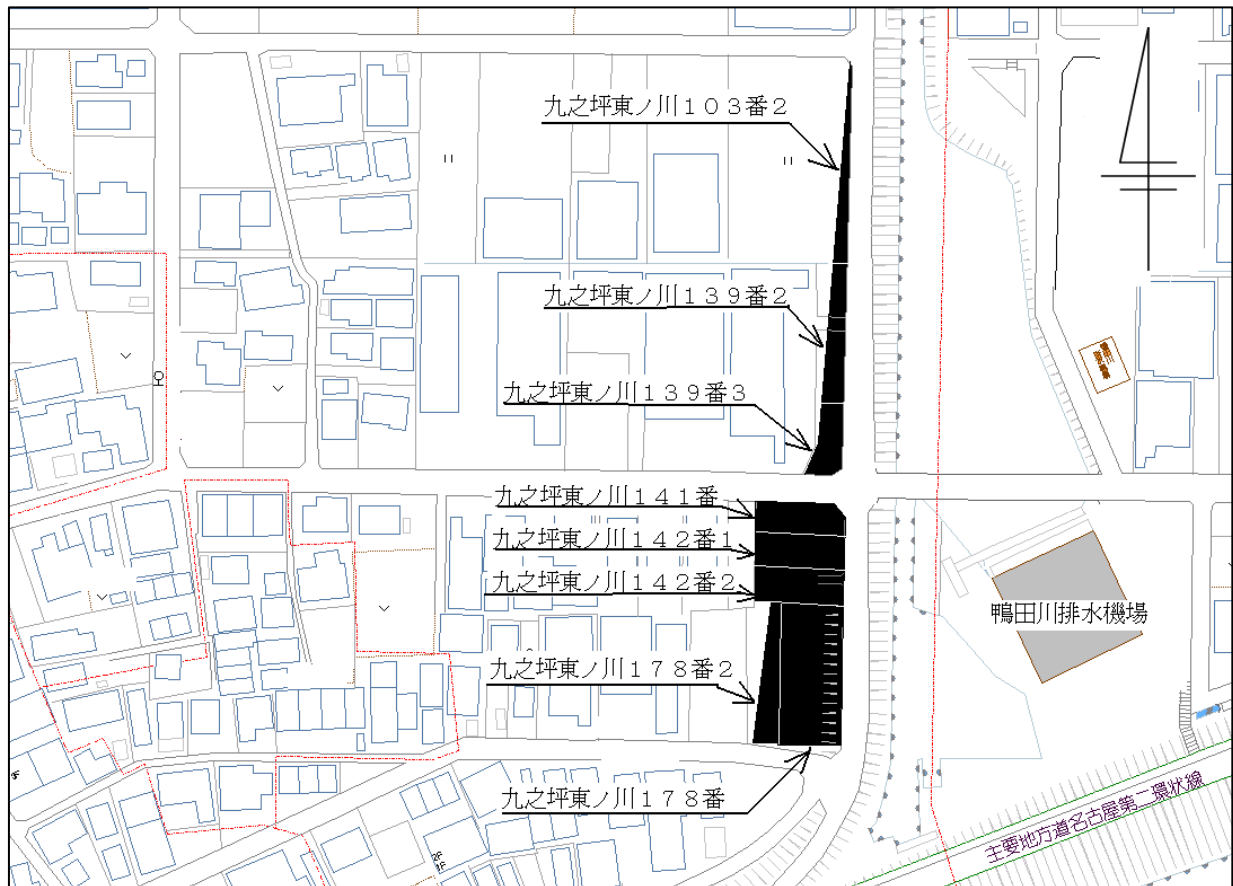
尾張土地開発公社から道路用地を再取得する。

C-17号線 交差点用地 8筆

(単位：千円)

所在地番	面積	事業費
九之坪東ノ川103番2	16.67 m ²	76,161
九之坪東ノ川139番2	33.10 m ²	
九之坪東ノ川139番3	23.41 m ²	
九之坪東ノ川141番	32.40 m ²	
九之坪東ノ川142番1	56.30 m ²	
九之坪東ノ川142番2	54.36 m ²	
九之坪東ノ川178番	87.06 m ²	
九之坪東ノ川178番2	18.80 m ²	
合計	322.10 m ²	

2 箇所図



(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(目) 4 公共下水道費

ポンプ場管理事業

事業費 12,699千円

1 目的

電車川排水機場及び久地野ポンプ場は、大雨時の浸水被害を軽減させる重要な施設であることから、ポンプ設備、電気設備等の性能、機能を維持する。

2 内容

(1) 点検業務

電車川排水機場及び久地野ポンプ場のポンプ設備、電気設備の点検整備を行い大雨時に正常に稼働できるよう整備する。

(2) 修繕業務

電車川排水機場の機械設備等の修繕を行う。

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	需用費	役員費	委託料	工事請負費	合計
ポンプ場管理事業	2,650	556	5,843	3,650	12,699

都市公園整備事業

事業費 17,526千円

1 目的

地域に最も身近な街区公園の整備を図るため、池田公園に公衆トイレを建築し、公園利用者の利便性を向上するとともに、(仮称)鹿田中央公園用地を取得する。

2 内容

(1) 池田公園整備事業

公衆トイレの整備を行う。

(巻末工事箇所図参照)

(2) (仮称)鹿田中央公園整備事業

公園用地を取得する。

面積 A=56.00m² (1筆)

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	役務費	工事請負費	公有財産 購入費	合計
池田公園整備事業	15	13,000		13,015
(仮称)鹿田中央公園 整備事業	25		4,486	4,511
合計	40	13,000	4,486	17,526

箇所図

(款) 8 土木費 (項) 4 都市計画費 (目) 5 公園費

都市公園整備事業(公有財産購入費)

1 内容

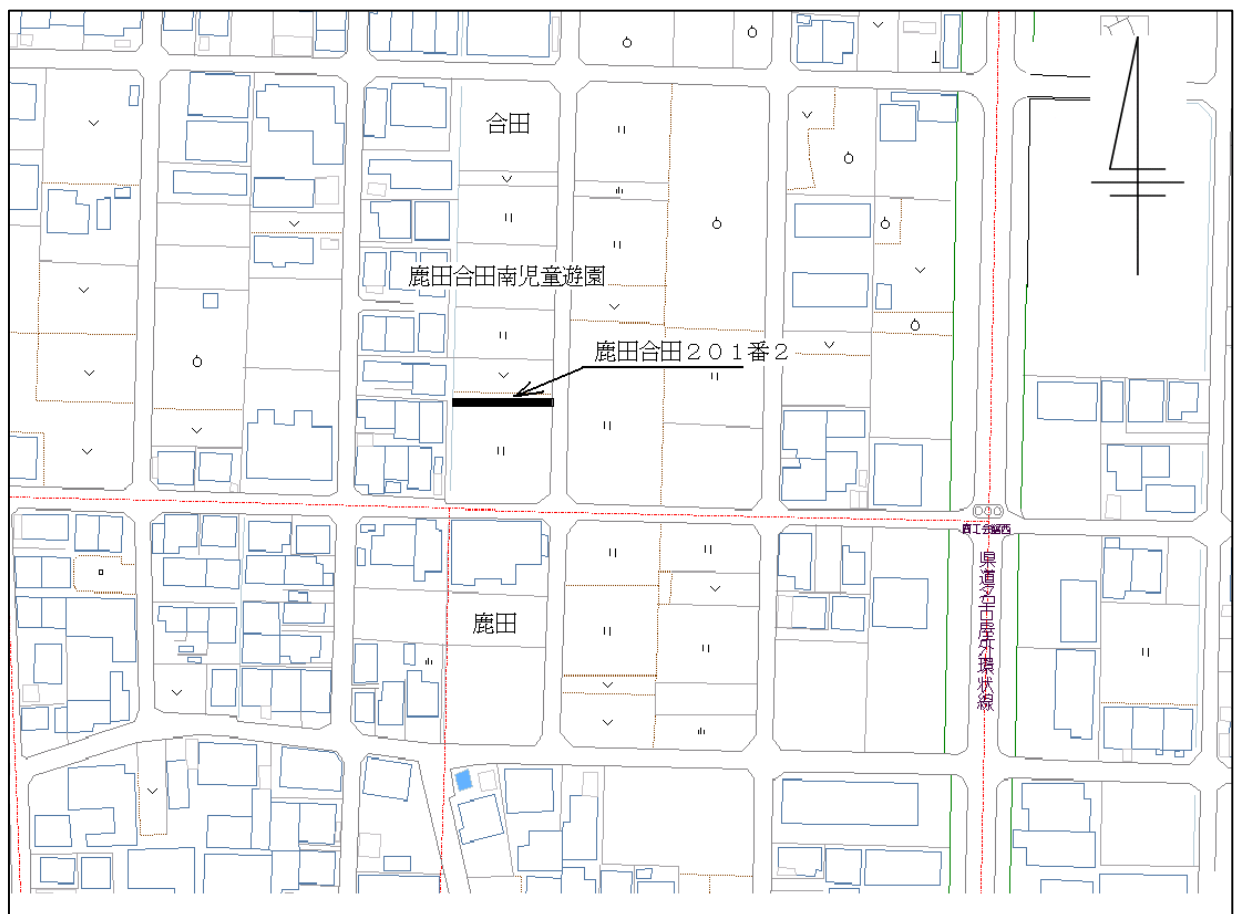
公園用地を取得する。

(仮称) 鹿田中央公園用地 1筆

(単位：千円)

所在地番	面積	事業費
鹿田合田201番2	56.00 m ²	4,486

2 箇所図



(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(目) 5 公園費

児童遊園整備事業

事業費 97,015千円

1 目的

児童に安全な遊び場を確保し、健康の増進や豊かな情操を育てるため、児童遊園を整備する。

2 内容

(仮称) 西之保三町地児童遊園の用地を取得し整備を行う。

場所：西之保三町地3番

面積 A = 665.00㎡

整地、遊具、フェンス等の整備を行う。

(巻末工事箇所図参照)

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	役務費	工事請負費	公有財産 購入費	合計
児童遊園整備事業	15	12,000	85,000	97,015

箇所図

(款) 8 土木費 (項) 4 都市計画費 (目) 5 公園費

児童遊園整備事業(公有財産購入費)

1 内容

児童遊園用地を取得する。

(仮称) 西之保三町地児童遊園 1筆

(単位:千円)

所在地番	面積	事業費
西之保三町地3番	665.00 m ²	85,000

2 箇所図



区画整理事業

事業費 158,500千円

1 目的

土地区画整理事業の施行者に対し、国庫補助事業に対する負担金及び国庫補助対象外事業に対する補助金を交付することにより、事業の促進と健全な市街地整備を図る。

2 内容

西春鍛冶ケ一色土地区画整理事業

- (1) 国庫補助対象事業として採択された都市計画道路の整備に必要な事業費を負担する。
- (2) 国庫補助対象外事業のうち公共施設整備費、上水道管及びガス管布設費、整地費、組合運営に要する経費等に対し、補助金を交付する。

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	負担金補助及び交付金
西春鍛冶ケ一色土地区画整理事業	158,500

※平成21年度末における事業進捗率は91.6% (前年度比+2.6%)

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(目) 1 常備消防費

常備消防事業

事業費 683,690千円

1 目的

西春日井広域事務組合の消防及び救助活動にかかる運営費を2市1町で負担する。

2 内容

市内で発生する火災、交通事故などによる救助活動を確実、迅速に対応できるよう西春日井広域事務組合の運営費を負担する。

3 事業費内訳(市町負担内訳)

(単位:千円)

区分	均等割 (20%)	人口割 (10%)	基準財政需要額割 (70%)	合計
北名古屋市	102,215	77,474	504,001	683,690
清須市	102,215	62,187	459,997	624,399
豊山町	102,215	13,661	109,257	225,133
合計	306,645	153,322	1,073,255	1,533,222

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(目) 2 非常備消防費

非常備消防事業

事業費 38,923千円

1 目的

消防の任務とともに風水害、地震等災害対策の強化を図り、安心して暮らせるまちづくりを推進する。

2 内容

消防ポンプ車1台を購入するとともに、消火訓練、防災訓練等を行い、消防団活動の充実、強化を図ることにより、地域の安全と安心を守り、地域から期待される消防団づくりを目指す。

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	報酬	共済費	報償費	旅費	交際費	需用費
非常備消防事業	6,218	4,341	7,900	440	100	2,659

役務費	委託料	使用料及び賃借料	備品購入費	負担金補助及び交付金	公課費	合計
599	479	259	15,000	701	227	38,923

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(目) 3 消防施設費

消防施設整備事業

事業費 30,313千円

1 目的

消防力の強化を図るため、消防団分団詰所等を建設し、消防車両を配備することにより火災発生時における出動時間の短縮化を図る。また、消防施設等の維持管理及び消防水利の整備を行う。

2 内容

(単位:千円)

事業区分	事業内容	事業費
施設整備工事	消防団分団詰所等の建設	18,000
設計監理	消防団分団詰所等の建設に係る実施設計及び監理	2,000
消火栓等維持管理費負担金	消火栓使用、消火栓新設、維持管理費 (北名古屋水道企業団及び名古屋市上下水道局への負担金)	9,713
消防標識等維持管理	消防水利標識看板修繕 消耗品購入	600
合計		30,313

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	需用費	委託料	工事請負費	負担金補助 及び交付金	合計
消防施設整備事業	600	2,000	18,000	9,713	30,313

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(目) 4 災害対策費

(細目) 災害対策総務費

災害対策事業

事業費 16,782千円

1 目的

豪雨及び地震等の自然災害から市民の生命、身体及び財産を保護するために地域防災力の向上及び災害予防、災害応急対策等の充実を図る。

2 内容

(単位:千円)

事業区分	事業内容	事業費
自主防災会補助金	自主防災会事業及び消防防災用資機材購入への補助金	3,000
災害用非常食購入	飲料水、アルファ米等の備蓄食料	3,000
災害用通信費	災害用携帯電話	1,000
災害時緊急情報システム委託	市民向け情報伝達、職員参集システム	630
防災支援対策工事	高齢者世帯に家具転倒防止器具取付工事	500
災害対策品購入	防災服、雨合羽、ゴム長靴、ヘルメット等	600
その他災害対策事業	報酬、賃金、旅費、燃料費、修繕料、負担金等	8,052
合計		16,782

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	報酬	賃金	報償費	旅費	需用費	役務費
災害対策事業	162	6,308	10	27	4,018	1,027

委託料	工事 請負費	負担金補助 及び交付金	公課費	合計
681	500	4,036	13	16,782

小中学校の児童生徒数

平成22年4月予定数（単位：人）

学校名	学年							特別 支援	計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年			
師勝小学校	106	101	101	99	91	106	3	607	
西春小学校	99	111	90	114	98	99	2	613	
師勝南小学校	103	114	123	117	114	88	2	661	
五条小学校	91	92	77	75	84	80	2	501	
鴨田小学校	71	48	47	43	60	36	1	306	
師勝北小学校	82	83	82	85	82	89	2	505	
師勝東小学校	98	64	73	80	70	81	2	468	
栗島小学校	74	59	43	43	67	51	1	338	
師勝西小学校	120	102	110	113	105	119	2	671	
白木小学校	69	65	55	62	62	52	1	366	
計	913	839	801	831	833	801	18	5,036	
師勝中学校	183	172	149				0	504	
西春中学校	123	105	113				2	343	
白木中学校	107	99	82				1	289	
訓原中学校	110	100	98				2	310	
熊野中学校	162	136	142				1	441	
天神中学校	121	97	86				1	305	
計	806	709	670	0	0	0	7	2,192	

外国語指導事業

事業費 21,822千円

1 目的

国際理解に関する学習の一環として、また、将来広く国際社会の中で活躍できる人材を育成するため、外国語指導助手が市内全小中学校を巡回指導する。

2 内容

(1) 外国語指導助手

ア 小学校 3名

平成23年度に全面実施される学習指導要領では、第5・6学年における外国語活動が義務付けられるが、平成21年度から先行実施しているものを引き続き実施する。

イ 中学校 2名

言語や文化に対する理解を深めるとともに、実践的なコミュニケーション能力の育成を図る。

(2) 指導方法

年間スケジュールに基づき小中学校を巡回する。

(3) 講習会

小学校教諭を対象として夏季に講習会を実施する。

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	賃金
外国語指導事業	21,822

学び支援事業

事業費 104,918千円

1 目的

知識基盤社会に対応する学力を児童生徒に身に付けさせることが喫緊の課題である。この学力の育成には、今まで以上に「(基礎学力の)習得」「活用」「探究」を徹底し、きめ細やかな指導を行うことが必要である。そのため、非常勤講師の配置及び教師への各種研修会の実施により児童生徒の学力の充実を図る。

2 内容

(1) 非常勤講師配置 (小学校・中学校 34名)

各小中学校が策定する「学び支援事業実施計画書」に基づき、非常勤講師を配置し、児童生徒一人一人の学びを充実させるための基礎づくりをはじめ、きめ細やかな指導を行い、知識基盤社会に対応する学力の育成を図る。

(2) 研修会開催

各小中学校及び市教育委員会で、児童生徒の学力の充実を図るために教師の資質向上を図る研修会を開催する。

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	賃金	報償費	旅費	需用費	合計
学び支援事業	102,034	1,200	1,537	147	104,918

(款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費 (目) 2 事務局費

I T教育支援事業

事業費 56,147千円

1 目的

I T教育の教育環境を整備し、教育内容の多様化に係る教科用備品の適正な規模と内容を保障する。

2 内容

導入しているコンピュータを維持管理したうえで、情報化の進む社会環境に合わせ、機器の更新に伴う整備施工監理を行い、一層 I Tを有効活用できる教育環境の整備を目指す。

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	需用費	役務費	委託料	合計
I T教育支援事業	7,800	9,157	39,190	56,147

(款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費 (目) 2 事務局費

特別支援事業

事業費 11,793千円

1 目的

通常の学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒が、学校生活を円滑に送るための支援を行う。

2 内容

教育上特別の支援を必要とする児童生徒の在籍する小中学校11校に特別支援員を配置し、学習活動上のサポートを行う。

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	賃金	旅費	合計
特別支援事業	11,727	66	11,793

教育支援センター管理事業

事業費 15,147千円

1 目的

何らかの心理的な理由で登校できない児童生徒及びその保護者を対象として、適正な助言及び指導を行い、児童生徒の学校復帰を図る。

2 内容

(1) 対象者

小学校及び中学校において、校長が個別的な助言及び指導を要すると認める児童生徒及びその保護者

(2) 指導目標

不登校児童生徒が抱えている心理的及び情緒的な要因を、相談を通じて把握し、原因となる人間関係の改善を図り、自立心及び社会性の育成によって通常の学級へ復帰できるよう、助言及び指導にあたる。

(3) 設置場所

ア 教育支援センター「あけぼの」(あけぼのふれあい会館内)

イ 教育支援センター「スマイル」(五条小学校敷地内)

(4) 開室日及び時間

月曜日から金曜日までの午前9時から午後3時30分まで

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	報酬	賃金	報償費	旅費	需用費
教育支援センター 管理事業	108	13,971	50	10	680

役務費	使用料及び 借賃料	備品購入費	負担金補助 及び交付金	合計
192	21	110	5	15,147

小学校整備事業

事業費 30,450千円

1 目的

校舎等学校教育施設の整備を行い、施設の長期安全維持を図る。

2 内容

(1) 校舎耐震改修設計

建物の耐震性能の向上を図るため、白木小学校及び鴨田小学校校舎の耐震補強設計及びトイレ改修の実施設計を行う。

(2) 施設整備工事

きめ細かい施設の整備に努め、学校施設の長期安全維持を図る。

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	事業場所	委託料	工事請負費	合計
耐震工事実施設計	白木・鴨田小学校	13,700		13,700
施設整備工事	各小学校	1,413	15,337	16,750
合計		15,113	15,337	30,450

(款) 10	教育費	(項) 2	小学校費	(目) 2	教育振興費
				(細目)	小学校振興費
		(項) 3	中学校費	(目) 2	教育振興費
				(細目)	中学校振興費

要保護等児童生徒援助事業

事業費 56,965千円

1 目的

経済的理由により就学困難な児童生徒及び特別支援学級へ就学する児童生徒について、その就学のため必要な経費に対し保護者の経済的負担を軽減し、学用品等必要な援助を行うことにより児童生徒の就学を確保し、もって義務教育の円滑な実施に資する。

2 内容

(1) 要保護及び準要保護就学援助制度

ア 要保護児童生徒の保護者

生活保護法の適用を受ける者

イ 準要保護児童生徒の保護者

生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者

(2) 特別支援教育就学奨励制度

特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者（要保護・準要保護の児童生徒は除く）

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	扶助費		合計
	小学校	中学校	
要保護等児童生徒援助費	27,124	27,227	54,351
特別支援教育就学奨励費	1,595	1,019	2,614
合計	28,719	28,246	56,965

中学校整備事業

事業費 318,430千円

1 目的

校舎等学校教育施設の整備を行い、施設の長期安全維持を図る。

2 内容

(1) 校舎耐震改修設計

建物の耐震性能の向上を図るため、熊野中学校校舎の耐震補強設計及びトイレ改修の実施設計を行う。

(2) 師勝中学校改築に伴う監理及び整備工事等

ア 改築工事に伴い前々年度に設置した仮設校舎を、引き続き賃借する。

イ 改築工事の監理を委託し改築工事を実施する。

(3) 施設整備工事

きめ細かい施設の整備に努め、学校施設の長期安全維持を図る。

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	事業場所	委託料	使用料及び賃借料	工事請負費	合計
耐震工事实施設計	熊野中学校	7,700			7,700
改築工事及び監理	師勝中学校	3,366	12,079	287,485	302,930
施設整備工事	各中学校	300		7,500	7,800
合計		11,366	12,079	294,985	318,430

図書館運営事業

事業費 68,814千円

1 目的

生涯学習の場として、利用者の高度化・多様化したニーズに的確に対応するため、求められた情報を迅速に提供できる図書館運営を確立し、住民の利用に供する。

2 内容

区分	施設及び事業内容
名称	<ul style="list-style-type: none"> ・北名古屋市東図書館 ・北名古屋市西図書館（文化勤労会館3階）
開館時間及び休館日	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間 火～金曜日 午前9時～午後7時 （ただし、西図書館の水・金曜日は、午後9時まで） 土・日・祝日 午前9時～午後5時 ・休館日 月曜日（祝日の場合は開館し、翌日休館） 館内整理日、特別整理期間、年末年始
サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館で一番重要なものである資料を、常に新しくできるだけ豊富に取り揃え、図書館の活動基本である貸出しを中心に業務を行う。 ・将来の社会を担う子供たちに読書の喜びを知ってもらうため「読書への誘い」を中心とした奉仕活動を展開する。 ・読書相談、調査研究の一助となるよう、資料の提供や回答を引き出すレファレンスサービスを行う。 ・本市の図書館で所蔵していない本も、利用者の求めに応じ愛知県図書館をはじめ他の図書館等から借用し提供する。

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	報酬	賃金	報償費	旅費	需用費	役員費
図書館運営事業	84	36,803	210	8	4,900	41

委託料	使用料及び賃借料	備品購入費	負担金補助及び交付金	合計
2,368	6,322	18,000	78	68,814

(款) 10 教育費 (項) 5 保健体育費 (目) 3 給食センター費
 (細目) 給食センター管理費
 給食センター運営費
 給食センター整備事業費

給食センター運営事業

事業費 554,315千円

1 目的

児童生徒に安全な給食を供給するため、給食センターの管理・運営に努める。

2 内容

(1) 食数

平成22年4月予定数(単位:食)

	小学校	中学校	合計
東給食センター	3,114	1,354	4,468
西給食センター	2,338	1,040	3,378
合計	5,452	2,394	7,846

(2) 給食費

小学校 220円/1食 3,800円/月

中学校 260円/1食 4,600円/月

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	報酬	賃金	旅費	需用費	役務費	委託料
給食センター管理費				5,633	417	14,131
給食センター運営費	96	84,000	10	404,005	1,029	29,601
給食センター整備事業費						
合計	96	84,000	10	409,638	1,446	43,732

使用料及び賃借料	工事請負費	備品購入費	負担金補助及び交付金	合計
30				20,211
8,972		4,000	191	531,904
	2,200			2,200
9,002	2,200	4,000	191	554,315

負 債 額 表

(単位：千円)

許可同意 年 度	借 入 目 的	借 入 先	当 初 借 入 額	借入利 率(%)	最終償 還年度	21年度末 現 在 高	22年度償還額		22年度末 現 在 高
							元 金	利 子	
60	西春小（改修）	市中銀行	39,800	6.050	22	3,152	3,152	144	0
62	師勝中（金工木工室）	市中銀行	50,000	4.800	24	10,238	3,252	453	6,986
元	東図書館・歴史民俗資料館	市町村 共済組合	381,400	6.300	26	79,490	15,890	4,758	63,600
2	西公民館	財務省	10,000	6.600	22	941	941	47	0
2	文化勤労会館	財務省	50,000	6.600	22	4,703	4,703	234	0
3	勤労福祉会館	財務省	135,600	5.500	23	23,147	11,260	1,120	11,887
3	西公民館	財務省	58,000	5.500	23	9,900	4,816	479	5,084
3	文化勤労会館	財務省	291,000	5.500	23	49,674	24,163	2,404	25,511
3	西図書館	市町村 共済組合	67,100	5.700	23	7,090	3,530	354	3,560
3	勤労福祉会館	市町村 共済組合	29,400	5.700	23	3,118	1,546	156	1,572
4	臨時地方道整備	地方公共団体 金融機構	15,900	4.500	24	2,805	935	116	1,870
5	都市計画道路	財務省	8,000	4.300	25	2,432	570	99	1,862
5	臨時地方道整備	地方公共団体 金融機構	41,200	3.750	25	12,150	2,870	429	9,280
8	沖村保育園（改修）	財務省	75,000	2.800	28	35,216	4,621	954	30,595
9	臨時税収補てん債	財務省	203,000	2.200	29	98,908	12,269	2,109	86,639
9	臨時税収補てん債	財務省	33,000	2.000	29	16,921	1,971	329	14,950
9	臨時税収補てん債	財務省	200,000	2.100	29	102,972	11,950	2,100	91,022
9	沖村保育園（改修）	財務省	70,000	2.100	29	36,041	4,183	735	31,858
10	減税補てん債	財務省	233,900	1.300	30	123,385	13,821	1,559	109,564
10	減税補てん債	財務省	42,100	2.100	30	24,139	2,463	494	21,676
10	減税補てん債	財務省	190,000	2.100	30	108,943	11,118	2,230	97,825
10	総合福祉センターもえの丘	市町村 振興協会	176,000	1.600	22	17,600	17,600	211	0
11	減税補てん債	財務省	75,000	2.100	31	45,163	4,343	926	40,820
11	減税補てん債	財務省	50,000	2.000	31	31,435	2,870	614	28,565
11	総合福祉センターもえの丘	市町村 振興協会	816,000	1.500	23	163,200	81,600	2,142	81,600
12	減税補てん債	財務省	80,000	2.000	32	52,557	4,545	1,029	48,012
12	減税補てん債	財務省	50,000	1.600	32	33,877	2,840	531	31,037
12	あさひ子どもふれあいセンター	財務省	252,400	1.800	33	178,990	14,142	3,158	164,848
12	災害援護資金貸付金	愛知県	61,300	0.000	23	11,898	5,949	0	5,949
13	減税補てん債	財務省	80,000	1.400	33	58,406	4,502	802	53,904
13	減税補てん債	財務省	80,000	1.400	33	58,406	4,502	802	53,904
13	臨時財政対策債	財務省	205,000	1.200	33	143,182	11,684	1,683	131,498
13	防災行政無線（同報系）	市町村 振興協会	117,000	1.000	25	46,800	11,700	439	35,100
13	新総合通信ネットワーク	市町村 振興協会	14,000	1.000	25	5,600	1,400	53	4,200
13	白木中（夜間照明設備）	県市町村 振興資金	43,000	1.500	28	22,620	3,089	339	19,531

許可同意 年 度	借 入 目 的	借 入 先	当 初 借 入 額	借入利 率(%)	最終償 還年度	21年度末 現 在 高	22年度償還額		22年度末 現 在 高
							元 金	利 子	
14	天神中（夜間照明設備）	財務省	43,000	0.800	29	29,122	3,539	226	25,583
14	減税補てん債	市中銀行	78,000	0.900	34	58,498	4,442	517	54,056
14	減税補てん債	市中銀行	80,000	0.700	34	62,022	4,573	426	57,449
14	臨時財政対策債	財務省	405,600	0.700	34	314,453	23,188	2,161	291,265
14	雨水貯留施設（能田中央公園）	財務省	176,400	1.100	35	142,721	9,862	1,543	132,859
14	臨時財政対策債	市中銀行	120,000	0.890	34	91,765	7,059	817	84,706
14	臨時財政対策債	市中銀行	120,000	0.890	34	91,765	7,059	817	84,706
14	師勝北小（改修）	市中銀行	20,800	0.880	24	7,972	2,634	64	5,338
14	新総合通信ネットワーク	市町村 振興協会	14,000	0.400	26	7,000	1,400	27	5,600
15	減税補てん債（先行減税分）	市中銀行	20,000	1.000	25	10,199	2,512	96	7,687
15	減税補てん債	財務省	73,000	1.400	35	59,352	4,023	817	55,329
15	臨時財政対策債	財務省	300,000	1.400	35	243,912	16,535	3,357	227,377
15	雨水貯留施設（訓原中）	財務省	90,000	1.700	35	75,940	4,848	1,270	71,092
15	臨時財政対策債	財務省	363,000	1.300	35	304,610	19,973	3,895	284,637
15	弥勒寺保育園（改修）	財務省	99,900	1.600	35	84,178	5,410	1,325	78,768
15	地方特定道路	財務省	18,000	1.400	30	13,778	1,447	188	12,331
15	減税補てん債（恒久減税分）	財務省	80,000	1.300	35	67,132	4,402	858	62,730
15	臨時財政対策債	財務省	390,000	1.300	35	327,268	21,459	4,185	305,809
15	河川関連環境整備	地方公共団体 金融機構	29,000	1.600	35	27,275	1,753	429	25,522
15	臨時財政対策債	市中銀行	254,000	1.400	35	213,438	13,901	2,940	199,537
15	師勝北小（改修）	市中銀行	24,000	1.200	25	12,287	3,017	138	9,270
15	消防水利整備	市町村 共済組合	20,000	0.600	22	3,340	3,340	15	0
15	新総合通信ネットワーク	市町村 振興協会	20,900	0.900	27	12,540	2,090	108	10,450
16	西春駅西土地地区画整理	財務省	41,200	2.000	36	35,980	2,162	709	33,818
16	減税補てん債	市中銀行	69,800	1.300	36	60,474	3,816	774	56,658
16	雨水貯留施設（師勝西小）	市中銀行	54,000	1.600	36	48,379	2,878	763	45,501
16	減税補てん債	市中銀行	80,000	1.400	36	71,543	4,318	987	67,225
16	臨時財政対策債	市中銀行	425,000	1.200	36	367,789	23,368	4,344	344,421
16	減税補てん債（借換）	財務省	890,000	0.900	26	454,988	89,371	3,894	365,617
16	弥勒寺保育園（改修）	財務省	147,300	1.700	36	132,089	7,801	2,212	124,288
16	減税補てん債	財務省	730,000	0.900	26	373,193	73,304	3,194	299,889
16	臨時財政対策債	財務省	657,600	1.300	36	569,740	35,949	7,290	533,791
16	地方特定道路整備	地方公共団体 金融機構	22,500	1.700	36	20,176	1,191	338	18,985
16	師勝小（改修）	市中銀行	71,000	1.100	26	45,103	8,824	472	36,279
16	師勝西小体育館（改修）	市中銀行	15,000	1.100	26	9,528	1,864	100	7,664
16	健康ドーム	市中銀行	260,000	1.100	36	231,868	14,299	2,511	217,569
16	消防水利整備	市町村 共済組合	20,000	0.700	23	6,672	3,332	41	3,340

許可同意 年 度	借 入 目 的	借 入 先	当 初 借 入 額	借入利 率(%)	最終償 還年度	21年度末 現 在 高	22年度償還額		22年度末 現 在 高
							元 金	利 子	
17	西春駅西土地区画整理	市中銀行	23,300	1.600	37	21,489	1,232	339	20,257
17	五条小(耐震)	市中銀行	83,000	1.500	37	76,495	4,419	1,131	72,076
17	健康ドーム	市中銀行	1,232,700	0.700	37	1,129,726	69,251	7,787	1,060,475
17	減税補てん債	市中銀行	75,600	1.500	37	69,675	4,025	1,030	65,650
17	減税補てん債	市中銀行	100,000	1.400	37	92,099	5,360	1,271	86,739
17	臨時財政対策債	市中銀行	498,800	1.500	37	459,706	26,554	6,796	433,152
17	臨時財政対策債	市中銀行	407,000	1.400	37	374,843	21,815	5,172	353,028
17	雨水貯留施設(師勝小)	財務省	64,000	2.000	37	60,805	3,260	1,200	57,545
17	雨水貯留施設(白木小)	財務省	80,000	1.800	37	75,938	4,135	1,348	71,803
17	地方特定道路整備	財務省	33,700	1.800	32	31,160	2,586	549	28,574
17	合併推進債	市中銀行	622,000	1.490	37	589,595	32,890	8,663	556,705
17	師勝小体育館(改修)	市中銀行	19,000	0.900	27	13,209	2,353	114	10,856
17	師勝南小(改修)	市中銀行	120,000	0.900	27	83,422	14,863	717	68,559
18	久地野ほほえみ広場	財務省	525,000	1.900	38	525,000	26,433	9,850	498,567
18	西春駅西土地区画整理	財務省	13,700	1.900	38	13,700	690	257	13,010
18	合併特例債	市中銀行	510,000	1.000	38	496,202	27,804	4,893	468,398
18	合併特例債	市中銀行	248,300	1.040	29	221,842	26,734	2,238	195,108
18	地方特定道路整備	財務省	34,200	1.700	33	34,200	2,592	570	31,608
18	臨時河川等整備	財務省	45,500	1.900	38	45,500	2,291	854	43,209
18	臨時地方道路整備	財務省	132,000	1.700	33	132,000	10,005	2,202	121,995
18	雨水貯留施設(栗島小)	財務省	123,100	1.900	38	123,100	6,198	2,310	116,902
18	雨水貯留施設(鹿田第1公園)	市中銀行	30,900	1.500	38	24,388	3,330	353	21,058
18	減税補てん債	市中銀行	128,000	1.700	38	124,737	6,609	2,093	118,128
18	臨時財政対策債	財務省	817,300	1.700	38	796,467	42,199	13,361	754,268
19	臨時財政対策債	財務省	500,000	1.600	39	500,000	12,855	8,000	487,145
19	雨水貯留施設(五条小)	財務省	112,000	1.700	39	112,000	0	1,904	112,000
19	地方特定道路整備	地方公共団体 金融機構	45,900	1.800	39	45,900	0	826	45,900
19	臨時河川等整備	財務省	33,000	1.700	39	33,000	0	561	33,000
19	臨時河川等整備	地方公共団体 金融機構	22,000	1.800	39	22,000	0	396	22,000
19	臨時地方道路整備	地方公共団体 金融機構	20,000	1.800	39	20,000	0	360	20,000
19	西春中(改修)	市中銀行	100,000	1.200	29	89,413	10,714	1,041	78,699
20	合併特例債	市中銀行	117,000	1.210	30	117,000	12,382	1,378	104,618
20	雨水貯留施設(熊野中)	財務省	54,000	1.600	40	54,000	0	864	54,000
20	地方特定道路整備	財務省	38,000	1.400	35	38,000	0	532	38,000
20	西春中(改修)	市中銀行	128,000	1.150	30	128,000	13,579	1,433	114,421
20	臨時財政対策債	財務省	690,000	1.500	40	690,000	0	10,350	690,000
21	合併特例債(鹿田第1公園)	市町村 振興協会	18,000	2.500	未定	18,000	0	446	18,000

許可同意 年 度	借 入 目 的	借 入 先	当 初 借 入 額	借入利 率(%)	最終償 還年度	21年度末 現 在 高	22年度償還額		22年度末 現 在 高
							元 金	利 子	
21	合併特例債（保育園空調機）	市町村 振興協会	42,000	2.500	未定	42,000	0	1,040	42,000
21	合併特例債（白木中、師勝中）	市町村 振興協会	181,000	2.500	未定	181,000	0	4,481	181,000
21	雨水貯留施設（熊野中）	市町村 振興協会	19,000	2.500	未定	19,000	0	470	19,000
21	師勝南児童クラブ	財務省	33,000	2.500	未定	33,000	0	825	33,000
21	池田公園、西春駅西公園	市町村 振興協会	30,000	2.500	未定	30,000	0	743	30,000
21	地方道等整備	地方公共団体 金融機構	68,000	2.500	未定	68,000	0	1,688	68,000
21	河川等整備	市町村 振興協会	36,000	2.500	未定	36,000	0	891	36,000
21	臨時財政対策債	財務省	1,078,000	2.500	未定	1,078,000	0	26,839	1,078,000
21	減収補てん債	未定	66,000	2.500	未定	66,000	0	1,650	66,000
21	学校情報通信技術環境整備事業（繰越明許費）	未定	230,000	2.500	未定	5,000	43,743	5,029	186,257
21	合併特例債（繰越明許費）	未定	325,000	2.500	未定	0	0	3,517	325,000
小 計						15,353,799	1,192,634	238,242	14,711,165
22	合併特例債	未定	249,000	2.500	未定	0	0	0	249,000
22	河川等整備	未定	17,000	2.500	未定	0	0	0	17,000
22	地方道等整備	未定	57,000	2.500	未定	0	0	0	57,000
22	総合農地防災事業	未定	33,000	2.500	未定	0	0	0	33,000
22	消防団詰所、ポンプ車	未定	20,000	2.500	未定	0	0	0	20,000
22	臨時財政対策債	未定	1,300,000	2.500	未定	0	0	10,685	1,300,000
合 計						15,353,799	元利 合計		16,387,165
							1,441,561		

特 別 会 計

国 民 健 康 保 険
老 人 保 健
後 期 高 齡 者 医 療
介 護 保 険
西 春 駅 西 土 地 区 画 整 理 事 業
公 共 下 水 道 事 業

国民健康保険特別会計の概要

区 分	平成 2 2 年度 予算	平成 2 1 年度 予算	増 減
世帯数	13,700 世帯	13,005 世帯	695 世帯
被保険者数	25,200 人	24,260 人	940 人
一般被保険者数	23,610 人	23,040 人	570 人
退職被保険者数	1,590 人	1,220 人	370 人
介護被保険者数（再掲）	8,220 人	8,100 人	120 人
予算 1 人当たり	289,286 円	295,507 円	△6,221 円
予算 1 世帯当たり	532,117 円	551,250 円	△19,133 円
国保税 1 人当たり	91,825 円	95,960 円	△4,135 円
国保税 1 世帯当たり	168,905 円	179,008 円	△10,103 円
保険給付費 1 人当たり	200,635 円	202,885 円	△2,250 円
保険給付費 1 世帯当たり	369,051 円	378,470 円	△9,419 円
後期高齢者支援金 1 人当たり	42,607 円	43,425 円	△818 円
介護納付金介護被保険者 1 人当たり	47,153 円	46,247 円	906 円

区 分	医療給付分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分 (40 歳～64 歳)
所得割	4.9%	1.6%	1.0%
資産割	17.0%	7.0%	4.5%
均等割額（1 人当たり）	17,000 円	7,000 円	5,000 円
平等割額（1 世帯当たり）	20,000 円	8,000 円	5,300 円
賦課限度額	470,000 円	120,000 円	90,000 円
基礎控除額	330,000 円		

※賦課限度額については、平成 2 2 年 1 月末現在の数値。

(款) 8 保健事業費 (項) 2 特定健康診査等事業費 (目) 1 特定健康診査等事業費

特定健康診査等事業

事業費 37,500千円

1 目的

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を防ぐことを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行う。

2 内容

(1) 特定健康診査

ア 40歳から64歳までは、集団方式による特定健康診査を健康ドームで行う。

イ 65歳から74歳までは、医療機関で個別に特定健康診査を行う。

(2) 特定保健指導

特定健康診査の結果から、メタボリックシンドロームの要因となっている生活習慣病の改善をする必要がある方に対し、特定保健指導を健康ドーム又は医療機関で行う。

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	需用費	役務費	委託料	備品購入費	合計
特定健康診査	1,085	3,542	29,830		34,457
特定保健指導	105	158	2,500	280	3,043
合計	1,190	3,700	32,330	280	37,500

老人保健特別会計の概要

1 概要

平成20年3月までは、75歳（一定の障害のある方は65歳）以上の方は、国保や健康保険組合制度に加入しながら「老人保健制度」で医療を受けたが、平成20年4からは新たに独立した医療制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになり、被保険者は新たな制度に移行した。

「老人保健制度」に係る平成20年3月診療分までの過誤調整等の事務は、法律の規定により市町村に設けられた老人保健に係る特別会計で処理する必要があるため、平成22年度まで継続する。

2 歳入の状況

(単位：千円)

款	平成22年度予算	平成21年度予算	増減額
支払基金交付金	3	2	1
国庫支出金	1	1	0
県支出金	1	1	0
繰越金	11,990	9,992	1,998
諸収入	5	4	1
合計	12,000	10,000	2,000

3 歳出の状況

(単位：千円)

款	平成22年度予算	平成21年度予算	増減額
総務費	78	146	△68
医療諸費	3,918	6,636	△2,718
諸支出金	4	918	△914
予備費	8,000	2,300	5,700
合計	12,000	10,000	2,000

後期高齢者医療特別会計の概要

1 概要

平成18年6月21日に交付された「健康保険法等の一部を改正する法律」により、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」（平成20年4月1日施行）と全面的に改正され、平成20年4月1日から、75歳以上の高齢者にかかる医療については、財政基盤の安定化を図るという考え方から、従来の医療制度から独立した、運営主体を愛知県内の全市町村が加入する広域連合とする後期高齢者医療制度を実施している。

区 分	平成22年度予算	平成21年度予算	増 減
被保険者数	6,030 人	5,800 人	230 人
75歳未満障害者数	470 人	480 人	△10 人
特別徴収被保険者数	4,270 人	3,120 人	1,150 人
普通徴収被保険者数	1,760 人	2,680 人	△920 人
被扶養者数	660 人	620 人	40 人
予算1人当たり	106,799 円	94,552 円	12,247 円
保険料1人当たり	93,821 円	81,886 円	11,935 円

区 分	平成22年度予算	平成21年度予算
均等割額	41,844 円	40,175 円
所得割率	7.85%	7.43%
賦課限度額	500,000 円	500,000 円
基礎控除額	330,000 円	

介護保険特別会計の概要

1 予算概要

区 分	平成22年度予算
第 1 号 被 保 険 者 数	16,450 人
要 介 護 (支 援) 認 定 者 数	2,070 人
予 算 1 人 当 た り	209,234 円
保 険 料 1 人 当 た り	45,639 円
保 険 給 付 費 1 人 (認 定 者) 当 た り	1,587,625 円

2 第1号被保険者保険料

(1) 基準額 (単位：円)

月 額	年 額
3,665	43,980

(2) 所得段階別保険料額 (単位：円)

区 分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階		第5段階	第6段階
				弾力化有	弾力化無		
割 合	×0.5	×0.5	×0.75	×0.83	×1.0	×1.25	×1.5
保険料額	21,900	21,900	32,900	36,500	43,900	54,900	65,900

※ 弾力化…保険料所得段階第4段階で課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下の方。

3 第1号被保険者数(所得段階別) (単位：人)

区 分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	計
特別徴収	54	1,713	1,290	4,517	3,986	3,086	14,646
普通徴収	116	198	149	523	461	357	1,804
合 計	170	1,911	1,439	5,040	4,447	3,443	16,450

4 要介護(要支援)認定者数 (単位：人)

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
121	305	251	455	368	328	242	2,070

(款) 3 地域支援事業費 (項) 1 介護予防事業費 (目) 1 介護予防事業費

介護予防特定高齢者施策事業

事業費 14,099千円

1 目的

生活機能が低下し、要支援又は要介護状態になるおそれのある高齢者（特定高齢者）を早期発見し、介護予防につなげるために生活機能評価を実施するとともに、特定高齢者として判定された者には、運動器、栄養及び口腔の生活機能を改善する教室を開催して参加を促すなど、自立した日常生活を送ることができるよう介護予防事業を推進する。

2 内容

区 分	内 容	場 所	回 数	対 象 者
特定高齢者把握事業	特定高齢者を選定するため、生活機能の低下の有無を判定する生活機能評価を実施し、基本チェックリストで候補者に該当する者には、個別医療機関受診方式で医師の判定を行うとともに、特定高齢者として判定された者には、地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメントを行い、各種予防教室への参加を勧奨する。	指定医療機関	年1回 (受診期間内)	65歳以上の高齢者 (要支援・要介護認定者を除く。)
通所型介護予防事業 (ますます元気教室「運動コース」)	運動器の生活機能が低下している高齢者を対象に、個別の計画を作成し、講話や有酸素運動、ストレッチ等を実施することにより、運動器機能を向上させる。	健康ドーム	年3回 (9回コース)	特定高齢者 虚弱高齢者

区 分	内 容	場 所	回 数	対象者
栄養改善・口腔機能向上教室事業 (ますます元気教室「お口と栄養コース」)	栄養と口腔の生活機能が低下している高齢者を対象に個別の計画を作成し、栄養改善のための相談や栄養教育等を実施するとともに、口腔機能においては、摂食・嚥下機能訓練、口腔清掃を実施し、それぞれの生活機能の向上を図る。	健康ドーム	年3回 (9回コース)	特定高齢者 虚弱高齢者

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	需用費	役務費	委託料	合 計
特定高齢者把握事業	635	2,991	6,622	10,248
通所型介護予防事業			1,744	1,744
栄養改善・口腔機能向上教室事業			2,107	2,107
合 計	635	2,991	10,473	14,099

(款) 3 地域支援事業費 (項) 1 介護予防事業費 (目) 1 介護予防事業費

介護予防一般高齢者施策事業

事業費 19,255千円

1 目的

要介護の状態にならないよう、また介護予防・認知症予防の普及啓発を推進するため、回想法をはじめとした各種介護予防の教室、地域サロン等を開催するとともに、制度案内のガイド冊子の発行、研修等を行い、高齢者の心身の健康保持や社会的孤立の解消・社会参加を促し、日常生活の自立を支援する。

2 内容

(1) 各種事業

区分	内容	場所	回数	対象者
運動指導事業	【運動手はじめ教室】 運動をはじめとした口腔、栄養も含めた介護予防全般の教室を開催する。	健康ドーム 久地野保育園 文化勤労会館 東公民館	年4回 (5回コース)	65歳以上の 高齢者
	【シニアヘルスアップ教室】 健康ドームのトレーニングルームを利用して筋力の向上等を目的とした教室を開催する。	健康ドーム	年8回 (12回コース)	
栄養指導事業	【男性のための栄養教室】 男性にあっても自立した食生活が営めるよう栄養教室を開催する。	健康ドーム	年4回 (2回コース)	65歳以上の 男性
認知症予防事業	【頭いきいき教室】 毎回テーマを決めて、体操、脳トレ、調理、創作活動等を行う「頭いきいき教室」を開催する。	総合体育館 文化勤労会館	年2回 (8回コース)	65歳以上の 高齢者

区 分	内 容	場 所	回 数	対 象 者
介護予防教室 事業	【ミニデイサービス】 閉じこもりや認知症の予 防のため、回想法、音楽、 手芸、絵画等の創作活動、 レクリエーション、ゲー ム、体操等を行う教室を 開催する。	さくら荘 ふたば荘 さかえ荘 健康ドーム 西庁舎分館	毎週1回	65歳以上の 高齢者
		回想法センター もえの丘	月2回 (予定)	〃
地域介護予防 活動支援事業	【地域サロン】 介護予防や孤立感を解消 するため、ボランティア 等による地域サロンを開 催し、手芸、絵画等の創 作活動や体操、交流会等 を行う。	ふれあいの家 能田公民館	毎週1回	〃
		加島会館 弥勒寺集会所 石橋公会堂 県営住宅集会所 北野ふれあいセンター 二子公民館 中之郷公会堂 文化勤労会館 米野公民館 沖村児童館 九之坪西会館 もえの丘 徳重公会堂 グリーンシティ	月1回	
	【65歳の集い】 定年後の閉じこもりを防 ぎ、社会参加を促すため、 地域発見の散策、レクリ エーション等を行う。	健康ドーム	年1回 (5回コース)	〃
	【健康づくりリーダー養 成事業】 地域での介護予防活動に 従事する健康づくりリー ダーを養成するため、あ いち健康プラザが主催す る研修に参加する。	あいち健康プラ ザ	年1回 (8回コース)	一般市民
介護予防普及 啓発事業	【啓発資材作成】 高齢者に関連した福祉制 度や介護予防教室の内容 を掲載した「高齢者福祉 ガイド」や介護予防事業 の日程表を作成するとと もに、転倒予防を図るた めの健康体操DVDを作成 する。	市内	年1回	一般市民

区 分	内 容	場 所	回 数	対 象 者
介護予防スタッフ研修事業	介護予防事業ボランティア等の人材育成・資質向上のための研修を行う。	健康ドーム	年1回	介護予防事業ボランティア等

(2) 回想法事業（思い出ふれあい事業）

多くの高齢者に、認知症予防のための回想法を受けていただくため、回想法スクールを各地域で開催するとともに、スクール修了者「いきいき隊」の活動を支援する。

ア 回想法スクールの開催

地域外向型の4会場（各会場8回コース）で開催

イ いきいき隊（回想法スクール修了者の会）活動支援

生きがい活動や子どもとの世代間交流活動等、地域コミュニティの推進を図る。

ウ 回想法キットの貸出し

懐かしい生活用品等を詰めた箱（キット）を全国の施設、団体、病院等へ貸し出す。

エ 回想法センターの運営

回想法により、介護予防と地域コミュニティを推進するとともに、全国に向けて回想法の情報を発信し普及を図る。また、市外、県外からの視察者、視察団体に対応する。

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	賃 金	報償費	旅 費	需用費	役務費
運動指導事業		70		19	13
栄養指導事業		136		120	
認知症予防事業		42		91	6
介護予防教室事業					
地域介護予防活動支援事業			141		78
介護予防普及啓発事業	4,513	65	7	754	43
介護予防スタッフ研修事業		30			
回想法事業	1,960	288	148	815	48
合 計	6,473	631	296	1,799	188

委託料	使用料及び賃借料	備品購入費	負担金補助及び交付金	公課費	合計
1,499					1,601
					256
785	57				981
3,000					3,000
1,249					1,468
536			200	9	6,127
					30
2,452	6	36	39		5,792
9,521	63	36	239	9	19,255

- (款) 3 地域支援事業費 (項) 2 包括的支援事業・任意事業費 (目) 1 包括的支援事業費
(細目) 包括的支援事務費
介護予防ケアマネジメント事業費
総合相談事業費
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費

包括的支援事業

事業費 21,425千円

1 目的

地域包括支援センターとして、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護、権利擁護等に関する総合相談の窓口を置き、高齢者の状況調査、地域の見守り活動をはじめ、生活機能が低下している特定高齢者や要支援者に対し、介護予防に係るケアマネジメントを行うとともに、保健・福祉・医療の地域ネットワークの中心的な機関として、その充実を図る。

2 内容

(1) 包括的支援事業

地域包括支援センターの基本的な運営及び地域包括支援センター運営協議会の開催に係る一連の業務を行う。

(2) 介護予防ケアマネジメント事業

介護保険で要支援1・2と認定された要支援者及び生活機能が低下している特定高齢者に対して介護予防計画を作成し、介護保険における予防サービスの利用や介護予防事業への参加を促すなど、一連のマネジメント業務を行う。

(3) 総合相談事業

高齢者の多様なニーズや相談に応じ、支援を必要とする高齢者へ保健医療福祉サービスをはじめとする各種サービスを紹介するとともに、高齢者状況調査を行い、援護を必要とする者の早期発見につなげる。また、民生委員、見守り協力員の協力により、ひとり暮らし高齢者等への安否確認など見守り活動を展開する。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

保健・福祉・医療のサービス機関と連携を図るための地域ケア会議の開催や、介護サービス従事者等を対象にした現任研修を実施するとともに、医療機関との連携を強化し、認知症の方が受診する時の地域のサポート医体制のシステム化を図り、地域の中での相談体制を整備する。

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	報酬	賃金	報償費	旅費	需用費	役務費
包括的支援事業	108	14,208			68	155
介護予防ケアマネジメント事業				120	632	352
総合相談事業			50	25	140	
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業			1,095	60	32	
合計	108	14,208	1,145	205	872	507

委託料	使用料及び賃借料	負担金補助及び交付金	公課費	合計
428	1,038			16,005
	5	101	9	1,219
2,799				3,014
				1,187
3,227	1,043	101	9	21,425

「介護保険特別会計」

(款) 3 地域支援事業費 (項) 2 包括的支援事業・任意事業費 (目) 2 任意事業費
(細目) 任意事業費
成年後見制度事務費

任意事業

事業費 24,076千円

1 目的

高齢者及び高齢者を介護している家族介護者に対して各種サービスを提供することにより、身体的・精神的・経済的負担を軽減し、在宅福祉の向上を図る。

2 内容

区分	内容	対象者
地域支援体制構築事業	認知症の高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、支援者や事業所等の社会資源を活用した地域支援体制を整えるとともに、認知症の理解を深めてもらうための啓発事業として、講演会や小学校をはじめ地域や職場等を対象に認知症サポーター養成講座等を開催する。	一般市民
介護者リフレッシュ事業	在宅で介護している介護者を対象に、交流会や食事会を開催することにより、介護者の心身のリフレッシュを図る。	介護保険の要介護認定を受けた者を在宅で介護している家族介護者
介護教室事業	「介護教室」を開催し、介護方法の技術や知識を習得する教室を開催する。	家族介護者又は介護支援者
徘徊高齢者家族支援事業	徘徊の見られる認知症高齢者等の家族に対して発信機を貸与することで、居場所が分からなくなった際にシステムを活用して早期に発見し、事故防止を図る。 利用料：月額 500 円	徘徊する認知症高齢者又は所在が不明となるおそれがある障害者（児）
介護用品支給支援事業	介護を要する者を在宅で介護している介護者の経済的負担の軽減を図るため、年 75,000 円を上限に、紙おむつ等の介護用品を支給する。	要介護 4 又は 5 の高齢者を在宅で介護している市町村民税非課税世帯の家族介護者
配食サービス事業	病気等のために、調理が困難な状況にある者に弁当を宅配し、食事の確保を図るとともに、安否の確認を行う。 補助額：1 食につき 200 円	調理が困難な ・ひとり暮らしの高齢者 ・高齢者のみの世帯 ・身体障害者手帳の交付を受けている者

区 分	内 容	対 象 者
住宅改修支援事業	介護保険の認定を受けているが居宅介護支援又は介護予防支援サービスを利用していない者が、住宅改修を行う際、その住宅改修の理由書作成者に対し作成手数料を支払う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員 ・ 作業療法士 ・ 福祉住環境コーディネータ 1 級又は 2 級
生活管理指導短期宿泊事業	生活の安定を目的として、特別養護老人ホームの短期入所を行う。 利用日数：7 日以内	介護保険で非該当と認定された者又はそれに相当すると思われる者で、一時的に居宅での生活が困難な高齢者
介護給付等費用適正化事業	介護サービス利用者に介護給付費通知を郵送することにより、給付内容の再認識を図り、事業所の架空請求を防止する。	介護サービス利用者
認知症高齢者家族支援事業	認知症の高齢者を介護している家族介護者を対象に交流会を開催する。	認知症高齢者の家族介護者
在宅介護者支援金支給事業	介護を要する者を在宅で介護している介護者の経済的負担を軽減するため、支援金を支給する。 支給額：月額 5,000 円	要介護 4 又は 5 と認定された高齢者を在宅で介護している家族介護者
成年後見制度利用助成事業	判断能力が不十分な認知症高齢者等の成年後見制度の利用に対し、市長が申し立てを行うときの諸費用を助成する。	重度の認知症高齢者又は障害者で 4 親等以内の親族がいない者等

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	報償費	旅 費	需用費	役務費	委託料	扶助費	合 計
地域支援体制構築事業	210	47	392	89			738
介護者リフレッシュ事業	47		40		40		127
介護教室事業			23				23
徘徊高齢者家族支援事業					717		717
介護用品支給支援事業					1,116		1,116
配食サービス事業			23	42	7,301		7,366
住宅改修支援事業					10		10
生活管理指導短期宿泊事業					134		134
介護給付等費用適正化事業			131	99			230
認知症高齢者家族支援事業					80		80
在宅介護者支援金支給事業						11,400	11,400
成年後見制度利用助成事業	1,134		8	993			2,135
合 計	1,391	47	617	1,223	9,398	11,400	24,076

(款) 2 事業費

(項) 1 事業費

(目) 1 事業費

駅前開発事業

事業費 144,835千円

1 目的

本市の玄関口となる西春駅西地区を健全な市街地に再生するため、土地区画整理事業を推進する。

2 内容

(1) 調査設計及び物件調査

ア 区画道路実施設計 2路線

イ 画地確定測量 (境界仮杭設置)

ウ 町界・町名変更

エ 換地計画準備

オ 物件調査及び積算 4件

(2) 工事

ア 整地工事 (区画の整地及び舗装)

イ 区画道路築造工事 3路線 延長 L=255m
(巻末工事箇所図参照)

(3) 補償

ア 物件移転 4件

イ 占用物移転 (ガス管・水道管・電柱)

ウ 中断移転 2件

エ 使用収益停止 2件

3 事業費内訳

(単位:千円)

事業項目	委託料	工事請負費	補償補填 及び賠償金	合計
駅前開発事業	8,616	40,245	95,974	144,835

※平成21年度末における事業進捗率は90.8% (前年度比+1.3%)

負 債 額 表

(単位：千円)

許可同意 年 度	借 入 目 的	借 入 先	当 初 借 入 額	借入利 率(%)	最終償 還年度	21年度末 現 在 高	22年度償還額		22年度末 現 在 高
							元 金	利 子	
15	西春駅西土地区画整理事業	財務省	41,200	2.000	36	35,980	2,162	709	33,818
16	西春駅西土地区画整理事業	郵政公社	24,200	1.600	37	22,318	1,280	352	21,038
17	西春駅西土地区画整理事業	市中銀行	20,600	1.800	37	19,554	1,065	347	18,489
20	西春駅西土地区画整理事業	市町村 振興協会	83,000	1.100	35	83,000	0	913	83,000
21	西春駅西土地区画整理事業	未定	34,500	2.500	未定	34,500	0	855	34,500
合 計						195,352	4,507	3,176	190,845
							元利 合計		
							7,683		

公共下水道事業受益者負担金及び下水道使用料について

1 受益者負担金

区 分	金 額
・平成20年度賦課納付見込額	34,500 千円
・平成21年度賦課納付見込額	12,000 千円
・平成22年度賦課納付見込額	89,000 千円
賦課予定金額（賦課予定面積 300,000 m ² ×400 円）	120,000 千円
減免予定金額（対象見込面積 7,500 m ² ×400 円）	3,000 千円
徴収猶予予定金額（対象見込面積 7,500 m ² ×400 円）	3,000 千円
調定予定金額	114,000 千円
全期納付見込額（全納率 70%）	80,000 千円
期別納付見込額（調定予定金額×0.3(期別納付率)÷3年×0.8(収納率)）	9,000 千円
予算額（平成20、21、22年度賦課納付見込額）	135,500 千円

2 下水道使用料

区 分	件数及び金額
対象件数	5,100 件
基本料金	32,901 千円
従量使用料	103,500 千円
予算額	136,401 千円

3 下水道使用料金表（2か月当たり）

区 分	基本使用料	従量使用料	
		排出量区分	金額（1 m ³ につき）
一般用	1,200 円	1 m ³ ～20 m ³	40 円
		21 m ³ ～60 m ³	100 円
		61 m ³ ～100 m ³	150 円
		101 m ³ ～200 m ³	200 円
		201 m ³ ～	230 円
公衆浴場	1,200 円	1 m ³ ～	40 円

※この表で算定した金額に消費税及び地方消費税を加算した額が下水道使用料となる。

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 2 維持管理費

下水道 (汚水) 維持管理事業

事業費 16, 139千円

1 目的

整備された下水道 (汚水) を適正かつ効率的に管理するとともに、下水道使用料の賦課、徴収を効率的に図る。

2 内容

(1) 公共汚水ます蓋管理

壊れた公共汚水ます蓋を取替える。

(2) 水質調査

下水道に接続された除害施設設置者等の排水を調査する。

(3) 他市町への流出

名古屋市、豊山町区域の下水道へ接続している使用者の下水道使用料相当額を名古屋市、豊山町へ支払う。

(4) 下水道使用料徴収

北名古屋水道企業団が水道料金と下水道使用料を合わせて徴収することにより、事務に要する負担金を支払う。

(5) 水量情報の受領

名古屋市水道局の水道を使用している区域の方で、下水道に接続している使用者の水量情報を名古屋市水道局から得たときに事務に要する負担金を支払う。

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	需用費	委託料	原材料費	負担金補助 及び交付金	合計
下水道 (汚水) 維持 管理事業	723	420	1, 432	13, 564	16, 139

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 2 維持管理費

下水道 (流域) 維持管理事業

事業費 107,400千円

1 目的

流域下水道は広域的な下水道であり、その効用を的確に発揮させ、地域住民の生活環境改善と公共用水域の水質保全に寄与することができるよう適切な維持管理を図る。

2 内容

(1) 流域下水道維持管理費

愛知県が管理する浄化センターに排出する汚水量 (1 m³当たり 99円) に応じて維持管理費の負担金を支払う。

(2) 特定排水資本費

浄化センターの施設の償却費及び起債利子にかかる費用を資本費負担金とし、工場、事業所等から排出される汚水量の月当たり 500 m³を超える部分 (1 m³当たり 37円) にかかる負担金を支払う。

3 事業費内訳

(単位 : 千円)

事業項目	負担金補助及び交付金
下水道 (流域) 維持管理事業	107,400

(款) 2 下水道建設費 (項) 1 下水道建設費 (目) 1 下水道建設費

公共下水道（污水）整備事業

事業費 974,657千円

1 目的

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図り、健康で文化的な生活を営むため、公共下水道（污水）の整備を推進する。

2 内容

(1) 公共汚水ます等申請書回収業務

公共下水道の整備工事に伴い、宅地内に設置する公共汚水ます設置申請書の早期回収を図る。

(2) 地下埋設物調査

下水道管理設に伴い、事前に地下埋設物の位置を確認するために調査する。

(3) 調査設計

公共下水道事業の変更認可申請図書作成、舗装復旧工設計、設計基準及び標準図改訂業務を行う。

(4) 施設整備工事

公共下水道（污水）の整備を行う。

(5) 公共汚水ます設置工事

排水設備工事に伴い、公共汚水ますの設置を行う。

(6) 占用物移転補償

下水道管理設に伴い、支障物件の移転費用を支払う。

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	委託料	工事請負費	補償補填 及び賠償金	合計
公共下水道（污水） 整備事業	43,900	866,217	64,540	974,657

(款) 2 下水道建設費 (項) 1 下水道建設費 (目) 1 下水道建設費

公共下水道 (雨水) 整備事業

事業費 210,380千円

1 目的

久地野排水区の事業進捗を図るため、幹線管渠を整備し、浸水の軽減と居住環境の向上に寄与する。

2 内容

(1) 施設整備工事

公共下水道 (雨水) の整備を行う。

(2) 占用物移転補償

下水道管理設に伴い、支障物件の移転費用を支払う。

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	工事請負費	補償補填 及び賠償金	合計
公共下水道 (雨水) 整備 事業	195,000	15,380	210,380

(款) 2 下水道建設費 (項) 1 下水道建設費 (目) 1 下水道建設費

流域下水道整備事業

事業費 249,571千円

1 目的

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図り、健康で文化的な生活を営むため、浄化センターと幹線管渠を整備する流域下水道建設費の一部を負担する。

2 内容

(1) 流域下水道整備事業

新川流域下水道東部処理区の浄化センターの建設費用を負担する。

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業項目	内 訳 () は負担率	負担金補助及び交付金
流域下水道整備事業	管きよ等 (1/6)	190,018
	処理場 (1/9)	58,735
	単独 (1/3)	818
合 計		249,571

負 債 額 表

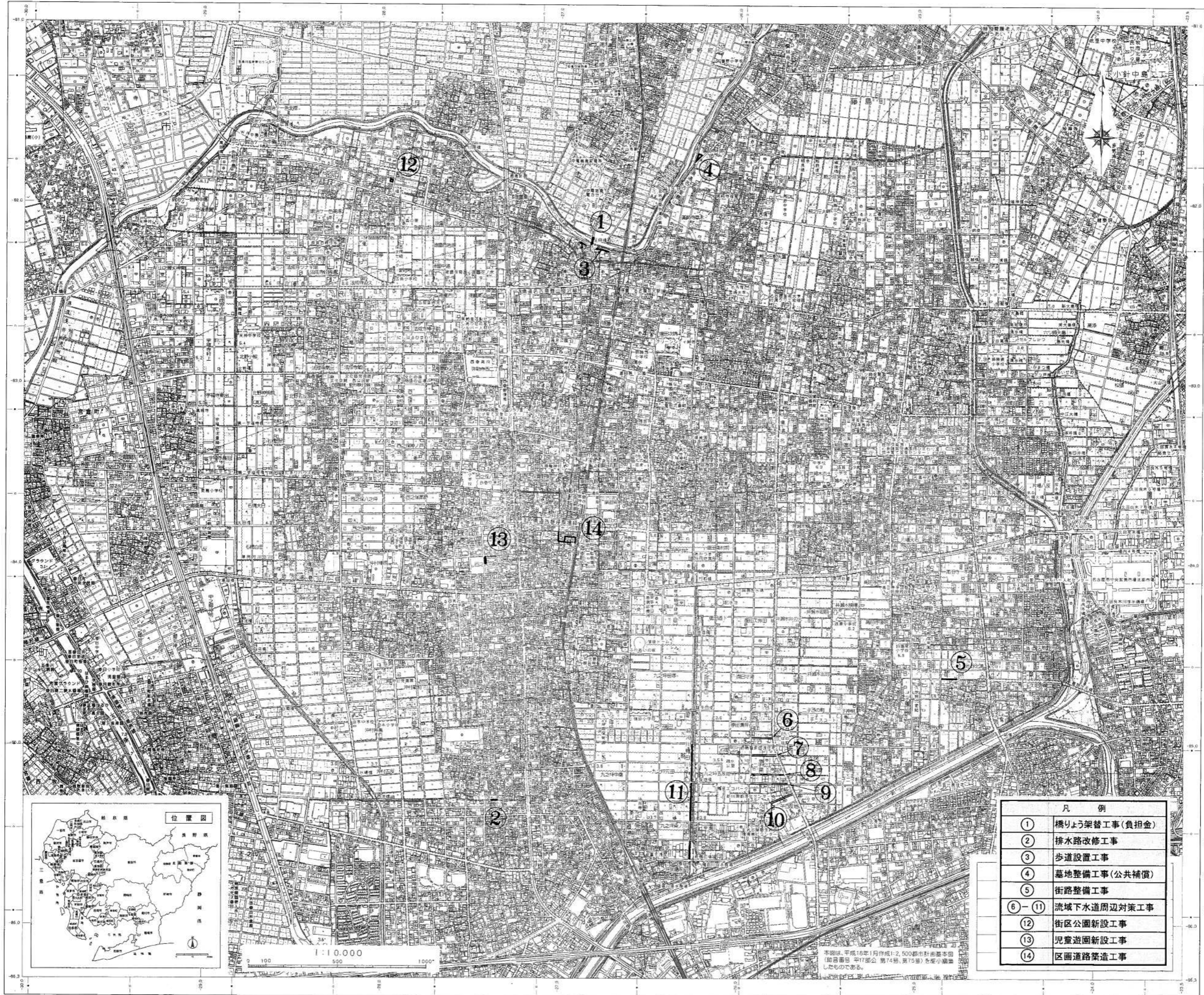
(単位：千円)

許可同意 年 度	借 入 目 的	借 入 先	当 初 借 入 額	借入利 率(%)	最終償 還年度	21年度末 現 在 高	22年度償還額		22年度末 現 在 高
							元 金	利 子	
13	公共下水道	市中銀行	22,800	2.100	43	20,650	747	430	19,903
13	公共下水道	地方公共団体 金融機構	11,200	2.100	41	10,025	408	209	9,617
13	流域下水道	財務省	59,600	2.100	43	53,980	1,953	1,123	52,027
13	流域下水道	地方公共団体 金融機構	39,500	2.100	41	35,359	1,439	735	33,920
14	公共下水道	市中銀行	110,300	1.200	44	102,638	3,900	1,220	98,738
14	公共下水道	地方公共団体 金融機構	66,800	1.200	42	61,693	2,600	733	59,093
14	流域下水道	財務省	81,400	1.100	44	75,678	2,909	825	72,769
14	流域下水道	地方公共団体 金融機構	87,200	1.200	42	80,534	3,394	956	77,140
14	公共下水道	地方公共団体 金融機構	17,200	1.200	42	15,885	669	189	15,216
14	公共下水道	地方公共団体 金融機構	14,300	1.150	42	13,200	559	150	12,641
14	公共下水道	財務省	61,500	1.200	44	57,228	2,174	680	55,054
14	流域下水道	地方公共団体 金融機構	75,400	1.200	42	69,636	2,934	827	66,702
14	流域下水道	財務省	64,300	1.200	44	59,834	2,273	711	57,561
15	公共下水道	市中銀行	107,200	2.000	45	103,857	3,410	2,060	100,447
15	流域下水道	財務省	46,600	2.100	45	45,166	1,465	941	43,701
15	公共下水道	地方公共団体 金融機構	19,000	1.900	43	18,334	678	345	17,656
15	公共下水道	地方公共団体 金融機構	20,400	1.900	43	19,685	728	371	18,957
15	流域下水道	地方公共団体 金融機構	55,400	1.900	43	53,459	1,978	1,006	51,481
15	公共下水道	地方公共団体 金融機構	19,800	1.900	43	19,106	707	360	18,399
15	公共下水道	地方公共団体 金融機構	42,300	1.900	43	40,818	1,510	768	39,308
15	公共下水道	財務省	143,600	2.000	45	139,123	4,568	2,760	134,555
15	流域下水道	地方公共団体 金融機構	45,800	1.900	43	44,195	1,635	832	42,560
15	流域下水道	財務省	38,600	2.000	45	37,397	1,228	742	36,169
16	公共下水道	市中銀行	150,800	2.100	46	150,800	4,642	3,143	146,158
16	流域下水道	財務省	106,000	2.100	46	106,000	3,263	2,209	102,737
16	流域下水道	財務省	82,100	2.100	46	82,100	2,527	1,711	79,573
16	公共下水道	財務省	158,800	2.100	46	158,800	4,888	3,309	153,912
16	流域下水道	地方公共団体 金融機構	125,700	2.100	44	125,700	4,302	2,617	121,398
16	公共下水道	地方公共団体 金融機構	73,300	2.100	44	73,300	2,509	1,526	70,791
16	公共下水道	地方公共団体 金融機構	22,200	2.100	44	22,200	760	462	21,440
16	流域下水道	地方公共団体 金融機構	109,700	2.100	44	109,700	3,754	2,284	105,946
16	公共下水道	地方公共団体 金融機構	36,700	2.100	44	36,700	1,256	764	35,444
16	公共下水道	地方公共団体 金融機構	63,900	2.100	44	63,900	2,187	1,331	61,713
17	公共下水道	財務省	133,800	2.100	47	133,800	0	2,810	133,800

許可同意 年 度	借 入 目 的	借 入 先	当 初 借 入 額	借入利 率(%)	最終償 還年度	21年度末 現 在 高	22年度償還額		22年度末 現 在 高
							元 金	利 子	
17	流域下水道	財務省	123,400	2.100	47	123,400	0	2,591	123,400
17	公共下水道	財務省	167,100	2.100	47	167,100	0	3,509	167,100
17	流域下水道	財務省	154,500	2.100	47	154,500	0	3,245	154,500
17	公共下水道	地方公共団体 金融機構	66,200	2.100	45	66,200	1,127	1,390	65,073
17	公共下水道	地方公共団体 金融機構	14,900	2.100	45	14,900	254	313	14,646
17	流域下水道	地方公共団体 金融機構	137,300	2.100	45	137,300	2,337	2,883	134,963
17	公共下水道	地方公共団体 金融機構	69,000	2.100	45	69,000	1,175	1,449	67,825
17	公共下水道	地方公共団体 金融機構	32,200	2.100	45	32,200	548	676	31,652
17	流域下水道	地方公共団体 金融機構	160,400	2.100	45	160,400	2,730	3,368	157,670
18	公共下水道	財務省	487,200	2.200	49	487,200	0	10,718	487,200
18	公共下水道	地方公共団体 金融機構	253,400	2.150	46	253,400	0	5,448	253,400
18	公共下水道	地方公共団体 金融機構	59,100	2.100	46	59,100	0	1,241	59,100
18	公共下水道	地方公共団体 金融機構	16,700	2.150	47	16,700	0	359	16,700
18	流域下水道	地方公共団体 金融機構	178,800	2.150	46	178,800	0	3,844	178,800
18	流域下水道	財務省	139,200	2.100	48	139,200	0	2,923	139,200
19	公共下水道	財務省	450,200	1.900	50	450,200	0	8,554	450,200
19	公共下水道	地方公共団体 金融機構	295,300	2.100	47	295,300	0	6,201	295,300
19	公共下水道	地方公共団体 金融機構	106,500	2.050	47	106,500	0	2,183	106,500
19	公共下水道	地方公共団体 金融機構	82,800	1.900	48	82,800	0	1,573	82,800
19	流域下水道	財務省	116,700	2.100	49	116,700	0	2,451	116,700
19	流域下水道	地方公共団体 金融機構	134,800	2.100	47	134,800	0	2,831	134,800
20	公共下水道	財務省	534,000	2.000	51	534,000	0	10,680	534,000
20	公共下水道	地方公共団体 金融機構	232,500	1.900	48	232,500	0	4,418	232,500
20	公共下水道	地方公共団体 金融機構	53,300	1.900	48	53,300	0	1,013	53,300
20	公共下水道	地方公共団体 金融機構	83,400	2.000	49	83,400	0	1,668	83,400
20	流域下水道	財務省	126,600	1.900	50	126,600	0	2,405	126,600
20	流域下水道	地方公共団体 金融機構	90,100	1.900	48	90,100	0	1,712	90,100
21	公共下水道	未定	936,300	2.500	未定	936,300	0	23,408	936,300
21	流域下水道	未定	260,900	2.500	未定	260,900	0	6,523	260,900
小 計						7,803,280	82,125	160,716	7,721,155
22	公共下水道	未定	546,100	2.500	未定	0	0	0	546,100
22	流域下水道	未定	249,400	2.500	未定	0	0	0	249,400
合 計						7,803,280	82,125	160,716	8,516,655
							元利合計		
							242,841		

土木事業主要工事箇所図

北名古屋市全図



凡 例	
①	橋りょう架替工事(負担金)
②	排水路改修工事
③	歩道設置工事
④	墓地整備工事(公共補償)
⑤	街路整備工事
⑥-⑪	流域下水道周辺対策工事
⑫	街区公園新設工事
⑬	児童遊園新設工事
⑭	区画道路築造工事

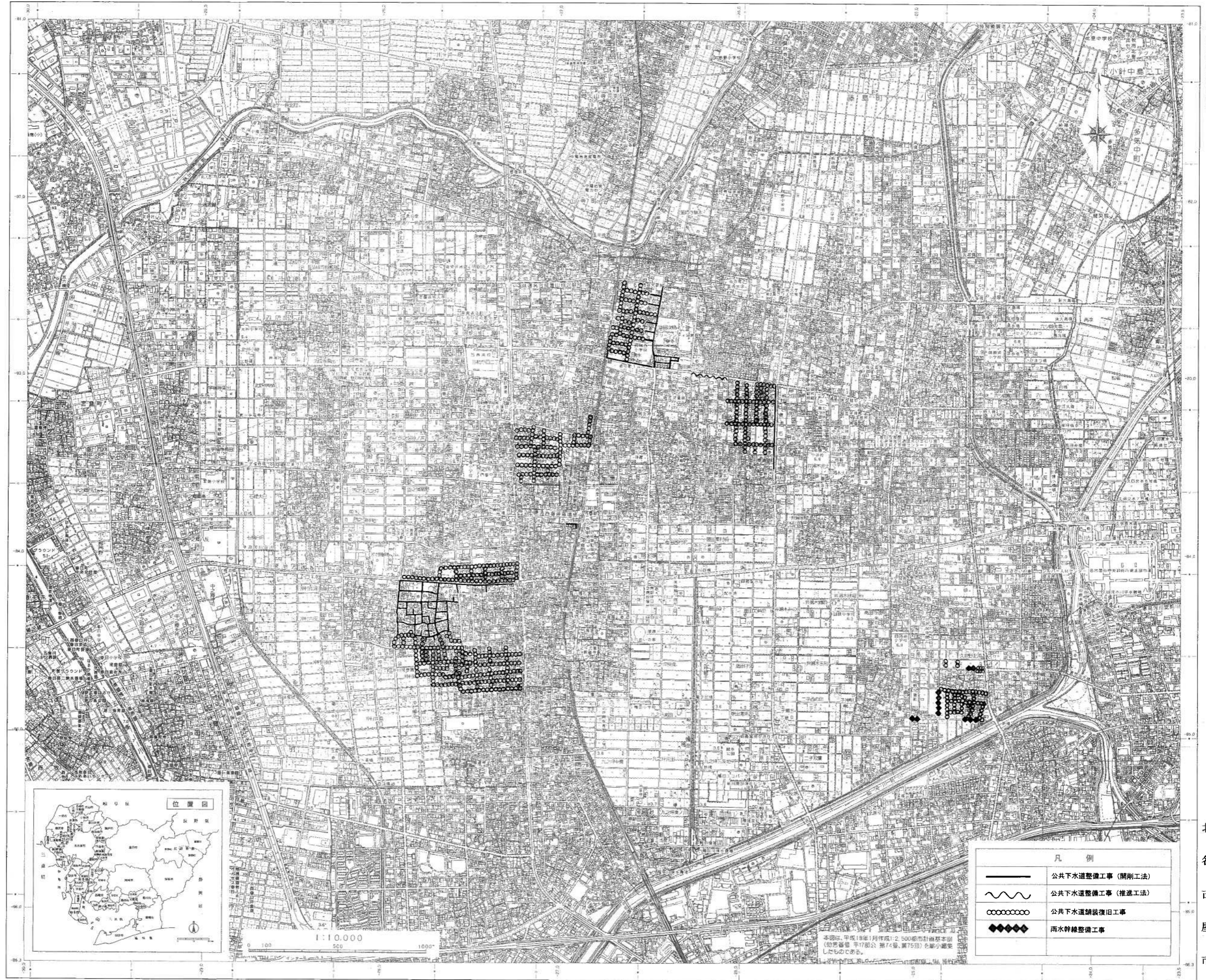
北
名
古
屋
市

本図は、平成16年1月作成1:2,500都市計画基本図
 (館番第 平17第公 第74号、第75号)を縮小編集
 したものである。

北名古屋市全図

1:10,000 地形図

平成十八年三月測図



0 100 500 1000
1:10,000

凡 例	
	公共下水道整備工事（開削工法）
	公共下水道整備工事（推進工法）
	公共下水道舗装復旧工事
	雨水幹線整備工事

本図は、平成十八年1月作成の1:2,500都市計画基本図（勘定番号 平17第2公 第74号、第75号）を縮小編集したものである。

北
名
古
屋
市